

使用済燃料管理及び放射性廃棄物の安全に関する条約

第5回国別報告

平成26年10月

外務省

文部科学省

厚生労働省

経済産業省

原子力規制委員会

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約

日本国第5回国別報告

目次

A	緒言	1
B	政策及び行為	3
B1	使用済燃料管理に関する政策	3
B2	使用済燃料管理に関する行為	4
B3	放射性廃棄物管理に関する政策	5
B4	放射性廃棄物管理に関する行為	7
B5	放射性廃棄物を定義し及び区分するために用いられた基準	8
C	適用範囲	9
D	目録及び一覧表	10
D1	使用済燃料管理施設一覧	10
D2	使用済燃料貯蔵等	10
D3	放射性廃棄物管理施設一覧	10
D4	放射性廃棄物貯蔵等	11
D5	廃止措置	12
D6	使用施設	13
E	法令と規制の体系	14
E1	我が国の法令	15
E2	規制機関	20
F	一般的な規定	24
F1	許可を受けた者の責任	24
F2	人的資源及び財源	26
F3	品質保証	29
F4	使用に際しての放射線防護	32
F5	緊急事態のための準備	37
F6	廃止措置	58
G	使用済燃料の管理の安全	60
G1	安全に関する一般的な要件	62
G2	既存の施設	64
G3	計画されている施設の立地	65
G4	施設の設計及び建設	67
G5	施設の安全に関する評価	69
G6	施設の使用	70

H	放射性廃棄物の管理の安全	73
H1	安全に関する一般的な要件.....	74
H2	既存の施設及び過去の行為.....	77
H3	計画されている施設の立地.....	79
H4	施設の設計及び建設.....	80
H5	施設の安全に関する評価.....	83
H6	施設の使用.....	85
H7	閉鎖後の制度的な措置.....	91
I	国境を越える移動.....	96
I1	国境を越える移動.....	96
I2	南緯 60 度以南の地域への輸送を禁止する措置.....	97
J	使用されなくなった密封線源.....	99
J1	放射線源の取り扱いに係る法規制の枠組み.....	99
J2	放射線源の管理.....	100
J3	密封線源の返還.....	101
K	安全性の向上のための取組み.....	102
K1	IRRS について.....	102
K2	前回検討会合で抽出された事項への対応.....	102
L	附属書.....	105
L1	使用済燃料の貯蔵量 ^{※1}	106
L2	放射性廃棄物の貯蔵量.....	107
L3	使用済燃料及び放射性廃棄物貯蔵施設のリスト.....	114
L4	G 章及び H 章に関連する法令の抜粋.....	123

A 緒言

1 我が国の原子力利用の状況

2011年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、2012年9月に原子力規制委員会が設置された。2013年4月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も原子力規制委員会が担っている。また、2014年3月1日には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管されている。我が国の原子力発電所は、定期検査のタイミングで順次停止され、2012年5月にはすべての原子力発電所が運転を停止した。2012年6月には関西電力大飯発電所3、4号機が稼働したものの、その後それらも定期検査に入り、2014年8月現在稼働中の原子力発電所はない。

なお、2014年3月末現在我が国の発電用原子炉数は、福島第一原子力発電所の1～6号機の廃炉が決定されたことにより、48基となっている。その他の原子力施設としては、核燃料加工施設は6施設、使用済再処理施設は2施設、放射性廃棄物管理施設は2施設、放射性廃棄物埋設施設は2施設、試験研究用原子炉は14基、廃止措置中の試験研究用原子炉は8基、一定量以上のウランなどの核燃料物質を使用する核燃料物質使用施設は15施設ある。

2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する主な取組み

我が国は、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力規制の抜本的な見直しを行っている。2012年9月には新たな原子力規制当局として原子力規制委員会が発足した。原子力規制委員会は、規制基準の見直しを行い、2013年7月には原子力発電所に関する新規制基準を、2013年12月には核燃料施設に関する新規制基準をそれぞれ施行した。原子力規制委員会は、原子力発電所については2013年7月から、核燃料施設については2014年1月から、原子力事業者が行う新規制基準への適合性に関する審査の申請を受理し、それぞれ新規制基準への適合性審査を開始した。

なお、福島第一原子力発電所については、原子力規制委員会発足に伴い改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じた同施設を、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため、2012年11月に保安等につき特別の措置を要する

施設に指定するとともに、東京電力に対して「措置を講ずべき事項」を示した。その後、東京電力から原子力規制委員会が提出を受けた措置を講ずべき事項に基づく福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）について、2013年8月に認可した。認可した実施計画の遵守状況について検査を実施するとともに、作業の進捗状況に応じた実施計画の変更認可申請に対して審査を実施している。

3 報告書の作成

本報告書は、本条約に規定される義務の履行のために我が国がとった措置についてとりまとめたものである。本報告の内容は、特段の言及がない限り、2014年3月末時点の情報を取りまとめている。

本報告は、国別報告の構造に関するガイドライン（INFCIRC/604/Rev3）の規定を考慮し、条約に規定される義務について、国内の責任を有する機関がその責任範囲を明確にできるような構造で作成された。

報告書は、複数の省庁で作成しており、条約の義務及び責任を有する主な省庁は以下のとおり。なお、福島第一原子力発電所の事故に伴い環境中に放出された放射性物質の除染など、環境省が管理する事業についての情報が参考資料として添付されている。

国別報告の構造に関するガイドラインの章立て 担当省庁

経済産業省 : B 章、I 章、

外務省 : C 章

原子力規制委員会 : D 章、E 章（厚生労働省及び経済産業省担当部分を含む）、F 章、
G 章、H 章、J 章、K 章（経済産業省、文部科学省、及び環境省担当部分を含む）、L 章

環境省 : K 章の一部（参考資料）

B 政策及び行為

第 32 条

- 1 締約国は、第 30 条の規定に従い、締約国の各検討会合ごとに自国の報告を提出する。この報告は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置を対象とする。また、締約国は、自国の報告に次の事項を記載する。
- (i) 使用済燃料管理に関する政策
 - (ii) 使用済燃料管理に関する行為
 - (iii) 放射性廃棄物管理に関する政策
 - (iv) 放射性廃棄物管理に関する行為
 - (v) 放射性廃棄物を定義し、区分するために用いられた基準

B章では、我が国の使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理を適切に促進するための政策及びその政策に基づく事業者等の行為について記載する。なお、使用済燃料管理の安全及び放射性廃棄物管理の安全規制については、それぞれ「G章 使用済燃料の管理の安全」及び「H章 放射性廃棄物の管理の安全」に記載する。

B1 使用済燃料管理に関する政策

使用済燃料の問題は世界共通の課題であり、原子力利用に伴い確実に発生するものであり、将来世代に負担を先送りしないよう、現世代の責任として、その対策を確実に進めることが不可欠である。このため、使用済燃料対策を抜本的に強化し、総合的に推進する。

廃棄物を発生させた現世代として、高レベル放射性廃棄物の最終処分へ向けた取組を強化し、国が前面に立ってその解決に取り組むが、そのプロセスには長期間を必要とする。その間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力を強化することが必要であり、安全を確保しつつ、それを管理する選択肢を広げることが喫緊の課題である。こうした取組は、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資することになる。

「エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）」においては、このような考え方の下、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進するとともに、そのための政府の取組を強化する。

あわせて、将来の幅広い選択肢を確保するため、放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の技術開発を進める。

核燃料サイクル政策については、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を推進するとともに、中長期的な対応の柔軟性を果たせる。

こうした核燃料サイクルの根幹をなす使用済燃料の再処理の事業及び再処理に伴い発生する放射性廃棄物の処分や再処理施設の解体等の事業を適正に実施するための必要な措置を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的として、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（E章参照）を制定し、使用済燃料再処理等積立金の資金管理法への積み立てを義務づけている。経済産業大臣は、必要に応じて監督命令や立ち入り検査等を行うことで、その資金管理業務を監督する。「資金管理法」として、（公財）原子力環境整備促進・資金管理センターが指定されている（2005年10月）。

B2 使用済燃料管理に関する行為

1 発電用原子炉施設により発生した使用済燃料の再処理

電気事業者は1969年から英国及び仏国の再処理事業者に使用済燃料の再処理を委託しているが、2001年7月以降、海外への使用済燃料の搬出は行われていない。これまでに約7,100トン（ウラン重量）の使用済燃料を搬出している。

また、再処理技術の確立及び技術者の養成訓練を目的として計画され1980年12月に竣工した茨城県東海村の（独）日本原子力研究開発機構の再処理施設（処理能力：一日当たり0.7トン（ウラン重量））では我が国の再処理需要の一部をまかなってきたが、2006年3月末に電気事業者からの委託による役務運転を終了し、以後は軽水炉MOX使用済燃料、新型転換炉使用済燃料、高速増殖炉使用済燃料等の再処理のための技術開発の場として活用されることとなった。この間に約1,100トン（ウラン重量）の使用済燃料を処理している。

1979年に原子炉等規制法の改正が行われ、1980年に電気事業者等が出資して再処理事業を行う民間会社「日本原燃サービス（株）」（現「日本原燃株式会社」）が設立された。同社は、国内における再処理需要の動向等を勘案しつつ、（独）日本原子力研究開発機構の再処理施設の運転経験を踏まえ、海外の再処理先進国の技術、経験を導入して、1993年に青森県六ヶ所村に年間処理能力800トン（ウラン重量）の商業規模の再処理施設の建設を開始した。再処理施設については2014年の使用開始に向けて2006年より実際の使用済燃料を用いた使用前検査を実施している。使用前検査のために2014年3月末までに約430トン（ウラン重量）の使用済燃料を処理している。1999年に竣工した貯蔵容量3,000トン（ウラン重量）の使用済燃料の受入れ・貯蔵施設では使用済燃料の貯蔵がすでに開始されており、2014年3月末までに、上述の処理燃料を含む、約3,400トン（ウラン重量）の使用済燃料を受入れている。また、2014年3月末時点で各原子力発電所（軽水炉）の使用済燃料の貯蔵量は約14,000トン（ウラン重量）である。

2 使用済燃料の敷地外の間貯蔵

2000年に中間貯蔵に関わる原子炉等規制法の一部改正が施行され、東京電力（株）並びに日本原子力発電（株）の共同出資により「リサイクル燃料貯蔵（株）」が設立された。

リサイクル燃料貯蔵（株）は、青森県むつ市に我が国で初めての敷地外使用済燃料中間貯蔵施設であるリサイクル燃料備蓄センターを設置するため、原子炉等規制法に基づき、2007年3月に経済産業大臣に事業許可を申請し、2010年5月に許可された。さらに、経済産業大臣にその設計及び工事の方法の認可申請を2010年6月に行い、同年8月に認可され、着工した。リサイクル燃料備蓄センターは、沸騰水型原子炉（BWR）及び加圧水型原子炉（PWR）で発生した使用済燃料を、金属製乾式キャスクにより最大約3,000トン（ウラン重量）貯蔵する能力を有し、2015年3月に事業を開始するとされている。

3 試験研究炉施設で発生した使用済燃料の取り扱い

試験研究炉施設で発生した使用済燃料については、米国への引き渡しや国内での再処理等を行うこととしている。

B3 放射性廃棄物管理に関する政策

わが国は、以下のとおり放射性廃棄物の処分を促進するための政策を策定している。

1 地層処分を行う放射性廃棄物

(1) 高レベル放射性廃棄物

我が国の高レベル放射性廃棄物の地層処分については、「最終処分法（E章参照）」が2000年3月に成立し、「概要調査地区」の選定、「精密調査地区」の選定及び「最終処分施設建設地」の選定からなる3段階の選定過程を経て最終処分施設が建設されることとなった。同年10月には処分事業の実施主体として原子力発電環境整備機構が設立された。最終処分にかかる費用については、電気事業者等から原子力発電環境整備機構へ最終処分のための拠出金が納付され、最終処分積立金として積み立てが行われている。

原子力発電環境整備機構は、2002年12月から、処分地選定に向けた最初の調査段階である文献調査地区の公募を行ってきたが、文献調査の実施には至っていない。高知県東洋町での失敗を踏まえ、2007年に国から自治体に申し入れる方式を追加すると共に、地層処分の安全性・信頼性向上に向けた研究開発や国民的理解に向けた広聴・広報活動を展開するも、これまでに申入れの実績は無く、文献調査にも着手できていない。

こうした状況の下、2014年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」においては、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、高レベル放射性廃棄物の問題の解決に向け、国が前面に立って取り組むこととした。具体的には、科学的により適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を示す等を通じ、国が前面に立って重点的な理解活動を行うこととした。また、地層処分を前提として取組を進めつつ、将来世代が最良の処分方法を常に再選択できるよう、可逆性・回収可能性を担保し、地層処分の技術的信頼性を評価していくとともに、代替処分オプションの調査・研究を並行的に進めることとした。さらに、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みの構築や、施設受入地域の持続的発展に資する支援策を検討することとした。

国際的連携の観点では、これまでも我が国においては処分地選定が進んでいる海外の事例を研究し、取組の参考としてきた。今後とも諸外国において処分事業に取り組んでいる機関等との意見交換や協力を実施していくとともに、諸外国における研究開発や理解促進活動の状況を調査し国内の取組に活かしていくほか、IAEA、OECD/NEA等の枠組みを活用した国際的連携についても、引き続き、推進を図ることとしている。

(2) 長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分を行う放射性廃棄物

最終処分法が2007年に改正され、「再処理等で発生するTRU廃棄物のうち地層中での処分が必要なもの」及び「海外での再処理に伴い発生したTRU廃棄物と交換され、返還される高レベル放射性廃棄物」が原子力発電環境整備機構による最終処分の対

象として追加されるとともに、これらの放射性廃棄物の発生者に最終処分に要する費用の拠出が義務付けられた。

2 管理型処分を行う放射性廃棄物

我が国では、管理型処分の方式を「浅地中トレンチ処分」、「浅地中ピット処分」及び「余裕深度処分」としている。原子力委員会は、「放射性廃棄物の処理・処分は、発生者や発生源によらず放射性廃棄物の性状に応じて一元的になされることが効率的かつ効果的である場合が少なくないことから、国はこれが可能となるように諸制度を運用すべき」としている。

我が国においては、低レベル放射性廃棄物のうち、浅地中トレンチ処分の対象となるものの一部及び浅地中ピット処分の対象となるものの一部については、すでに処分が実施されている。

しかしながら、余裕深度処分方式については、安全規制が整備されていない。

なお、放射線障害防止法においても埋設処分規定が導入されている。

3 海洋投棄の禁止

我が国は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(1972年)」及び「条約附属書(1993年)」を踏まえ、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとした。これに基づき、2005年5月に原子炉等規制法を改正し、海洋投棄の禁止を規定した。

B4 放射性廃棄物管理に関する行為

事業者は、発生者責任等の基本方針に従い、また、原子力関連施設から発生する放射性廃棄物管理に関する原子炉等規制法及び放射線障害防止法に従い、放射性廃棄物を管理している。

B4-1 高レベル放射性廃棄物管理に関する行為

我が国の使用済燃料の再処理は、日本原燃(株)の六ヶ所再処理施設、(独)日本原子力研究開発機構の東海再処理施設、英国及び仏国に所在する再処理工場で実施してきた。(日本原燃(株)での再処理は、2014年10月の竣工に向けたアクティブ試験。)

我が国の電気事業者が英国及び仏国の再処理企業と結んでいる再処理委託契約に基づく契約量は、これまでに軽水炉使用済燃料約5,600トン(ウラン重量)、ガス炉使用済燃料約1,500トン(ウラン重量)である。これらの契約に基づき、使用済燃料の再処理後に残存する高レベル放射性廃液は、ガラス固化された後、我が国の電気事業者に戻され、日本原燃(株)の廃棄物管理施設で管理されている。2014年3

月末現在 1,442 本のガラス固化体が、英国・仏国から返還済である。このうち、仏国からのガラス固化体 1,310 本は、1995 年に返還が開始され、2007 年に完了している。英国からのガラス固化体は 2010 年に返還が開始され、今後 5 回程度にわたり約 770 本のガラス固化体が返還される予定である。また、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験において発生した放射性廃棄物のガラス固化体 346 本も保管されている。

(独) 日本原子力研究開発機構の東海再処理施設で生じた高レベル放射性廃液は、同施設内の高レベル放射性廃液貯槽に貯蔵され、1995 年 1 月に使用を開始したガラス固化施設においてガラス固化されている。2014 年 3 月末で約 415m³ の高レベル放射性廃液及びこれまでに製造された 247 本のガラス固化体が貯蔵されている。これらのガラス固化体は、最終処分法に基づき地層処分を行うこととされている。

B4-2 低レベル放射性廃棄物管理に関する行為

原子炉等規制法に基づく廃棄の事業については、H 章に記載する。

B5 放射性廃棄物を定義し及び区分するために用いられた基準

原子炉等規制法に基づく放射性廃棄物の区分などについては E 章に記載する。

C 適用範囲

第3条

- 1 この条約は、使用済燃料管理の安全について適用する（その使用済燃料が民生用の原子炉の運転から発生する場合に限る。）。締約国が再処理は使用済燃料管理の一部であると宣言しない限り、再処理に関する活動の一部として再処理施設において保有される使用済燃料はこの条約の適用範囲に含まない。
- 2 この条約は、放射性廃棄物管理の安全についても適用する（その放射性廃棄物が民生の利用から発生するものに限る。）。ただし、この条約は、自然界に存在する放射性物質のみを含む廃棄物であって核燃料サイクルから発生するものではないものについては適用しない。もっとも、密封線源であって使用されなくなる場合又はそれぞれの締約国がこの条約の適用を受ける放射性廃棄物であると宣言した場合は、この限りでない。
- 3 この条約は、それぞれの締約国がこの条約の適用を受ける使用済燃料又は放射性廃棄物であると宣言する場合を除くほか、軍事上又は防衛上の施策における使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全については適用しない。ただし、この条約は、軍事上又は防衛上の施策によって発生する使用済燃料又は放射性廃棄物が民生用の施策のために永久に移転され、専ら当該施策において管理される場合には、当該使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全について適用する。
- 4 この条約は、次条、第七条、第十一条、第十四条、第二十四条及び第二十六条に規定する排出についても適用する。

我が国は、本条約に加入する際に、本条約第3条1の規定に従って、再処理は使用済燃料管理の一部である旨の宣言を行い、再処理施設において保有される使用済燃料を本条約の適用範囲に含めている。他方、本条約第3条2及び同3に基づく宣言は行っていない。

D 目録及び一覧表

第 32 条

2 この報告には、また、次の事項を含める。

- (i) この条約の対象となる使用済燃料管理施設の一覧表。この一覧表には、これらの施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含める。
- (ii) この条約の対象となる使用済燃料であって貯蔵されているもの及び処分された使用済燃料の目録。この目録には、これらの物質の性状を記載し、並びに入手可能な場合にはその質量及び全放射能についての情報を記載する。
- (iii) この条約の対象となる放射性廃棄物管理施設の一覧表。この一覧表には、これらの施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含める。
- (iv) この条約の対象となる放射性廃棄物の目録
 - (a) 放射性廃棄物管理施設及び核燃料サイクル施設に貯蔵されている放射性廃棄物
 - (b) 処分された放射性廃棄物
 - (c) 過去の行為から生じた放射性廃棄物

この目録には、これらの物質の性状その他入手可能な適当な情報（例えば、容量又は質量、放射能及び特定の放射性核種）を記載する。
- (v) 廃止措置の過程にある原子力施設の一覧表及びこれらの施設における廃止措置活動の状況

D1 使用済燃料管理施設一覧

発電用原子炉施設の使用済燃料は、当該施設の使用済燃料貯蔵施設並びに（独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所の東海再処理施設及び日本原燃（株）の六ヶ所再処理施設の使用済燃料貯蔵施設等において貯蔵されている。また、試験研究用原子炉施設の使用済燃料は、当該施設の使用済燃料貯蔵施設に貯蔵されている。これらの主要な使用済燃料管理施設の所在地、主要な目的及び特徴を附属書にまとめた。

D2 使用済燃料貯蔵等

上述の使用済燃料管理施設において貯蔵されている使用済燃料は、附属書のとおり。

D3 放射性廃棄物管理施設一覧

発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理施設は、当該施設で発生した廃棄物を処理する廃棄物処理設備、処理済みの廃棄物を封入したドラム缶（均質・均一固化体、充填固化体、及びその他（雑固体））等を貯蔵している固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器の交換により発生した蒸気発生器本体及び大型の固体廃棄物等を貯蔵している貯蔵庫、廃棄物である制御棒、チャンネルボックス等を貯蔵している使用済燃料プール等、使用

済みのイオン交換樹脂を貯蔵しているタンク等である。

核燃料加工施設の放射性廃棄物管理施設は、当該施設で発生した廃棄物を処理する廃棄物処理設備、処理済の廃棄物を封入したドラム缶等を貯蔵している固体廃棄物貯蔵庫等である。

再処理施設の放射性廃棄物管理施設は、当該施設で発生した廃棄物を処理する廃棄物処理設備、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体及び高レベル放射性液体廃棄物を貯蔵している廃棄物貯蔵施設、並びに、低レベル固体廃棄物及び低レベル液体廃棄物等を貯蔵している廃棄物貯蔵施設等である。

廃棄の事業における放射性廃棄物管理施設には、放射性廃棄物の最終的な処分を行う廃棄物処理施設及び最終的な処分までの間、貯蔵を行う廃棄物管理施設がある。

試験研究炉施設及び主要な核燃料使用施設の放射性廃棄物管理施設は、当該施設で発生した低レベル放射性廃棄物を処理する廃棄物処理設備、処理済み廃棄物を封入したドラム缶等を貯蔵している固体廃棄物貯蔵庫等である。

放射線障害防止法に基づく主な放射性廃棄物管理施設は、放射性同位元素の使用施設等で発生した廃棄物の処理済み廃棄物を封入したドラム缶等を貯蔵している、同法に基づく廃棄の業の許可を受けた事業所の貯蔵施設等である。

医療法等に基づく放射性廃棄物管理施設は、医療法等の指定を受けて、診療用放射性同位元素等の廃棄物を封入したドラム缶等を貯蔵している貯蔵施設等である。

これらの所在地、主要な目的及び重要な特徴等を附属書に示す。

D4 放射性廃棄物貯蔵等

D4-1 貯蔵されているもの

2014年3月末時点で、上述の放射性廃棄物管理施設に貯蔵されている廃棄物は、発電用原子炉施設では、低レベル放射性廃棄物が、ドラム缶約70万本（200リットルドラム缶相当）、使用済み蒸気発生器の貯蔵庫に貯蔵される使用済み蒸気発生器が32基、その他に使用済み制御棒、チャンネルボックス、使用済み樹脂などが使用済み燃料プール等にそれぞれ貯蔵されている。また、それ以外に、福島第一原子力発電所では、事故後に発生した瓦礫類、伐採木、使用済み保護衣等（合計201,300m³）及び汚染水処理二次廃棄物（セシウム吸着装置吸着塔等848本及びスラッジ597m³）を一時保管している。

発電用原子炉施設以外では、高レベル放射性廃棄物として再処理施設等に、ガラス固化体約2,035本、高レベル放射性廃液約415m³が貯蔵されている。その他の放射性廃棄物を含めた詳細データについては、L附属書に掲載する。

D4-2 処分されたもの

発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理施設に貯蔵されている発電所廃棄物の中で放

放射性核種濃度の比較的低いものは、1992 年以降、日本原燃（株）の廃棄物埋設施設に搬出され、浅地中処分されている。

廃棄物埋設施設における廃棄物埋設量を附属書に示す。現在、日本原燃（株）の廃棄物埋設施設が使用中であり、2014 年 3 月末で約 26 万本（200 リットルドラム缶）が埋設されている。（独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の廃棄物埋設施設では、動力試験炉（JPDR）の解体に伴って発生した放射能レベルの極めて低い廃棄物（コンクリート）約 1,670 トンが埋設されている。

D4-3 過去の行為から生じたもの

原子炉等規制法上の過去の行為から生じた放射性廃棄物はない。

D5 廃止措置

(1) 発電用原子炉

2014 年 3 月末時点で廃止措置の過程にある発電用原子炉は、日本原子力発電（株）東海発電所、（独）日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設（ふげん）及び中部電力（株）浜岡原子力発電所 1、2 号機である。

日本原子力発電（株）東海発電所は 1998 年に運転を停止し、2001 年 12 月から廃止措置を開始している。廃止措置は、まず、原子炉本体以外のタービン、給水ポンプ等の施設・設備の解体撤去に着手し、2006 年からは熱交換機等の撤去工事が行われている。2020 年度には原子炉本体の解体撤去が始まり、約 6 年かけて行われる。廃止措置の完了は 2025 年度の予定である。

（独）日本原子力研究開発機構の新型転換炉原型炉施設（ふげん）発電所は、2003 年 3 月末で運転を終了し、2006 年 11 月廃止措置計画を申請、2008 年 2 月に認可を受け、原子炉廃止措置研究開発センターに移行した。今後は、使用済燃料を同機構の東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設に搬出する作業を行いつつ、2033 年度までに完了の予定で廃止措置の作業を行っていく計画である。

中部電力（株）浜岡原子力発電所 1 号機及び 2 号機は、2009 年 1 月に運転を終了し、2009 年 11 月に全体期間にわたる廃止措置の基本方針と第 1 段階「解体工事準備期間」中に実施する事項をとりまとめた廃止措置計画の認可を受けた。第 1 段階「解体工事準備期間」においては、燃料搬出を行うとともに、汚染状況の調査・検討、系統除染および放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去を行い、廃止措置完了は 2036 年度の予定である。

東京電力（株）は、2011 年 3 月の事故により損傷した福島第一原子力発電所 1 号機から 4 号機及び 5 号機、6 号機について廃止することを決定した。これらの 6 基は、原子炉等規制法に規定する廃止措置計画の認可を受ける前の、恒久的に停止した状態となっている。

(2) 試験研究用等原子炉

試験研究用等原子炉については、(独)日本原子力研究開発機構 JRR-2、原子力第一船(むつ)原子炉、重水臨界実験装置(DCA)、(株)日立製作所日立教育訓練用原子炉(HTR)、(株)東芝教育訓練用原子炉(TTR-1)、立教大学研究用原子炉(RUR)、東京都市大学武蔵工大炉(MITRR)及び東京大学原子炉(弥生)の計8の原子炉施設が廃止措置の過程にある。

D6 使用施設

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令41条非該当施設について、核燃料物質使用施設については197施設あり、核原料物質使用施設については18施設ある。

E 法令と規制の体系

第 18 条 実施のための措置

締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上、その他の措置をとる。

第 19 条 法令上の枠組み

- 1 締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。
- 2 法令上の枠組みは、次の事項について定める。
 - (i) 放射線からの安全について適用される国内的な安全に関する要件及び規制
 - (ii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する活動を許可する制度
 - (iii) 許可を受けることなく使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設を使用することを禁止する制度
 - (iv) 適当な制度的管理、規制として行われる検査、並びに文書及び報告に関する制度
 - (v) 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置
 - (vi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理における異なる段階に係る機関の責任の明確な分担
- 3 締約国は、放射性物質を放射性廃棄物として規制するか否かについて検討するに当たり、この条約の目的に妥当な考慮を払う。

第 20 条 規制機関

- 1 締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与える。
- 2 締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の管理及びその規制の双方に関係している組織において規制を行う任務がその他の任務から効果的に独立していることを確保するため、自国の法令上の枠組みに従い適当な措置をとる。

概要

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全確保のための規制を行っているほか、放射線障害防止法に基づき、使用されなくなった密封線源の規制を行っている。原子力規制委員会は、2012年9月に発足した新しい規制機関であり、独立した意思決定が法によって保証されている。従来原子力安全・保安院及び文部科学省に分散していた使用済燃料及び放射性廃棄物に関する規制業務が、原子力規制委員会に統合されている。2014年3月には、技術支援機関である独立行政法人原子力安全基盤機構を統合した。

E1 我が国の法令

我が国の原子力規制に関する法律体系では、最も上位にあって我が国の原子力利用に関する基本的理念を定義する「原子力基本法」の下、政府が行う原子力規制を規定した「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、原子炉等規制法という）及び規制当局の権能を規定した「原子力規制委員会設置法」が制定されている。また、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理を促進するための法体系として、再処理等の事業に要する将来費用を、安全、かつ、確実に、また、透明性が担保された形で確保するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」を、使用済燃料の再処理に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的、かつ、確実に実施させるために必要な措置を講ずるため、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を定めている。また、原子力災害への対応を規定した「原子力災害対策特別措置法」など必要な法律が整備されている。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、これらの法律が2012年9月19日に改正された。原子力規制委員会は、原子力規制を実施するための基準等を「原子力規制委員会規則」として策定している。原子炉等規制法は、原子炉の設置、運転のために必要な許認可、検査等の制度を規定しており、原子力規制委員会に許可の取り消しや施設の運転停止などを命じる権限が明記されるとともに、違反に対する罰則も規定されている。

(1) 原子力基本法

原子力基本法は、1955年に公布された、我が国の原子力利用に係る基本となる法律である。この法律の目的は、原子力利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することである。この法律の中で、我が国の原子力利用の基本方針について、原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資することを規定している。

また、我が国の原子力行政の民主的な運営を図るために、原子力委員会を設置すること、原子炉の建設等、核燃料物質の使用等を行うにあたり、政府の規制に従わなければならないことなどが、この法律に規定されている。なお、原子炉の建設等を行うにあたって従うべき政府の規制は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定されている。

福島第一原子力発電所の事故を受けた2012年9月の改正により、原子力規制委員会の設置、原子力防災会議の設置に関する規定が追加され、原子力規制委員会の設

置に伴い廃止された原子力安全委員会の設置に関する規定が削除された。

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

原子炉等規制法は、1957年に公布された、我が国における原子力利用に関する規制を包括的に扱う法律である。

この法律は、原子力基本法の本質にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。

原子炉等規制法では、使用済燃料の貯蔵及び放射性廃棄物の廃棄の事業に関する規制として、事業の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、施設定期検査、保安規定の認可、保安検査、廃止措置などの規制の手続きや許認可の基準などが定められているほか、この法律の定めに従わなかった場合に課することができる運転停止や許可の取消しなどの行政処分や懲役、罰金などの刑事処分についても規定されている。また、廃棄の事業については、第一種廃棄物埋設、第二種廃棄物埋設及び廃棄物管理の三区分に規定している。廃棄の事業について表 E 1-1 及び表 E1-2 に示す。

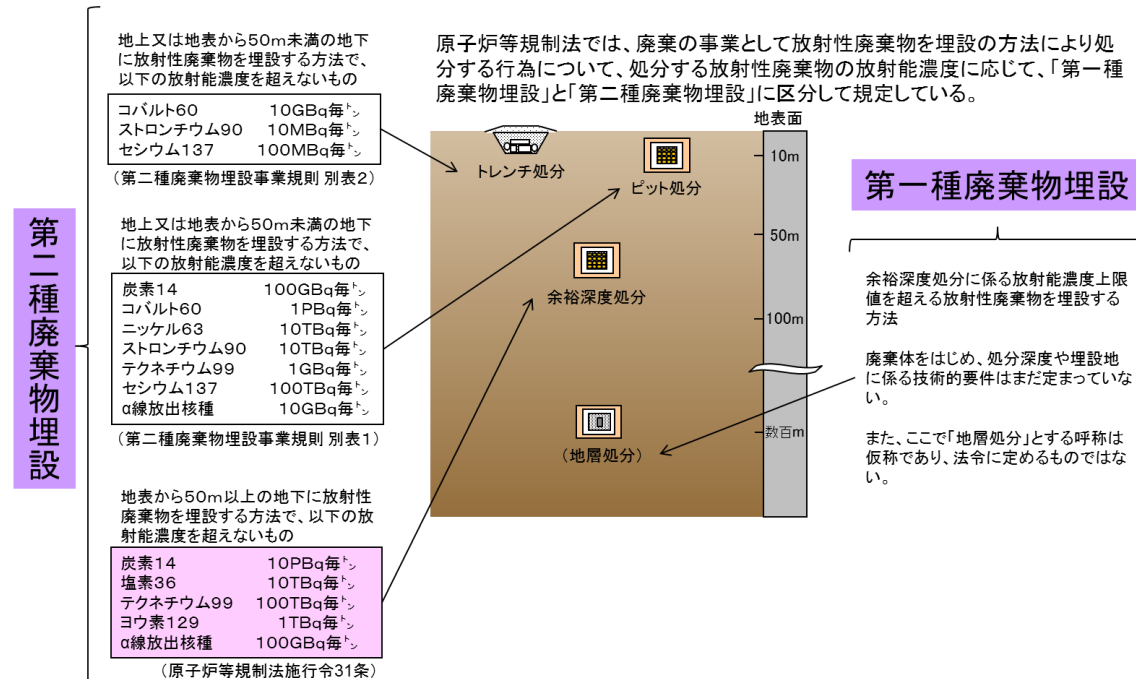
さらに、原子力事業者の従業者等による申告制度が定められ、原子炉等規制法の違反などの事実がある場合に、原子力規制委員会に申告することができる環境が整備されている。この制度に基づいて申告をしたことにより不利益を受けないようにすることが定められている。

さらに、原子炉等規制法では、災害を発生した原子力施設について、保安のための措置等の適正な実施が確保される場合には、原子炉等規制法の一部のみを適用することができることとされており、通常の原子炉施設とは異なる特別な状況にある福島第一原子力発電所の安全確保のために講ずべき措置について規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則が制定されている。

表 E1-1 廃棄の事業（原子炉等規制法において規定する廃棄の事業）

事業区分	廃棄の事業					
	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設			廃棄物管理	
名称	なし ^{※1}	余裕深度処分	ピット処分	トレンチ処分	管理	処理
事業内容	人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令 ^{※2} で定める基準を超える放射性廃棄物の埋設の方法による最終処分	地表から深さ50m以上の地下に政令 ^{※2} で定める基準を超える放射性廃棄物 ^{※4} の埋設の方法による最終処分	地上又は地表から深さ50m未満の地下に規則 ^{※3} で定める基準を超える放射性廃棄物 ^{※5} の埋設の方法（外周仕切り設備を設置して廃棄物埋設地に放射性廃棄物を定置する方法又は外周仕切り設備を設置しない廃棄物埋設地に放射性廃棄物を一体的に固型化する方法のいずれかの方法に限る。）による最終処分	地上又は地表から深さ50m未満の地下に規則 ^{※3} で定める基準を超える放射性廃棄物 ^{※5} の埋設の方法（外周仕切り設備を設置して廃棄物埋設地に放射性廃棄物を定置する方法及び外周仕切り設備を設置しない廃棄物埋設地に放射性廃棄物を一体的に固型化する方法を除く。）による最終処分	最終的な処分が行われるまでの放射性固体廃棄物の管理	最終的な処分に適した性状に放射性液体廃棄物又は放射性固体廃棄物を処理
※1:	原子炉等規制法上の名称はないが、他の処分形式と区別するため、「地層処分」と呼称されることが多い。					
※2:	原子炉等規制法律施行令（昭和32年政令第324号）					
※3:	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和61年総理府令第1号）					
※4:	加工施設（その燃料材にMOX燃料を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。）、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設で生じたものに限る。					
※5:	試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設で生じたものに限る。					

表 E1-2 廃棄の事業（埋設の方法による放射性廃棄物の最終的な処分）



(3) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

2000年5月に制定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律は、使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物（以下「特定放射性廃棄物」という。）の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために（i）経済産業大臣が特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針や特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（最終処分計画）を定め、公表すること、（ii）特定放射性廃棄物の最終処分地選定プロセス、（iii）特定放射性廃棄物の最終処分業務に要する費用の確保、（iv）特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体等の最終処分事業の枠組みを定めている。また、2007年6月の同法の改正により、地層処分相当の長半減期低発熱放射性廃棄物等が、新たに処分対象として追加された。

経済産業大臣は、基本方針を定め、それに則して、最終処分計画を定める。処分実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）は、最終処分計画に従って、最終処分事業（最終処分の実施、概要調査地区等の選定、施設の建設、拠出金の徴収等）を行う。発電用原子炉設置者は、同機構に対し処分費用を拠出し、NUMOは、これを経済産業大臣が指定した資金管理主体に積み立てを行う。

処分地の選定プロセスについては、最終的に処分施設を立地する場所の選定に至るまでに、概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地の選定という3段階のプロセスを経なければならない、選定の際の調査・評価事項について、法定している。

(4) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積み立て及び管理に関する法律

原子力発電を行った時点で使用済燃料の再処理や廃棄物の処分費用等に充てる資金を確保するため、使用済燃料の処分の方法として再処理することを設置許可申請に記載した実用発電用原子炉の設置者に対し、毎年度、経済産業大臣が通知する額の金銭を、使用済燃料再処理積立金として資金管理法人に積み立てさせることを規定している。この法律は、2005年10月1日から施行された。

(5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）

放射線障害防止法は、「原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらの放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること」を目的としている。放射線障害防止法の下には、放射線障害防止法施行令、さらに同法施行規則が定められている。放射性同位元素の使用、廃棄の業の許可等を受けた者は、一定規模以上の貯蔵施設を有するか又は放射線発生装置を使用する場合には使用開始前の施設検査及び定期検査を受ける義務がある。使用者等は、放射性同

位元素等の取扱いを開始する前に、放射線障害予防規程の作成、放射線取扱主任者の選任を行い、それらを届け出なければならない。また、使用者等は法令に定められた使用施設等の基準、使用等の基準への適合義務があり、さらに、事業所内や事業所境界における線量の測定、放射線業務従事者の被ばく線量の測定、教育訓練、健康診断等が義務付けられている。放射性同位元素等を取り扱う事業所から発生する放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄については、当該事業所内又は廃棄業者の事業所内において、法令に定められた基準に適合した廃棄が義務付けられている。

原子力規制委員会は、法令に定められた基準等の遵守状況を確認するため、必要に応じて、放射線検査官による立入検査を実施する。放射性同位元素又は放射線発生装置の使用等を廃止する場合には、その旨を原子力規制委員会に届け出るとともに、廃止等に伴って講じた措置を報告することが義務付けられている。また、廃棄業者が行う放射性廃棄物の埋設処分については、2004年6月の放射線障害防止法改正とそれを受けた施行令及び施行規則の改正によって基本的な枠組みを規定しており、現在は、埋設地における線量基準等、埋設処分の実現に向けた技術的細目に係る告示等の整備を進めているところである。

2010年5月の放射線障害防止法の改正に伴い、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取扱いに関する規制の創設及び放射性同位元素の使用の廃止等に伴う措置に係る規制の強化等の措置を講じた。

(6) 放射線障害防止の技術的基準に関する法律

放射線障害防止の技術的基準に関する法律は、放射線障害防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによって、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的としている。

(7) 原子力災害対策特別措置法（原災法）

原災法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の責務、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他の原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、1999年に公布された。この法律では、原子力事業者の責務として、原子力災害の発生の防止に万全の措置を講じ、原子力災害の拡大の防止、復旧に関して、誠意をもって必要な措置を講じる責務を

有するとしている。また、国の責務として、緊急事態応急対策の実施のために必要な措置、原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講じることを規定している。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、2012年9月19日、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部等の強化等を内容とする原災法の改正がなされた。

(8) 医療法

診療用放射性同位元素等の廃棄に関する管理については、医療法に基づいて、厚生労働大臣が指定した廃棄業者が行っている。

厚生労働大臣の指定を受けるためには、廃棄施設の位置、構造及び設備等に係る技術上の基準に適合している必要がある。

その他、定期検査、障害予防規程の作成、廃棄の業の廃止等の届出等、放射線障害防止法に準じた規制を行っている。

E2 規制機関

(1) 原子力規制委員会の組織、権限及び責務

我が国の原子力に関する規制は原子力規制委員会が行っており、原子力規制庁は、その事務を行う事務局である。原子力規制委員会は環境省の外局として設置されているが、中立公正な立場で独立して職権を行使することを目的とする原子力規制委員会設置法の規定に基づき、原子力規制委員会の委員長及び委員は、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。原子力規制委員会は、所掌事務の処理状況について、毎年内閣総理大臣を経由して、国会に報告することが義務づけられている。また、原子力規制庁の職員の任免権限は、原子力規制委員会委員長にある。原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律及び政令を実施するために原子力規制委員会規則を制定する権限を有する。委員長及び委員の任期は5年で、再任が可能である。原子力規制委員会は、原子力利用における安全確保を任務としており、原子炉施設の設置許可を与える権限を有する。

また、原子力規制委員会は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置、保安規定、危険時の措置等、原子力に関連する規制の細目を定めた原子力規制委員会規則を策定するとともに、施設の設計や工事に関する認可、検査、保安規定の認可、原子炉施設の廃止措置計画等の認可をし、原子炉設置者からの報告徴収や必要な場合には立入検査を行う。

また、原子炉施設の設置許可の取消又は使用停止、保安措置等の命令、原子炉主任技術者の解任命令、廃止措置に係る措置命令、災害の防止のための措置命令等を行う権限を有している。

原子力規制委員会には、原子炉の安全性に関する調査審議を行う原子炉安全専門審査会、核燃料物質の安全性に関する調査審議を行う核燃料安全専門審査会及び放射線障害防止に関する技術基準の審議を行う放射線審議会を有している。

原子力規制委員会には、庁内の総合調整、政策評価、広報を行う総務課をはじめ、国際機関や諸外国との連携を担う国際課、基準・指針の策定を行う技術基盤課、原子力安全に関する技術の調査研究を担う4名の安全技術管理官（システム安全、シビアアクシデント、核燃料・廃棄物、地震・津波）、防災体制の構築、緊急時初動対応及び核物質防護を担う原子力防災政策課、放射線モニタリングのとりまとめ等を行う監視情報課、放射性同位元素等の使用等の規制や国際約束に基づく保障措置の実施を行う放射線対策・保障措置課、審査・検査等の制度整備等を行う原子力規制企画課及び原子炉等規制法に基づく規制の実務を行う7名の安全規制管理官（BWR、PWR、発電所施設検査、新型炉・試験研究炉・廃止措置、再処理・加工・使用、廃棄物・貯蔵・輸送、地震・津波安全対策）を有する（図 E2-1）。

また、原子力事業所の所在地に22カ所の原子力規制事務所を有しており、原子力保安検査官及び原子力防災専門官が常駐している。

2014年3月に、原子力規制委員会は、更なる機能強化に向けた専門性の向上が不可欠との認識から、（独）原子力安全基盤機構（JNES）を統合した。これに伴い、2014年3月末時点で、原子力規制庁の定員数は原子力事業所に駐在する原子力保安検査官及び原子力防災専門官を含めて約1,000人となった。

(2) 原子力規制委員会の独立性の確保

原子力規制委員会は、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、専門的な知見に基づき中立公正な立場から独立して原子力に関連する規制に関する職務を担うものとされている。原子力規制委員会の委員長及び委員は、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命し、原子力規制庁の職員は原子力規制委員会委員長が任命することから、職員の任免に関しても推進当局からの関与はない。

財政的には、原子力規制委員会の活動は国家予算によって賄われており、その予算案は原子力規制委員会から財務省へ提出される。政府全体の財政状況に応じて、予算は財務当局の査定を受けるが、財政的観点でも推進当局からの関与はない。

原子力規制委員会は、原子炉等規制法の規定に基づく原子力規制についての明確な権限と権能を有しており、原子炉設置許可などの許認可や検査など、原子炉施設に対する規制活動に関し、推進当局からの関与を受けることなく、独立して意思決定することができる。

(3) 厚生労働省

厚生労働省は、放射性医薬品に関する安全規制及び医療機関における診療用放射線

の防護、検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の規制をつかさどっている。

医薬食品局においては、薬事法の規定に基づく薬局等構造設備規則及び放射性医薬品の製造及び取扱規則に則り、放射性医薬品の製造等に関する安全規制を所管しており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が放射性医薬品の製造所の定期調査を行っている。医薬食品局は、また、放射性医薬品等の廃棄の委託に関する安全規制を行っている。

医政局では、医療法施行規則において、エックス線診療室、診療用放射性同位元素使用室等の構造設備等に係る規制を行っている。同施行規則では、診療用放射性同位元素等の貯蔵や廃棄のための施設等に関する基準も示している。

また、臨床検査技師等に関する法律施行規則、「臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条第 1 項第 5 号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準」（昭和 56 年 3 月 2 日厚生労働省告示 16 号）において、検体検査用放射性同位元素使用室等の構造設備等に係る規制を行っている。同施行規則等では、検体検査用放射性同位元素等の貯蔵や廃棄のための施設等に関する基準も示している。



図 E2-1 原子力規制委員会の組織図

F 一般的な規定

F1 許可を受けた者の責任

第 21 条

- 1 締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための主要な責任は関係する許可を受けた者が負うことを確保するものとし、許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するため適当な措置をとる。
- 2 許可を受けた者又は責任を有するその他の者が存在しない場合には、使用済燃料又は放射性廃棄物について管轄権を有する締約国がその責任を負う。

F1-1 許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するための措置

我が国における原子力の利用に係る最も基本的な事項を定めた原子力基本法では、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」と定められている。これにより、許可を受けた者は、原子力の平和利用及びその安全確保について、一義的な責務を負う。

原子力基本法では、さらに政府の行う核燃料に関する規制に従わなければならないことが規定されている。すなわち、許可を受けた者は政府が行う規制に従う義務を負う。政府の行う規制は、主に原子炉等規制法及び放射線障害防止法で定められている。

原子炉等規制法では、原子力事業者等の責務として、「原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定し、原子炉設置者の責務が法文上も明確にされている。

原子炉等規制法に基づく規制により、原子力事業者には保安のために講ずべき措置として、施設の保全に関する措置、施設の運転に関する措置及び運搬、貯蔵、廃棄に関する措置が規定されている。これらの措置は、原子炉等規制法を受ける原子力規制委員会規則において具体化されている。

更に、原子力事業者は保安規定を定めて原子力規制委員会の認可を受けるとともに、その遵守状況について原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

また、原子力事業者は施設毎に定める保安規定において、個別の業務に関する要求事項を満たさない不適合が発生した場合に、その不適合に関する情報の公開について規定することが求められており、原子力事業者が不適合を隠蔽しないよう措置されている。

原子力事業者に、その責務を全うさせるための制度的な仕組みとしては、法令に基づく責務を果たしていない場合に適用される罰則の対象が原子力事業者とされていることが挙げられる。

例えば原子炉施設が法令で定める技術上の基準に適合していないと認められる場合や原子炉施設の運転等が規制要求に違反していると認められる場合には、法の規定に基づき、原子力規制委員会は、原子炉設置者に対して原子炉施設の運転方法の指定その他必要な措置を命ずることができるが、原子炉設置者がこの命令に違反したときは、原子力規制委員会は、許可の取消し又は一年以内の期間を定めて運転停止を命ずることができる。また、許可を受けずに原子炉を設置するなどした場合は、法律の規定に基づき、懲役もしくは罰金に処し、又はこれを併科される。さらに、原子炉施設の保安の確保のために原子炉設置者によって定められる保安規定の認可を受けなかった場合や、認可を受けずに変更した場合、あるいは、原子炉設置者及びその従業者が保安規定を遵守していない場合にも、同様である。

F1-2 許可を受けた者等が存在しない場合の措置¹

我が国では、原子炉等規制法の許可等を受けた者がその許可等を取り消された場合において、同法によって定められる合併や相続による事業者の地位の継承が行われなかったときは、許可等を取り消された者が原子炉等規制法に規定する「記録」、「防護措置」、「保安規定」、「核物質防護」等についてはなお許可を受けたものとみなして規制の対象となる。また、事業者が解散した場合等において、原子炉等規制法によって定められる合併や相続による事業者の地位の継承が行われなかったときは、清算人、破産管財人等は、原子炉等規制法に規定する「記録」、「防護措置」、「保安規定」、「核物質防護」等についてはなお許可を受けたものとみなして規制の対象となる。加えて、上記の者は廃止措置計画を定めて原子力規制委員会の認可を受け、廃止措置を講じ、廃止措置の終了について原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

また、放射線障害防止法においては、同法の許可を受けた廃棄業者等が解散した場合等が考えられる。このような場合の措置については、事業の継承があった場合として、合併の認可を受け、合併後存続する法人等が地位を継承することとされている。事業の継承がなかった場合としては、放射性同位元素等による汚染の除去等、廃止に伴う措置を、清算人等が講ずることとなっている。

以上のとおり、我が国においては事業の継承により許可を受けた者が存在しない状態にならないことを確保し、事業が継承されない場合は当該事業を廃止することとしている。

¹医療放射線源などについては、医療法等の指定を受けた廃棄業者は、同法等に基づき廃棄の業の廃止等に伴う措置を完了しない限り、廃止又は解散を行ってはならないこととされている。

F2 人的資源及び財源

第 22 条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中、必要に応じ、安全に関する活動のために、能力を有する職員が利用可能であること。
- (ii) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中並びにこれらの施設に係る廃止措置をとるに当たり、これらの施設の安全の確保を支援するための適当な財源が、利用可能であること。
- (iii) 適当な制度的管理及び監視措置が処分施設の閉鎖後必要と認める期間継続されることを可能にするために、財源が確保されること。

規制機関は、原子炉等規制法に基づく事業の許可等に係る審査の中で、許可を受けようとする者が施設を設置し、その事業を適確に遂行するに足りる人的資源を含めた技術的能力があることを確認している。許可を受けようとする者は、その技術的能力が事業を遂行する上で十分であることを証明しなければならない。

事業を行うにあたり、原子炉等規制法では、原子炉の運転に関して保安の監督を行う原子炉主任技術者、加工の事業、再処理の事業における核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行う核燃料取扱主任者、貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに関して保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者、廃棄の事業における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行う廃棄物取扱主任者を、資格を有する者の内から選任することを事業者が義務づけている。

さらに、教育、訓練に関し、保安規定に実施計画の策定を含む保安教育の実施方針、保安教育の内容等を定めるよう事業者が義務付けており、規制機関はこれらの遵守状況を保安検査によって確認している。

また、放射線障害防止法においては、事業を開始するまでに、放射性同位元素等の取扱いに関する安全管理の監督者である放射線取扱主任者を有資格者から選任することを事業者が義務付けている。それとともに、放射線障害予防規程に放射性同位元素等の安全管理及び取扱いに従事する者の職務及び組織に関すること、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること等を定めることを事業者が義務付けている。

F2-1 我が国の人材基盤確保への取組

(1) 原子力規制庁における人材の育成

原子力規制は、高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、専門性を有する人材を必要な規模で確保し、また、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会は、現在の職員の専門性の向上のため、職員向けの研

修プログラムを設けて計画的に実施した。具体的には、原子炉等規制法改正の趣旨を含め(1)法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、(2)模擬設備を用いた検査実習を行った。また、原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた研修等を実施した。さらに、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を開催し、職員の意識向上に努めた。

また、国内の関連大学院へ職員 3 名を派遣し、米国原子力規制委員会等の海外の原子力規制機関や IAEA 等の国際機関へ、職員を派遣している。

さらに、専門的な知識や経験を有する者を原子力規制委員会発足後、2014 年 5 月 7 日時点で、35 人、新卒の職員 33 人を採用するとともに、引き続き実務経験者の募集や新卒職員採用方法の多様化等の人材の確保のための取組に着手した。

2014 年 3 月 1 日、原子力規制委員会は、原子力規制庁に原子力規制委員会の技術支援機関である原子力安全基盤機構を統合した。この統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく、原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」を設置した。

今後、2014 年 6 月 25 日に委員会決定した「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」に基づき、原子力規制委員会職員の力量の向上に資する研修の体系化や、知識管理・技術伝承の推進などの人材育成に係る中長期的な施策を定め、人材育成を着実に進めることとしている。

(2) 事業者の人材確保のための措置

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に規定される事業等の許可にあたり、許可を受ける者が、事業遂行のために必要な技術的能力等があることを確認する。発電用原子炉設置者、燃料加工事業者及び使用済燃料再処理事業者については、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があることについても確認する。

原子炉等規制法において、原子力事業者等は保安のために必要な措置を講じなければならないこと、また、施設の運転開始前に、保安規定を定めて、原子力規制委員会の認可を受けなければならないことが定められている。

保安のために講ずべき措置として、例えば実用炉規則では、発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること、発電用原子炉の運転に必要な構成人員が揃っているときでなければ運転を行わせないこと、運転責任者は発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、原子力規制委員会が定める基準に適合した者であること及び当該基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法等について原子力規制委員会の確認を受けること等が定められ、適

切な人員配置、技能者の認定についての規制上の要求となっている。また、運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定めて運転員に守らせることとされている。

保安規定には、例えば、実用炉規則では、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することとして、保安教育の実施方針、内容等が保安規定に規定すべき事項が規定されている。また、保安規定には、品質保証計画が定められているが、その中でも人的資源について規定することが求められる。原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にし、力量が不足している場合には教育訓練等の措置をとること、教育訓練等の有効性を評価すること等が規定される。

保安検査として、例えば実用炉規則では、原子力規制委員会は年間4回及び安全確保上重要な行為時等の保安規定の遵守状況に関する検査を行い、適切に力量管理や教育訓練が実施されていることを確認している。

事業を行うにあたり、発電用原子炉設置者は、原子炉の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者を、加工事業者及び再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関する保安の監督を行う核燃料取扱主任者を、貯蔵事業者は使用済燃料の取扱いに関する保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者を、廃棄事業者は、廃棄の事業における核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行う廃棄物取扱主任者を、それぞれ資格を有する者から選任しなければならない。

廃止措置を行う場合には、原子炉設置者は、廃止措置に最適化された保安規定を策定して原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この保安規定で、廃止措置を行う者に対する保安教育に関することを定めることが求められており、また、品質保証計画の中でも力量管理等が規定されるなど、人材資源に関する規定は運転中と同等の仕組みが維持される。

F2-2 財源

原子力規制委員会では、原子炉等規制法に基づき、事業（核燃料物質の使用を除く。）の許可等に係る審査の中で、申請者に事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があることを確認している。申請者は、事業の許可を申請するにあたり、申請書の添付書類に必要となる事項を明記することを定めており、事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項を含む事業計画書を申請書に添付して、十分な経理的基礎を有することを証明しなければならない。

F3 品質保証

第 23 条

締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全についての品質保証に関する適当な計画が作成され及び実施されることを確保するため、必要な措置をとる。

F3-1 原子力施設における法令による品質保証の枠組み

原子炉等規制法は、工事計画の認可の基準の一つとして、原子力事業者等の品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することを求めている。

具体的には、原子力施設の設計、工事について、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた品質管理監督システムを確立すること、経営責任者の責務を明確にすること、人材等の資源の管理、個別業務の計画・実施、測定、分析及び改善に関することを求めている。

また、原子力施設における保安活動に関して、原子力事業者は、保安規定に品質保証計画を定め、これに基づき保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行うことが求められている。

例えば実用炉規則では、品質保証の実施にかかる組織は、原子炉設置者によって運営され、品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること、品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していることが求められる。保安活動の計画では、外部から物品又は役務を調達する場合にその管理を適切に行う方法を定めることや、保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること、保安活動を行う者に対する教育及び訓練の体系を定めることとされている。保安活動の実施にあたっては、個別の業務の目標及び要求事項を明確にし、実施計画を策定すること、実施計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認することが必要である。この確認のために、原子炉設置者は、必要な検査及び試験を定めて行い、要求事項に適合しない不適合状態が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めなければならない。

保安活動の評価を行うにあたっては、保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと、保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと、監査は対象となる個別の業務を実施した者以外の者により実施されることが求められている。

保安活動の改善に関しては、不適合に対する再発防止のために行う是正処置及び生じるおそれのある不適合を防止するための予防処置の手順を確立して行うこと、予防処置にあたっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず、他の施設から得られた知見を適切に反映すること、保安活動の評価結果を適切に反映することが求められている。

F3-2 原子力事業者の取り組み

原子力事業者は、上記の規制要求を実現するため、民間規格である「原子力発電所における安全のための品質保証規定（JEAC4111-2009）」及び原子力施設毎に設計工事段階の規制要求として定めた「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき、品質管理監督システムを確立し、品質保証活動を実施するとともに、その実効性を維持している。JEAC 4111-2009 は、規制要求である性能基準を満たす仕様基準として発行当時の規制当局である原子力安全・保安院が試験研究炉と使用施設を除く他の原子力施設に対しても、規制要求を満足する規格として技術的に妥当であると是認した規格であり、2006年8月に発行されたIAEA 安全基準シリーズ No. GS-R-3「施設と活動のためのマネジメントシステム」のレビュー結果を反映するとともに、安全指針 No. GS-G-3.1「施設と活動のためのマネジメントシステムの適用」から参考となる事項を規格に反映している。実際に品質マネジメントシステムを構築するにあたっての具体的な要求についてもこれらの技術基準及び規程に定められており、それぞれ「経営者の責任」「資源の運用管理」「業務の計画及び実施」「評価及び改善」として分類されている。

人的資源に対する要求として、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する職員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量がなければならないとされる。

原子炉設置者は、必要な力量を明確にし、必要な場合には、所定の力量に到達することができるように教育・訓練を行う等の措置をとることが求められる。

調達管理に関する要求では、原子力事業者は、製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項、要員の適格性確認に関する要求事項、品質管理監督システムに関する要求事項を明確にして調達を行うことが求められ、また、調達製品については、規定した調達要求事項を満たしていることを検査し、必要な場合には、供給先で検証を実施することが規定されている。

原子力施設の運転に関し、その品質保証プログラムに対する監査が行われる。監査に携わるのは、客観的な評価を行う部門又は原子力施設の外部の者が実施し、監査の独立性を確保している。また、監査担当部門は、組織機構上、直接経営責任者の下に組織されることが多く、監査によって得られた改善のための情報が、迅速に社長に届く仕組みを有している。

調達管理では、製品や役務の供給者が、仕様書で定めた要求事項を満たしていることを確認するために、原子力事業者が直接供給者の監査を行うことが一般的となっている。

製品に対しては、発注時に、要求事項が明示された仕様書が供給者に対して提示され、製品の納入時に要求事項を満たしていることの確認が行われる。製品の製作過程での確認が必要な場合には、原子力事業者は直接製造工程を確認することもある。役務に

対しては、あらかじめ受注者に対して、要求事項を定めた仕様書を提示して、必要な技能を有する者が当該役務に従事することを確保する。その中には、例えば溶接等の特殊な技能を必要とする作業を行うことができる技能者の有無の確認なども含まれる。発注者としての立場から、原子力事業者は、受注者である供給者に対して品質保証計画の提出を求め、原子力事業者の要求事項を満たしていることを確認する。

これは、不適切な品質保証体制の業者に発注するようなことを防止する仕組みである。以上のとおり、我が国の原子力事業者には、その品質保証体制を維持するために必要な要素の一つとして、必要に応じて原子力事業者が自ら供給者の監査を行う仕組みが構築されている。

F4 使用に際しての放射線防護

第 24 条

- 1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中次のことを確保するため、適当な措置をとる。
 - (i) 経済的及び社会的な要因を考慮に入れて、作業員及び公衆がこれらの施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること。
 - (ii) いかなる個人も、通常の状態において、自国が定める線量の限度であって放射線防護に関して国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないこと。
 - (iii) 放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出を防止するための措置をとること。
- 2 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。
 - (i) 経済的及び社会的な要因を考慮に入れて、放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されるよう排出が制限されること。
 - (ii) いかなる個人も、通常の状態において、自国が定める線量の限度であって放射線防護に関して国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないよう排出が制限されること。
- 3 締約国は、規制された原子力施設の使用期間中、放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出が発生した場合には、その放出を制御し及びその影響を緩和するための適当な是正措置がとられることを確保するため、適当な措置をとる。

F4-1 放射線防護に係る規制

我が国は、原子力施設における放射線防護のためにとるべき措置を原子炉等規制法等の法律及びその下位の法令等により規定している。

放射線防護に係る基準は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を尊重し、法令に取り入れたものである。また、これら放射線障害防止に関する技術的基準は、放射線審議会により関係法令間でその整合が図られている。

法令上の枠組みとしては、原子力規制委員会規則において、放射線防護上の区域管理における要求事項、放射線業務従事者の被ばく管理上の要求、気体や液体状の廃棄物の管理に関し、放出される放射性物質の濃度監視等が規定されている。

また、原子力規制委員会規則では、気体状の放射性廃棄物を廃棄施設によって排出した場合において、周辺監視区域外の空気中の濃度が濃度限度を超えたとき、あるいは液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質濃度が濃度限度を超えたときには、原子炉設置者がその旨を直ちに、また、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告することを求めている。

さらに、原子力規制委員会規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（線量告示）

により、管理区域における線量限度及び放射性物質の濃度限度、周辺監視区域外の線量限度及び放射性物質の濃度限度、放射線業務従事者の線量限度、緊急作業に係る線量限度等を定量的に規定している。

これら放射線防護に関する法令上の要求を原子炉設置者に遵守させるための措置として、原子力事業者は、保安規定に「放射線防護に関する保安教育」、「管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること」、「排気監視設備及び排水監視設備に関すること」、「線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること」及び「放射線測定器の管理に関すること」について規定することが求められている。これらの保安規定に規定される事項の遵守状況は、原子力規制委員会が定期的に行う保安検査において、原子力保安検査官により確認が行われる。上記に加え、原子力規制委員会規則では、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものについて事業所ごとにとりまとめて報告することを原子炉設置者に求めている。我が国の放射線防護基準は、1990年のICRP勧告（Publication 60）に準拠したものである。この改正ではICRP勧告を原則的には取り入れているが、以下の項目については更に配慮を追加した内容となっている。

- ・管理区域については、管理区域境界基準を公衆の特別の限度（年間5 mSv）をもとにして、3カ月に1.3 mSvとした。
- ・女子放射線業務従事者の限度については、線量限度をより短い期間に割り振り、5mSv/3カ月とすることにより、妊娠に気づかない時期の胎児の放射線防護を適切に行えるように配慮した。
- ・緊急作業に係る線量限度については、100 mSvとした。（なお、福島第一原子力発電所の事故後、一時的に2011年3月から12月までの期間、ICRP2007年勧告などを踏まえて250mSvに変更していた。）

原子炉等規制法に基づく諸規則及び線量告示において規定される放射線業務に従事する者に対する線量限度及び一般公衆の線量限度は、表F4-1に示すとおりである。

表 F4-1 放射線業務従事者に対する線量限度

項目	線量限度
A 放射線業務従事者	
(1) 実効線量限度	100 mSv/5年、及び50 mSv/年
(2) 女子	(1)に規定するほか、5 mSv/3月
(3) 妊娠中である女子	(1)に規定するほか、内部被ばくについて1 mSv/使用者等が妊娠を知ってから出産まで
(4) 目の水晶体の等価線量限度	150 mSv/年
(5) 皮膚の等価線量限度	500 mSv/年
(6) 妊娠中である女子の腹部表面の等価線量限度	2 mSv/使用者等が妊娠を知ってから出産まで
B 緊急作業に従事する放射線業務従事者	
(1) 実効線量限度	100 mSv
(2) 目の水晶体の等価線量限度	300 mSv
(3) 皮膚の等価線量限度	1 Sv
C 一般公衆	
(1) 実効線量	1 mSv/年
(2) 目の水晶体の等価線量	15 mSv/年
(3) 皮膚の等価線量	50 mSv/年

F4-2 周辺公衆の線量を低く保つための目標及び放出管理

原子力事業者は、原子力規制委員会規則の規定に従い、気体廃棄物については、排気施設においてろ過、時間による減衰、希釈などの方法によって放射性物質の濃度をできるだけ低下させ、測定、監視して管理している。また、液体廃棄物については、排水施設においてろ過、蒸発、イオン交換樹脂法による吸着、時間による減衰、希釈などの方法によって放射性物質の濃度をできるだけ低下させ、測定、監視して管理している。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出にあたり、原子力事業者は、法令で定められる周辺監視区域外の放射性物質濃度限度を超えないように放出管理することを保安規定で定めている。

さらに、法令で定められる周辺監視区域外の放射性物質濃度限度を十分下回るよう、原子炉設置許可を受ける段階で評価された年間の放出量をもとに放出管理目標値を定め、この値を超えないよう努力することを保安規定に定めている。原子力規制委員会は保安検査においてその遵守状況を確認している。

放射線障害防止法に基づく廃棄物の業の施設においては、排気、排水等の濃度限度が定

められているとともに、事業所境界の線量が 250 マイクロ Sv/3 ヶ月を超えないようにする等十分な対応がされている。

F4-3 環境放射線モニタリング

原子力事業者は、原子炉施設からの放射性物質の放出に伴う周辺環境への影響を評価し、放出管理、施設管理等へ反映する立場から、モニタリングポスト等による空間放射線量の監視、環境試料の放射能監視などのモニタリングを実施している。また、地方公共団体（原子炉施設の立地県）においても原子力施設周辺の公衆の健康と安全を守る立場から、原子力施設周辺のモニタリングを行っている。

福島第一原子力発電所事故後、当該事故に係る環境放射線モニタリングについての体制整備を図るため、国は「総合モニタリング計画」（2011年8月決定、2012年3月、4月、2013年4月、2014年4月改定）を定めている。

福島県を中心に、測定地点や測定頻度を増やしており、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」に沿って、きめ細かなモニタリングを実施している。

環境放射線モニタリングの解析結果は、原子力規制委員会のホームページにおいて公開されており、一般公衆も確認することができる。

F4-4 放射性物質の環境への計画外放出等を防止するための措置

前述の諸規則は、気体状の放射性廃棄物を排出する場合において周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3ヶ月平均濃度が濃度限度を超えないように、あるいは液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出する場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の3ヶ月平均濃度が濃度限度を超えないように、また、再処理施設において液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によって放出する場合において放出に起因する3ヶ月間の線量が線量限度を超えないように規定している。さらに、上記の諸規則は、放射性物質が異常に漏洩したとき、事業者がその旨を直ちに、また、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告することを規定している。

F4-5 放射性物質の環境への計画外放出の影響緩和措置がとられるための措置

事業者は、保安規定で非常の場合に講ずべき処置に関することを定めており、その中で放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出が発生した場合には、その放出を制御し及びその影響を緩和するための措置を規定している。

例えば、施設内に保有する放射性物質の保有量が比較的大きい再処理施設については、使用済燃料の被覆材等の金属微粒子、有機溶媒等による火災・爆発、核燃料物質による臨界、各種機器、配管等の破損、故障等による放射性物質の漏洩及び機能喪失、使用済燃料集合体等の取扱に伴う破損等の事故において一般公衆に対して著しい放射

線被ばくのリスクを与えないことと規定している。

原子炉施設等からの計画されておらず又は制御されていない放出により原災法に定める特定事象が発生した場合は、原災法に基づき定められた手順に従った活動が開始され、また、事故の規模によっては原子力緊急事態宣言が発せられ、住民の避難などの措置が講じられる。

F5 緊急事態のための準備

第 25 条

- 1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要な場合には敷地外の適当な緊急事態計画が準備されることを確保する。この緊急事態計画は、適当な頻度で検証すべきである。
- 2 締約国は、自国の領域の近隣にある使用済燃料管理施設又は放射性廃棄物管理施設における放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、自国の領域に係る緊急事態計画を作成し及びその検証をするため、適当な措置をとる。

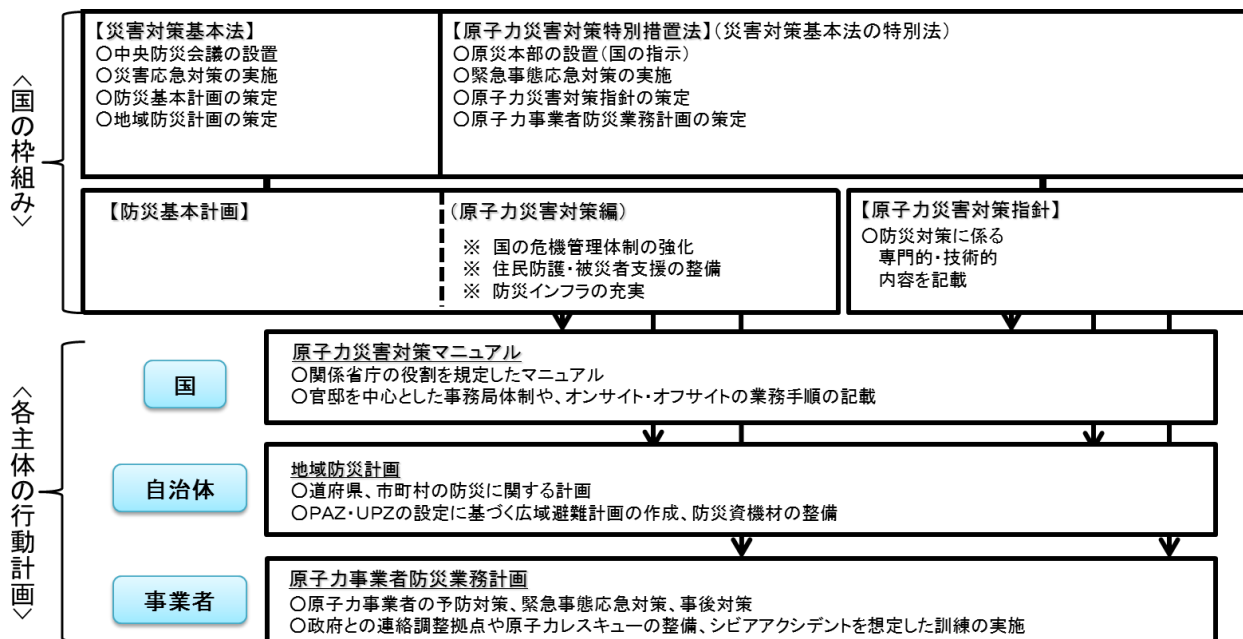
F5-1 原子力緊急事態に係る法律、規則の整備

我が国の原子力防災活動は、E章で述べたとおり、原災法に基づいて行われている。原子力緊急事態対応の枠組みは、福島第一原子力発電所の事故を契機として、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、内閣に内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議を新たに常設するなど、強化が図られている。

F5-1-1 原子力緊急事態に係る法律、規制の概略

福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、2012年9月に、原子力基本法、原災法等の関連法令が改正された。原子力基本法の改正により、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、環境大臣、及び原子力規制委員会委員長を副議長とする原子力防災会議が設置され、原災法の改正により、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部等の強化等がなされた。

我が国では、災害対策基本法及び原災法に基づき作成される防災基本計画と原災法に基づき策定される原子力災害対策指針に基づいて原子力災害対策が講じられる。前者は、事業者・国・自治体の役割分担・責任関係を、後者は、原子力災害対策の実施に必要な専門的・技術的事項（区域の範囲の目安、緊急時の判断基準等）を規定している。法体系の概略は図のとおり。



(1) 原子力災害対策特別措置法（原災法）

大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合には、政府に臨時に、原子力災害対策本部が設置される。福島第一原子力発電所の事故を受け、原災法を改正し、原子力災害対策本部の体制を強化した。本部長は内閣総理大臣である。副本部長は、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監を充てている。原子力災害対策本部における役割分担としては、原子力施設（オンサイト）の安全に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。

また、原子力規制委員会は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を円滑に実施するための専門的・技術的事項を規定した指針（以下、「原子力災害対策指針」という。）を定める。

原災法に定める原子力事業者の責務は、原子力災害の発生の防止に万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し必要な措置を講ずることである。原子力事業者、原子力事業者防災業務計画を作成し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。また、その原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、原子力事業者防災業務計画に従い原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。そのため、原子力事業者は原子力防災組織に原子力防災要員を置き、その現況について原子力

規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。原子力防災組織を統括させるため、原子力事業者は原子力防災管理者を選任する。原子力防災管理者の選解任を行った場合は、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。原子力防災管理者は、原災法で定める特定事象が発生した場合には、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事に通報しなければならない。

このほか、原子力事業者は、特定事象の通報を行うために必要な放射線測定設備の設置、維持、原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器などの常備、保守点検を行うほか、通報のために必要な放射線測定機器を設置したときにはその性能について原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

地方公共団体は、平時から防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき地域防災計画を策定し、防災体制の構築を行う。

また、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに現地における調整拠点となる原子力災害現地対策本部を置く緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定する。

国の防災訓練は、内閣総理大臣が作成する計画に基づいて実施される。原子力事業者が行う訓練については、法令又は防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画に基づき実施され、原子力事業者は結果を原子力規制委員会に報告するとともに要旨を公表しなければならない。

(2) 防災基本計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、中央防災会議は防災基本計画を策定する。防災基本計画の原子力災害対策編では、国、原子力事業者、自治体等の原子力災害対策に関する基本的事項・責務（役割分担）を規定している。

平成 24 年 9 月に福島第一原発事故を踏まえた修正を行った。主な修正点は以下のとおり。

- ・初動時からの原子力規制委員会委員長等の官邸参集を規定し、官邸の意思決定及び情報発信機能を強化した
- ・電力会社の本店等に事態即応センターを設置し、事故収束対応の拠点とするとともに、原子力災害現地対策本部をオフサイトセンターに設置して住民の安全確保に特化し、オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化した
- ・複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施について規定した
- ・複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合の相互連携を規定した

(3) 原子力災害対策指針

原子力災害対策指針においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、実用発電用原子炉の原子力災害事前対策等の強化がなされた。

原子力災害対策指針には、原子力災害対策として実施すべき措置、実施体制、重点的に実施すべき区域の設定に関する事項等を定めることとされている。国や立地地域の自治体、事業者等は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて原子力災害への対策を計画する。（原子力災害対策指針についての詳細は、「3 緊急事態のための措置」に記載する）

原子力災害対策指針の主な記載事項は以下のとおり。

- ・ 原子力災害対策に係る基本的事項
 - 指針の位置づけ
 - 原子力災害の特徴
 - 放射線被ばくの防護措置基本的考え方
- ・ 原子力災害事前対策に係る事項
 - 緊急時の意思決定ための基準となる EAL, OIL の設定
 - 避難準備等の事前対策を講じておく区域である PAZ（施設から概ね 5 キロを目安）、UPZ（施設から概ね 30 キロを目安）を設定
 - 情報提供、緊急時モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備
- ・ 緊急事態応急対策に係る事項
 - 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
 - 住民等への迅速かつ的確な情報提供
 - EAL, OIL に基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等）の実施
- ・ 原子力災害中長期対策に係る事項
 - 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
 - 影響を最小限にするための除染措置の実施

また、以下については今後の検討事項とされている。

- ・ PPA の導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域を設定すること
- ・ 福島第一原子力発電所への対応
 - 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況の移行に関する考え方を規定すること
 - リスク評価を踏まえた福島第一原子力発電所特有の原子力災害対策重点区域の在り方を規定すること
- ・ 住民が必要とする情報について定期的な情報共有の場の設定すること

F5-2 原子力防災に係る関係機関の責務

政府、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力災害防止のため、及び緊急事態発生時の対応のため、以下の防災体制を整備している。

(1) 政府

- ・原子力災害対策本部における役割分担としては、原子力施設（オンサイト）の安全に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。
- ・原子力施設のある地域に駐在する原子力防災専門官は、原子力事業者防災業務計画の作成等の原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、緊急時には、災害の拡大の防止等の円滑な実施に必要な業務を行う。
- ・原子力災害現地対策本部が置かれるオフサイトセンターは、原子力施設の立地地域に設置されており、総理大臣官邸、原子力規制庁の緊急時対応センター、原子力事業者並びに関係地方公共団体との通信連絡設備や必要な機材が整備されている。オフサイトセンターには、環境放射線レベルやプラント状態を監視する手段が備えられている。環境放射線レベルに関しては、原子炉施設周辺に設置されているモニタリングポストとオンラインで結ばれている。時々刻々の環境放射線レベル及びプラント状態を監視することができる。緊急時モニタリングについては国が司令塔となり、統括を行う。
- ・政府は、国、自治体、事業者、地域住民が一同に会して行う原子力総合防災訓練を実施する。

(2) 原子力事業者

- ・原子力事業者は、実際に運転が行われる前に地方公共団体と協議の上、原子力事業者防災業務計画を作成し、原子力規制委員会に届け出ることが義務づけられている。原子力事業者防災業務計画には以下の内容を記載しなければならない。
 - － 原子力防災管理者等の職務内容についての規定
 - － 緊急事態等が発生した場合を考慮した応急措置を行う各拠点における原子力防災組織についてなどの原子力防災組織の編成に関する規定
 - － 原子力防災要員等に対する防災教育の実施方針についてなどの原子力防災教育に関する規定
 - － 原子力防災資機材の備え付け、保守点検方針についてなどの原子力防災資機材に関する規定
 - － 防災訓練の計画、実施、評価及び改善に関する内容についてなどの防災訓練に関する規定

- 自治体との協議の場である、合同対策協議会への参加などの特定事象発生時、原子力緊急事態宣言後、及び原子力緊急事態宣言解除後の対策についての規定
- ・原子力事業者は、原子力防災組織を設置し、これを統括する原子力防災管理者を選任することを義務づけられている。
- ・原子力防災管理者は、特定の事象が発生した場合、ただちに政府や周辺都道府県などに通報する義務を有する。
- ・通報判断を行うために必要な放射線測定設備を原子力事業所内に設置、維持するとともに、原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え、保守点検を実施する。

(3) 地方公共団体

- ・地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を作成し、これを実施する。地域防災計画の主な記載事項は以下のとおり。
 - 国、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保するため防災拠点間における情報通信のためのネットワークの多重化
 - 過酷事故においても、継続的に現地対策本部としての活動を継続することのできる施設、資機材、体制等を整備することや、原子力規制委員会、指定政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、広域に渡る緊急時モニタリングを機動的に展開することのできる体制の整備
 - 原子力緊急事態発生時のPAZ内における予防的防護措置（初動の緊急避難）に関する計画の策定、国の協力のもと広域避難計画の策定や災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保
 - 飲料水、飲食物の摂取・出荷制限に関する体制整備
 - PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の確保
 - 安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備、緊急時の手順や体制の整備や緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持
 - 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制の確保 等
- ・都道府県は、市町村等が実施する防災に関する事務の支援及び総合調整を行う。

F5-3 緊急事態のための措置

F5-3-1 原子力災害事前対策

(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方

原子力災害においては、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響をできるだけ抑えるため、住民等の被ばく防護措置を適切かつ迅速に講じな

ければならない。

福島第一原子力発電所での急速な事故進展の教訓を踏まえれば、放射性物質の放出される前からでも緊急事態発生の可能性を察知し、避難等の予防的防護措置を講じることが必要であり、さらに、放射性物質が放出された場合には、変化する放射線の影響に応じて必要な防護措置を迅速に講じていくことが必要となる。

(2) EAL と OIL の検討と策定

このような防護措置の実現を可能にするためには、緊急事態に対する認識を関係者間で共有できるよう、原子力施設の状態やそれに応じた被ばくリスク等を基礎にした「緊急事態区分」を設けることが求められる。また、放射線被ばくの影響を避けるために防護措置が講じられるべき被ばく線量等を定めておく必要があり、原子力規制委員会において検討を行った。

その上で、緊急事態区分等を踏まえた防護措置が適切に講じられるよう、運用上の判断基準を観測可能な現象や数値等により定める必要がある。具体的には、主に予防的防護措置の実施に用いるため、緊急事態の区分決定のための基準となる EAL を緊急時に想定される原子力施設の状態として定めること、主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる OIL を、緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定めることが必要であるとの観点から検討が行われ、以下の結論を得た。

緊急事態区分は以下の 3 区分とした。

・警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況にはないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため警戒を要する段階。PAZ 内において、地方公共団体等の防護措置の実施主体が、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

・施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、地方公共団体等が、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。PAZ 内において、すべての住民等を対象とした避難等の防護措置を準備する。

・全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響によるリスクを低減する観点から、地方公共団体等の防護措置の実施主体が緊急時の防護措置を実施する必要がある段階。PAZ 内において、基本的にはすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じることが必要となる。原子力施設の状態によっては、UPZ 内においても PAZ 内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要

が生じうる。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるかを判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき EAL を設定する。実用発電用原子炉施設に係る具体的な緊急事態区分と当面の EAL の内容は、表 5-1 とおり。

原子力事業者は、この緊急事態区分に従い、実用発電用原子炉の各施設の特性に応じた EAL のさらなる詳細設定を検討し、その結果を原子力規制委員会に提出することとなっている。原子力規制委員会は、原子力事業者から提出された施設ごとの EAL の設定内容を確認するとともに、EAL を各施設の特性に応じたものに改定していく。

表 5-1 緊急事態区分と EAL

緊急事態区分	EAL
警戒事態	原子力施設立地都道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 原子力施設立地都道府県において、大津波警報が発令された場合 東海地震注意情報が発表された場合 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対策室長が、警戒が必要と認める原子炉施設の重要な故障等 その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合
施設敷地緊急事態	原子炉冷却材の漏えい 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 全交流電源喪失（5 分以上継続） 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が、非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 原子炉制御室の使用不能
全面緊急事態	原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての

	<p>機能が喪失</p> <p>すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</p> <p>原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</p> <p>原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</p> <p>原子炉を冷却するすべての機能が喪失</p> <p>すべての非常用直流電源喪失が5分以上継続</p> <p>炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知</p> <p>原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化とその他の事象の検知</p> <p>残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</p> <p>原子炉制御室等の使用不能</p> <p>照射済燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液位まで低下</p> <p>敷地境界の空間放射線量率5マイクロシーベルト／時が10分以上継続</p>
--	---

緊急事態の初期段階が全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばく影響を抑える観点からは、EALの施設の状況に基づく判断により、予防的に避難等の防護措置を講じることがきわめて重要であるが、放射性物質の放出後はそれらの拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。

このため、緊急時モニタリングを行い、その測定結果を一定の基準に基づき判断し、必要な防護措置を講じることが必要となる。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で評価するOILを設定する。各種防護措置に対応するOIL設定内容は、表5-2のとおり。

表 5-2 OIL と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避させるための基準	500 マイクロ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	ベータ線 : 40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の係数率) ベータ線 : 13,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の係数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避させるための基準	20 マイクロ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	一日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限

護 措 置		影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度以内に一時移転させるための基準		するとともに、一週間程度内に一時移転を実施		
飲 食 物 摂 取 限	飲食物に係るスクリーニング基準 (OIL3に対応)	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロ SV/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	一週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

(3) 被ばく医療

原子力災害が発生した場合には、通常の災害医療に加えて被ばく医療の概念が必要となる。被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者や障害者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、適切に行うことが必要である。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（救急措置、汚染検査等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。また、被ばく医療の特殊性の一つとして、放射線の長期影響や晩発障害があるため、それらに関する知識を習得し、技術を習熟することが重要である。

以上の観点から、原子力規制委員会は、被ばく医療体制の整備、被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等の実施について原子力災害対策指針に盛り込み、国及び地方公共団体に対して示した。

また、放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、取り込まれてから数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、あらかじめ安定ヨウ素剤を服用することで低減することが可能であるので、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるように準備しておくことが必要である。ただし、安定ヨウ素剤は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、副作用の可能性もあることから、服用は医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであることを示した。

なお、PAZにおいては、全面緊急事態に至った場合、即時に避難を実施するなど予防的に防護措置を講じることが必要となることに鑑み、安定ヨウ素剤の服用が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備することとした。

F5-3-2 緊急事態応急対策

(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力事業者は、施設の状態等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、以下のような緊急事態応急対策を講じる。

- ・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

(3) 緊急時モニタリングの実施

a 緊急時モニタリングの準備及び初動対応

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、警戒事態において緊急時モニタリングの実施の準備を行う。施設敷地緊急事態において、国は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、動員計画に基づき必要な動員の要請を行い、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行う。その際、国は参集した緊急時モニタリング要員に対し災害情報を提供する。

b 緊急時モニタリング実施計画の策定等

国は、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこの見直しに協力する。な

お、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング実施体制の整備の参考にすることも考慮する。また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定めた動員計画に基づき対応する。

c 緊急時モニタリングの実施

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。初期モニタリングにおいては、OILによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。なお、放射性ヨウ素を中心とした空气中放射性物質濃度の測定も行う。その後、順次、測定対象の拡大を図る。

原子力施設から放出された放射性物質の濃度や施設敷地境界の空間線量率等の放出源モニタリングは、原子力事業者のうち発災元施設の原子力事業者が行い、結果を緊急時モニタリングセンターに通報する。

緊急時モニタリングセンターは、災害の状況に応じて、優先すべき測定対象に重点的に取り組み、要員や資機材の効率的な活用に努める。

d 緊急時モニタリングの結果

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価して、OILによる防護措置の判断等のために活用する。国は、緊急時モニタリングの結果の解析・評価の際には気象データや大気中拡散解析の結果を参考にする。また、国は、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

(4) 緊急時における住民等への情報提供

緊急時には、国、地方公共団体等は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、正確かつ分かりやすい内容で住民等に迅速に情報提供をしなければならない。その際には、下記の項目について定期的に繰り返し住民等に対して伝達すべきである。

- ・ 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- ・ 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- ・ 各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬の無いようすべきである。

(5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施する。

a 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前に汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
 - ・UPZにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
 - ・UPZ外においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。
- 上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難の必要性の判断を行った上で、その指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備しておかなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所してい

る等により早期の避難が困難である住民等が、一時的に退避できる施設として、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

b 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ PAZ においては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ UPZ においては、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ UPZ 外においては、UPZ 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

c 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、国等の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用することが想定されるが、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作

用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を留意すべきである。

- ・安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果が無いこと。
- ・安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に依存しないこと。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。
- ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。
- ・年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。
- ・また、安定ヨウ素剤の服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとするべきである。
- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。
- ・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や屋内退避等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

d 緊急被ばく医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、現地の医療総括責任者へ伝達する。

情報を得た医療総括責任者は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者についてはより高度な医療処置が可能な医療機関に搬送できるようにする。また、医療総括責任者は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。さらに、

体表面の汚染スクリーニングを実施し、除染や防護指導とともに必要な場合には医療処置を施せるようにする。内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングや詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行う必要がある。

e 汚染スクリーニング及び除染

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

汚染スクリーニングの実施に当たっては、それが必要な対象（人体、物品等）すべてに対して実施できるような場所を選定すべきであり、このスクリーニングは、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。

なお、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行うことが必要である。

(i) 体表面汚染スクリーニング

体表面汚染スクリーニングは主として避難者を対象として実施する。OIL4は除染を行う判断基準として用いられるが、OIL4以下であっても可能ならば除染を行うことが望まれ、採るべき放射線防護指導を行う。

まず、避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいてOIL4を超える場合は、その場での実効性を勘案して、簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）を行う。その際、吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う。ただし、その場で除染ができない場合には帰宅後など除染ができる場所で速やかに除染を行うように指導する。

また、体表面が汚染している人に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。

なお、体表面汚染スクリーニング測定結果の説明は、その後の除染等の防護措置の実施とともに行うことが望ましい。

(ii) 甲状腺スクリーニング

甲状腺スクリーニングは、体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

まず、簡易測定法によりスクリーニングを行い、次に、詳細な測定が必要な場合には核種に応じて甲状腺モニターやホールボディカウンターなどを用いた計測を

行うこととなる。詳細な内部被ばくの推定の際には、詳細な測定が可能な施設等との連携体制を整備しておく必要がある。

(iii) 物品のスクリーニング

物品のスクリーニングは、その物品を取り扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として実施される。また、物品のスクリーニングにおいても 0IL4 を基準として用い、汚染がある場合は簡易除染を行う。

f 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている 区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基づき以下のとおり講じるべきである。

- ・空間放射線量率が 0IL2 を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、0IL6 の結果に基づき、飲食物の摂取制限が判断される。
- ・空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始しなければならない。この濃度測定の結果、放射性核種濃度が 0IL6 を超える飲食物が確認された場合には、当該飲食物について摂取制限を行わなければならない。

上記の飲食物の摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならない。

F5-3-3 原子力災害中長期対策

(1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

(2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング

発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

なお、中長期にわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

(4) 発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減すると同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

(5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

- (6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方
緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。さらに、現存被ばく状況にあっては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

F5-4 原子力防災訓練

我が国では、原災法に基づく原子力防災体制の実効性を確認するため、これまで政府、地方公共団体、原子力事業者による原子力防災訓練を行なわれてきた。しかし、福島第一原子力発電所の事故への防災対応を教訓として、現在見直しが行われている。従来想定されていなかった地震・津波と原子力事故が同時に発生する複合災害や事故の長期化、シビアアクシデント対応をも想定し、実際に近い形での避難訓練を盛り込むなど、現段階で得られている事故対応の教訓を盛り込んで訓練を行うことが重要との認識である。防災訓練には、政府が主催する大規模なものから、原子力事業者の行う施設内訓練まで、様々な形態がある。以下に、各々について説明する。

F5-4-1 政府が計画を定めた訓練

これまで、原子力災害に関する訓練は、地方公共団体が計画を作成して行われ、政府はそれを支援、調整する役割を果たしてきた。しかし、1999年のJCO臨界事故を契機として制定された原災法を受けて、政府が計画を定めて主体的に実施する訓練が開始された。

福島第一原子力発電所の事故は、我が国においてはじめて原子力緊急事態が宣言された事故であり、防災訓練を含めた、それまでの原子力防災体制が試されることとなった。この経験を基に、原子力規制委員会は、防災体制の見直しを行っており、防災訓練も見直しが行われている。

政府が計画を定める訓練の特徴は、過酷事故や複合災害を想定し、UPZ(おおむね30km)圏内の住民避難を含み、実働省庁との緊密な連携を試すものとなっていることである。この訓練を通じて、事後の各種計画、マニュアル類の見直しも行うこととしている。

F5-4-2 原子力事業者が計画を定めた訓練

原子力事業者は、事業所毎に定めた原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回程度、対策本部設営及び運営、通報連絡、緊急時環境放射線モニタリング等の訓練を実施している。また、アクシデントマネジメントの実施組織の実効性等を確認するため、訓練等を行っている。なお、地方公共団体の訓練対象となった事業所については地方公共団体の訓練に合わせて実施している。

F5-4-3 地方公共団体が計画を定めた訓練

福島第一原子力発電所の事故以降も、都道府県及び市町村は、地域防災計画により訓練計画に定められた訓練を実施している。

具体的には、過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施や参加者に事前シナリオを知らせない訓練、図上演習等を通して判断力の向上に資する訓練を実施する。

F5-4-4 国際訓練への参加

我が国は、原子力事故の早期通報に関する条約及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締約国である。緊急時における条約の規定に基づく通報の実施を確実なものにするために、我が国は、IAEAが実施する国際緊急時対応演習（ConvEx）に継続的に参加している。

F5-5 公衆及び隣国への情報

F5-5-1 公衆に情報を提供するための措置

我が国で行われている、公衆に対する防災計画の普及のための措置としては、政府が行う原子力総合防災訓練、地方自治体が行う原子力防災訓練への地域住民の参加が挙げられる。これらの防災訓練では、実際に避難対象地域の住民には、避難所への避難、放射線サーベイなどを実施している。また、訓練に先立って、住民には、地方自治体から防災計画等についての説明を実施している。

原子力安全・保安院では、2008年7月から、緊急情報メールサービスを開始した。これは、あらかじめ携帯電話の電子メールアドレスを登録することにより、緊急時には迅速に緊急情報の配信を受けることができるシステムである。このシステムは、2012年9月に、Nアラートに名称を変更し、原子力規制委員会に引き継がれている。原子力災害が発生した時には、マスメディアも住民への情報提供の一端を担うこととなる。現地の防災拠点であるオフサイトセンターや東京の緊急時対応センターでは、適宜報道発表が実施されるが、これにより住民にはテレビ及びラジオを通じた情報提供が行われることになる。

このほか、ウェブページを通じた情報提供も、緊急情報の提供手段として用意されて

いる。

F5-5-2 隣接する国に対する情報提供

我が国は、東アジア地域に位置する、大陸から海洋を隔てた島国であり、陸域で直接国境を接している隣国がない。しかしながら、海を隔てた隣国である中国及び韓国も我が国同様、原子炉施設を保有する国であり、福島第一原子力発電所の事故の経験を考慮すれば、原子力災害が発生した場合の緊急情報の共有は、相互に重要なテーマである。我が国と中国及び韓国の三国は、2009年8月に上級規制者による会合を設置し、その中で緊急情報の迅速な通報体制を確立することで一致した。これら三国の間では、これまでも必要に応じて担当者間で情報交換が実施されていたが、原子力災害に係る三国間情報共有の仕組みは、福島第一原子力発電所の事故を契機に、なお一層重要な仕組みと認識され、さらなる向上を図るべく検討が行われている。

2011年11月に開催された日中韓上級規制者会合において、情報交換の強化、重大事故対策分野での協力、防災・緊急時対応分野の協力などを含む日中韓原子力安全協カイニシアチブに合意した。

F5-5-3 近隣諸国の原子力事故及び放射線緊急事態発生時における対応

我が国は、「原子力事故の早期通報に関する条約」及び「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」の規定を履行するため、我が国の領域外で発生した原子力事故及び放射線緊急事態における「通報受信当局 NWP」及び「権限のある当局（国外）NCA(A)」として外務省を指定している。近隣諸国を含め、我が国の領域外で放射線緊急事態が発生した場合は、外務省が通報を受信するとともに、速やかに「権限のある当局（国内）NCA(D)」をはじめとする関係当局に転送し、情報の共有と必要な措置を講じる体制が構築されている。また、原子力事故援助条約に関連し、我が国関係機関が有する援助能力(NAC)をRANET(IAEA Response Assistance Network)に登録している。

F6 廃止措置

第 26 条 廃止措置

締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保するものとする。

- (i) 能力を有する職員及び適当な財源が利用可能であること。
- (ii) 作業に際しての放射線防護、排出及び計画されておらず又は制御されていない放出に関する第二十四条の規定が適用されること。
- (iii) 緊急事態のための準備に関する前条の規定が適用されること。
- (iv) 廃止措置に関する重要な情報の記録が保存されること。

原子力規制委員会は、廃止措置を講じようとする発電用原子炉設置者が定める廃止措置計画及び廃止措置に伴い変更した保安規定について認可を行う。

F6-1 人的資源及び財源

(1) 人的資源

この保安規定で廃止措置の安全を確保するために必要な人員、組織、その責任と権限を明確化している。また、下請作業員を含む従事者及び管理者を対象とする保安教育実施計画の策定及び実施についても規定しており、保安管理上必要な知識の習得を行わせる仕組みが確保されている。なお、原子力規制委員会は保安規定の遵守状況を検査（保安検査）で確認している。

(2) 財源

電気事業者は、解体費用引当金制度により、実用発電用原子炉の廃止措置に必要な資金をあらかじめ積み立てている。（B 章参照）

F6-2 放射線防護

廃止措置中の原子力施設についても、F4 節に示すように運転中の原子力施設と同様の規制を行う。

F6-3 緊急事態のための準備

廃止措置中の原子力施設についても、原子力災害対策特別措置法で定めるところにより、原子力規制委員会が認めて指定して除かれないかぎり、F5 節に示すように、運転中の原子力施設と同様の規制を行う。

F6-4 廃止措置に関する重要な情報の記録の保存

廃止措置期間中においても、運転段階の記録に準じて、設備の検査記録、放射線管理記録等の保存を義務付けている。更に、廃止措置特有の記録として、実用炉規則等において廃止措置記録を規定しており、工事の各工程の終了の都度、廃止措置に係る工

事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称等を記録させ、保存するよう義務付けている。

これらにより、廃止措置が適切に行われたことを示す記録を保存させるとともに、廃止措置が安全上問題なく遂行されたこと及び廃止措置計画に基づく廃止措置が終了したことを確認できるよう配慮している。

G 使用済燃料の管理の安全

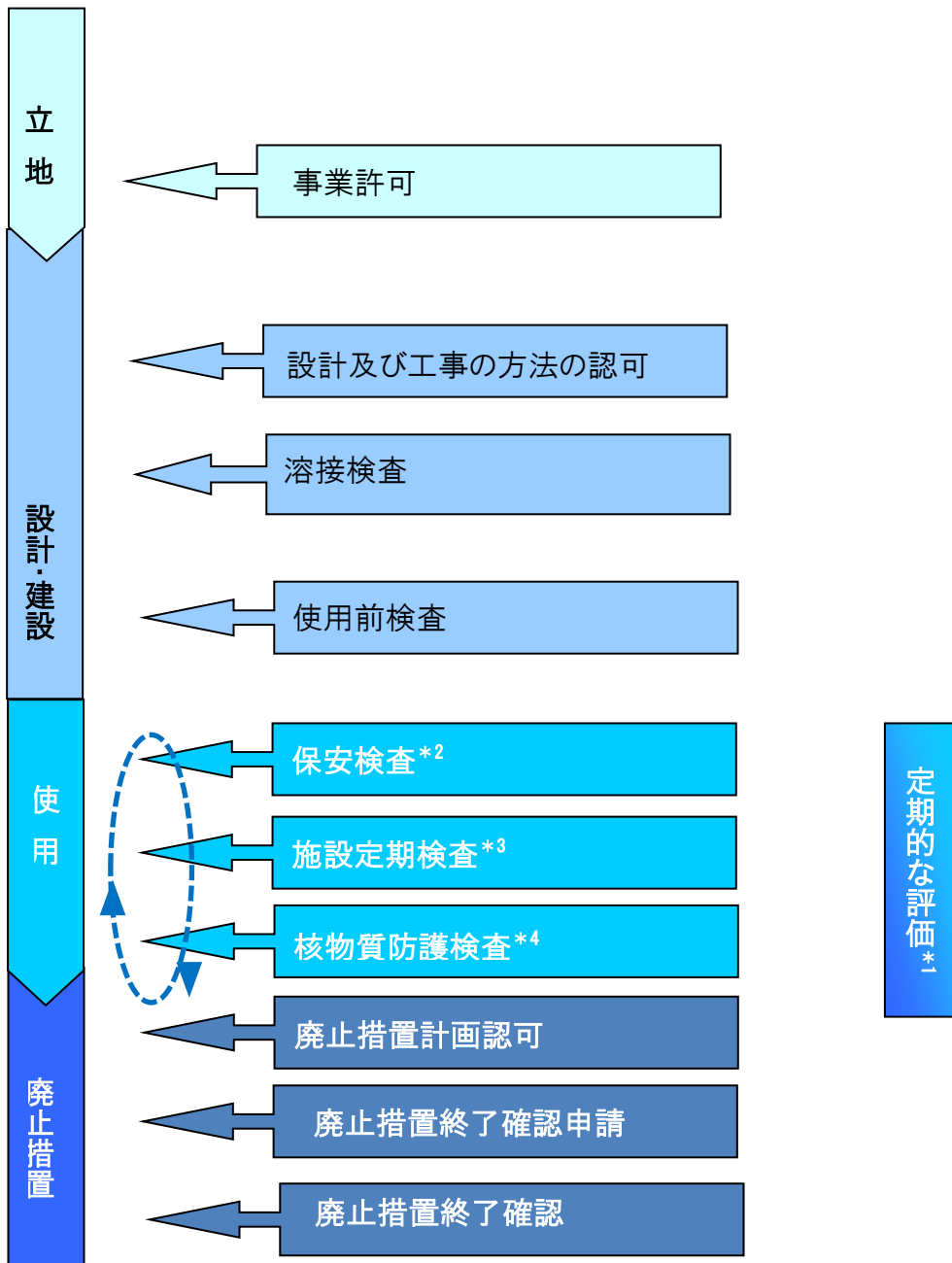
本章では、使用済燃料の貯蔵を主目的とする事業である「使用済燃料の貯蔵の事業」に係る原子炉等規制法における規制について述べる。

使用済燃料の貯蔵の事業は、原子炉施設外において再処理前の使用済燃料の貯蔵を行うもので、1999年の原子炉等規制法の改正により新たに規制が設けられたものである。

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業の新規制基準を策定し、2013年12月に施行した。これを受けて、2014年1月に事業者より事業変更許可申請がなされ、同申請に係る新基準への適合性審査が行われている。

使用済燃料の貯蔵の事業に係る規制は、原子炉等規制法及び同法の下に定められた「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）」（以下「貯蔵事業規則」という（附属書：表G1-1））に基づき行われている。規制の流れを図G-1に示す。

福島第一原子力発電所について、原子力規制委員会は、2012年11月に特定原子力施設に指定した。東京電力は、実施計画を提出し、2013年8月に原子力規制委員会の認可を受けた。福島第一原子力発電所の使用済燃料はこの実施計画に基づいて管理される。現在原子炉建屋にある使用済燃料は、敷地内の共用プールに移されて保管される計画となっており、2013年11月には4号機原子炉建屋の使用済燃料プールからの使用済燃料の移送が開始された。



* 1: ①保安活動の実施状況の評価及び保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価／事業の開始の日から 10 年を超えない期間ごと

②経年変化に関する技術的な評価／事業の開始の日から 20 年を経過する日まで、以降 10 年を超えない期間ごと

* 2: 保安規定の遵守状況の検査／四半期ごとに実施（年 4 回）

* 3: 施設の性能が技術上の基準に適合していることの検査／1 年ごとに実施

* 4: 核物質防護規定の遵守状況の検査／定期的実施

図 G-1 使用済燃料の貯蔵の事業に係る規制の流れ

G1 安全に関する一般的な要件

第4条

締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

このため、締約国は、次のことのために適当な措置をとる。

- (i) 臨界について及び使用済燃料管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。
- (ii) 自国が採用した燃料サイクル政策の類型に即して、使用済燃料管理に関連する放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。
- (iii) 使用済燃料の管理における異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れること。
- (iv) 国際的に認められた基準に妥当な考慮を払った自国の国内法の枠組みにおいて、規制機関によって承認された適当な防護方法を自国において適用することにより、個人、社会及び環境を効果的に保護すること。
- (v) 使用済燃料管理に関連する生物学的、化学的その他の危険を考慮に入れること。
- (vi) 現在の世代に許容されている影響よりも大きな影響であって合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。
- (vii) 将来の世代に不当な負担を課することを避けることを目標とすること。

G1-1 臨界及び崩壊熱の除去についての措置

(1) 臨界に対する措置

「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第24号）」（以下「設備基準規則」という。（附属書：表G1-2））及び「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年通商産業省令第113号）」（以下「貯蔵施設設計工事規則」という（附属書：表G1-3））では、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすること等の適切な措置を講じなければならないことが規定されている。

(2) 崩壊熱の除去に対する措置

設備基準規則及び貯蔵施設設計工事規則では、使用済燃料の崩壊熱を安全に除去できるように施設しなければならないことが規定されている。

G1-2 放射性廃棄物の発生を実行可能な限り最小限にとどめるための措置

我が国の法令では、放射性廃棄物の量を低減させることは要求していないが、現在建設中の使用済燃料貯蔵施設では、使用済燃料の取扱いは密封した状態で行うこととしており、使用済燃料貯蔵施設の運用に伴い発生する放射性廃棄物を最小限にとどめる仕組みとなっている。

G1-3 異なる段階が相互に依存していることへの措置

使用済燃料は発電用原子炉施設で発生し、貯蔵した後、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に移送される。使用済燃料貯蔵施設では使用済燃料を一定期間貯蔵した後、さらに再処理施設に移送し、再処理される。

こうした使用済燃料の取扱い及び貯蔵については、原子炉等規制法の下において一元的かつ一貫した規制が行われている。

G1-4 国際標準に準じた放射線防護

使用済燃料の管理に係る放射線防護については、F4において述べたとおりである。

G1-5 生物学的、化学的その他の危険の考慮

原子炉等規制法により、放射性物質の漏えい、火災、爆発、地震など、使用済燃料の管理を行う施設に影響を及ぼし得る事象への対応について考慮することが求められる。

G1-6 将来の世代への影響に対する考慮

G2において述べるとおり、使用を開始した使用済燃料貯蔵施設について、適正な管理が行われる仕組みとなっており、将来、使用済燃料の貯蔵に係る危険性が増大することがないように考慮されている。

G1-7 将来の世代への負担に対する考慮

前節で述べたとおり、将来の世代に不当な負担を課することがないように考慮される。また、使用済燃料の再処理を行うための費用確保について別の法令で定めている。(B章参照)

G2 既存の施設

第5条

締約国は、この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとる。

G2-1 既に存在している施設の安全について検討し、安全性を向上させるための改善が行われることを確保するための措置

本条約が日本国について効力を生じた際に我が国には使用済燃料の貯蔵の事業を行う者は存在していなかった。なお、使用を開始した使用済燃料貯蔵施設の安全性を向上させるために必要な場合の措置は次のとおりである。

(1) 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設について、原子炉等規制法に基づき、定期的に施設の性能に係る検査及び保安規定の遵守状況の検査を行うこととしている。

また、原子炉等規制法に基づき、原子力事業者は、使用済燃料貯蔵施設の性能が技術上の基準に適合しているかについて、1年ごとに検査を実施すること、さらに、事業の開始の日から10年を超えない期間ごとに、使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施状況の評価及び保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を行うとともに、事業の開始の日から20年を経過する日までに、経年変化に関する技術的な評価を行い、その結果を踏まえて、使用済燃料施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を策定することとしている。

(2) K2において述べたとおり、2012年に原子炉等規制法が改正された。これにより、既に事業許可を受けている使用済燃料貯蔵施設であっても、事業許可基準が変更された場合等において、これら基準等に適合しない事業者に対して、当該基準に適合させるよう必要な措置を講じるよう原子力規制委員会が命令できることとした。また、施設の性能の維持基準が変更された場合には、事業者は当該基準に適合するよう施設を維持しなければならないこととされた。

G3 計画されている施設の立地

第6条

- 1 締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に関し、次のことについて手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。
 - (i) 当該施設の使用期間中その安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること。
 - (ii) 当該施設が個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある安全上の影響を評価すること。
 - (iii) 当該施設の安全に関する情報を公衆が利用可能なものとする。
 - (iv) 当該施設が影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、当該施設の近隣にある締約国と協議を行い、及び当該施設が当該締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について当該締約国が評価することを可能とするため当該施設に関する一般的なデータを当該締約国の要請に応じて提供すること。
- 2 締約国は、1の規定を実施するに当たり、第4条に定める安全に関する一般的な要件に従い1に規定する施設の設置場所を決めることにより当該施設が他の締約国に容認し難い影響を及ぼさないことを確保するため、適当な措置をとる。

G3-1 立地に関する関連要因の評価及び安全上の影響の評価

原子炉等規制法は、事業者に対し、立地に関する関連要因の評価及び安全上の影響の評価を行うことを求めており、原子力規制委員会が事業を許可する際にその妥当性を確認している。

原子炉等規制法に規定されている許可の基準は、「事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること、設置する施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（使用済燃料貯蔵施設にあっては、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物）による災害の防止上支障がないものであること」である。技術的能力及び災害防止に係る具体的な基準は、設備基準規則及びその解釈並びに旧原子力安全委員会が策定した指針（「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（2004年5月27日 原子力安全委員会決定）」）にとりまとめられている。

使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者は、許可の申請書に、「貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力」、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法」、「使用済燃料施設の工事計画」、「貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法」のほか、「使用済燃料貯蔵施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況」、「使用済燃料貯蔵施設の安全設計」に関する説明を添付することとされており、事業者は、使用済燃料貯蔵施設の立地条件及び設置場所を評価することが求められる。

G3-2 安全に関する情報の公開

原子力規制委員会は、情報公開体制の構築、公開議論の徹底及び文書による行政の徹底

を基本方針として定め、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を公開している。

G3-3 近隣にある締約国の要請に応じて、施設に関する一般的なデータを提供すること及び他の締約国に容認し難い影響を及ぼさないことを確保するための措置

我が国は、地理的な状況として周囲が海域となっており、また、近隣の国との距離があるため、原子力施設の立地に当たって近隣諸国と協議を行う制度はないが、原子力施設に関する情報は、二国間協力の枠組みの中で提供し得るものである。

特に、中国、韓国との間では上級規制者会合の枠組みを有しており、情報交換の枠組みが構築されている。

G4 施設の設計及び建設

第7条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響（排出又は制御されない放出によるものを含む。）を制限するための適当な措置がとられること。
- (ii) 設計段階において、使用済燃料管理施設の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考慮されること。
- (iii) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。

G4-1 使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、放射線による影響を制限するための措置

使用済燃料貯蔵の事業の許可を受けた者は、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料貯蔵施設に係る設計及び工事の方法の認可申請書の中で、設計及び工事の方法が貯蔵施設設計工事規則に示す技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付することとされている。原子力規制委員会は、申請に基づき審査を行い、原子炉等規制法に規定されている技術上の基準に適合していると認められた場合に認可をする。

G4-2 設計段階において、施設の廃止措置手順及び技術的な規定が考慮されるための措置

使用済燃料貯蔵施設の廃止措置の手順については、原子炉等規制法に基づき規定されている。また、施設を廃止する段階においては、事業者は、廃止措置計画を定めて原子力規制委員会の認可を受けることが必要である。

G4-3 設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることを確保するための措置

原子炉等規制法では、設計及び工事の方法の認可申請書において、事業者は、設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを示さなければならない。原子力規制委員会は申請を審査し、技術上の基準に適合していると認められた場合に認可する。なお、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織については、一般社団法人日本電気協会の「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の要求事項を基に、IAEA 安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の要求事項も踏まえ、技術上の基準を規定している。これらの基準に適合することが設計及び工事の方法の認可の要件となっている。

さらに、使用済燃料貯蔵施設を使用するためには、事業者は原子力規制委員会が行う使用前検査を受け、これに合格しなければならない。この検査においては、工事が設計及び工事の方法の認可を受けたとおりに行われていること及び施設の性能が技術上の基準に適合することが認められた場合に合格となる。また、使用済燃料貯蔵施設であって溶

接をするものは、溶接検査を受け、これに合格しなければならない。溶接検査は、あらかじめ認可を受けた溶接方法に従って溶接が行われていること及び技術上の基準に適合することが認められた場合に合格となる。

G5 施設の安全に関する評価

第8条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 使用済燃料管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であって、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。
- (ii) 使用済燃料管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとされること。

G5-1 建設前に安全評価及び環境評価が実施されることを確保するための措置

G3-1 及び G4-1 において述べた手続により、建設前に安全評価及び環境評価が実施されることが確保される。

G5-2 施設の使用前に安全評価及び環境評価を補完することが必要な場合、これらが更新され及び詳細なものとされることを確保するための措置

原子炉等規制法に基づく事業の許可に関し、事業者は、施設の使用前にあっても許可を受けた内容を変更しようとする場合は、同法の定める手続により変更の許可を受けることとなる。

G6 施設の使用

第9条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 使用済燃料管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として与えられること。
- (ii) 試験、使用の経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。
- (iii) 使用済燃料管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われること。
- (iv) 使用済燃料管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。
- (v) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告すること。
- (vi) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。
- (vii) 使用済燃料管理施設の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。

G6-1 使用済燃料管理施設の使用の許可が、使用試験の完了を条件として与えられるための措置

G4-3 において述べたとおりである。

G6-2 使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されるための措置

事業者が原子炉等規制法に基づき、事業者は施設の使用を開始する前に「保安規定」を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。保安規定に盛り込むべき事項として、施設の使用、施設の保全のための点検、放射線の監視、品質保証の具体的な方法が求められる。この保安規定において使用上の制限事項が具体的に規定され、事業者はこれに基づき施設の使用、保守を行わなければならない。また、事業者は保安規定の遵守状況について原子力規制委員会が行う年4回の検査（保安検査）を受けなければならない。保安検査の結果、例えば、施設の保全に関する措置が貯蔵事業規則に違反している場合や、毎年1回行われる施設定期検査等により、施設の性能が「使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第26号）」に定める技術基準に適合しない場合、原子力規制委員会は、事業者に対して、施設の使用の停止、改造、修理、設備の操作方法の指定のほか、保安のために必要な措置を命ずることができる。（保安規定に記載すべき事項については附属書：表G6-1のとおり）

G6-3 使用済燃料管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手順に従って行われるための措置

事業者が使用済燃料貯蔵施設を使用するに当たっては、原子炉等規制法の規定に基づき、「使用済燃料貯蔵施設の保全」、「使用済燃料貯蔵設備の操作」、「使用済燃料の運搬又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄」について、保安のために必要な措置を講じなければならない。保安のための措置として「管理区域への立入制限等」、「線量に関する措置」、「使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検」、「使用済燃料貯蔵施設の施設自主定期検査」、「使用済燃料貯蔵設備の操作」、「事業所内の運搬」、「事業所内の廃棄」、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価」を法令で規定している。

事業者は上記の事項についての対応を含めた保安規定を制定し、施設の使用を開始する前に原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

さらに、前節において述べたとおり、保安規定の遵守状況について原子力規制委員会が定期に行う保安検査を受けなければならない。

G6-4 使用済燃料管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であることを確保するための措置

施設の安全確保に関して工学的・技術的支援が必要な場合、原子力事業者はその裁量で国内の学協会をはじめとする民間団体や有識者より支援を受けることが可能である。

原子力事業者が、施設の運転管理業務における技術支援を専門の業者に委託する場合には、受託する業者が施設の安全確保のために必要な能力、要件を備えていることが重要であることから、原子力事業者が定める保安規定に基づいて適切に契約業者を監査・管理することが求められる。それらの状況は、保安検査等を通じて原子力規制委員会によって確認される。

G6-5 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告するための措置

原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、原子力施設に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む）、当該施設等の故障その他の事象が生じたときは、遅滞なく、事象の状況その他の事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。

G6-6 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられることのための措置

原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、人の障害が発生した事故又は施設の故障等が発生した場合には、遅滞なく原子力規制委員会に報告することが求められている。原子力規制委員会は、事故、故障に関する報告を受けると、直ちにその旨を公表すると

もに、原子炉設置者に対して事故・故障への対応等を確認する。また、原子力規制委員会は、原因が判明し、再発防止対策が決定した時点で、それらを公表している。

原子力規制委員会は、運転管理、検査及び放射線管理の専門家の助言を得て、これら事故、故障に関する情報を評価し、安全上の教訓抽出を行い、必要に応じ、原子力事業者にも再発防止策を求めるとともに、規制活動に反映する。

G6-7 使用済燃料管理施設の廃止措置計画が、使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されることを確保するための措置

事業者は、事業を廃止しようとするときは、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄等の「廃止措置」を講じなければならない。この際、「廃止措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

廃止措置計画の認可のための基準は、使用済燃料貯蔵施設から使用済燃料が搬出されていること、使用済燃料によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること、廃止措置の実施が使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上適切なものであることである。汚染された物の管理、廃棄や災害防止のための措置などは、廃止措置対象施設の使用中に得られた情報も活用して実施すべきものであり、従つて廃止措置計画は当該施設の使用期間中に得られた情報を使用して作成される。また、廃止措置計画に変更が必要となった場合には、「廃止措置計画の変更の認可」の手続が規定されており、必要に応じて更新が可能となっている。

H 放射性廃棄物の管理の安全

本章では、放射性廃棄物の取扱いを主目的とする事業である「廃棄の事業」に係る原子炉等規制法における規制について述べる。

原子炉等規制法上の放射性廃棄物の埋設は、「第一種廃棄物埋設」と、「第二種廃棄物埋設」に区分され、それぞれ、同法の下に定められた「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号）」（以下「一種埋設事業規則」という）及び「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）」（以下「二種埋設事業規則」という（附属書：表H1-1））に基づき規制が行われる。「第一種廃棄物埋設事業」及び「第二種廃棄物埋設事業」に係る規制の流れを図H-1に示す。

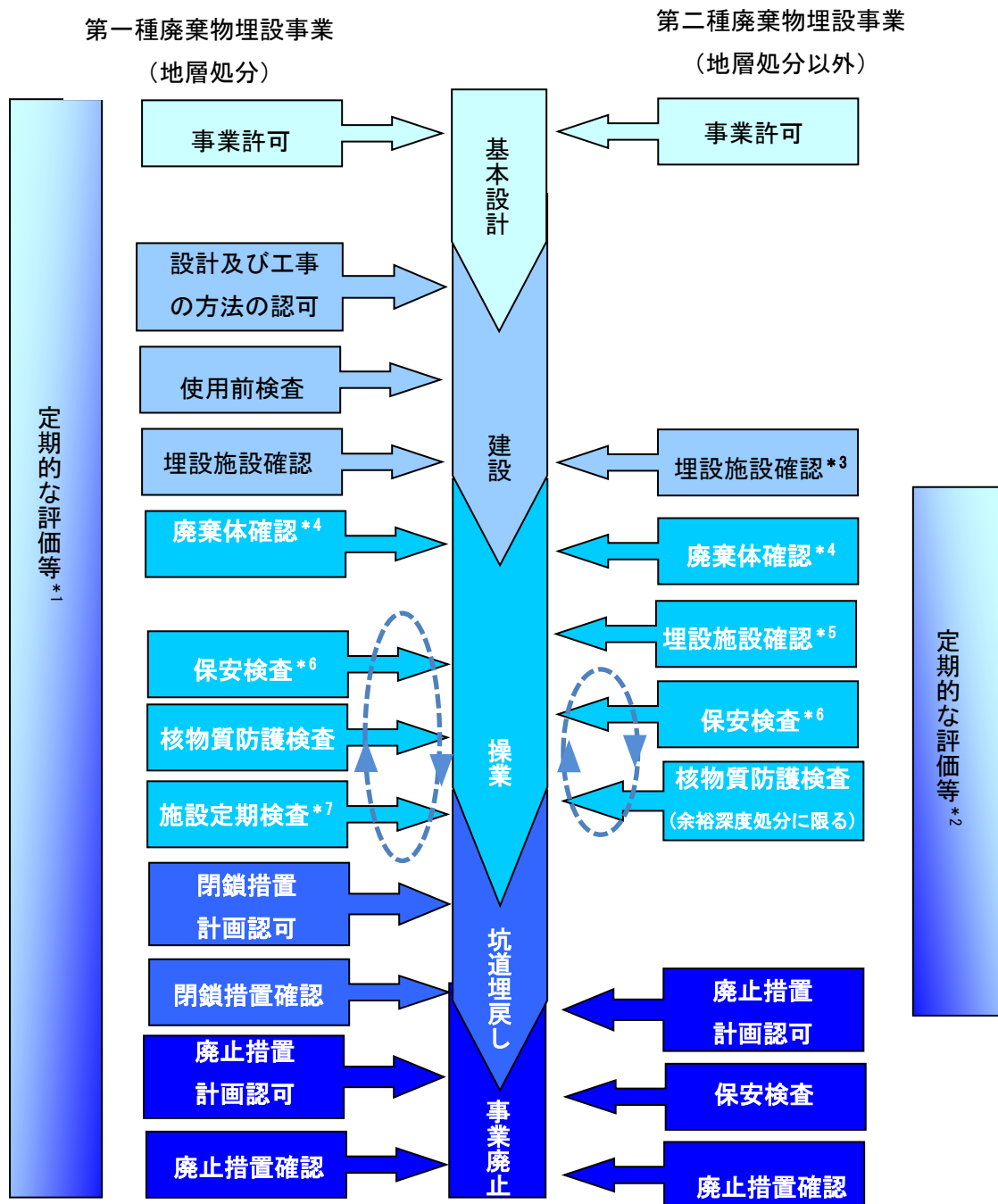
第一種廃棄物埋設は、放射能濃度が高く、かつ、半減期の長い核種が多く含まれる放射線管理に一層の注意が必要な放射性廃棄物を取り扱い、長期間にわたり生活環境から隔離する必要があることから、地下施設の閉鎖を確実に実施するために、後述する第二種廃棄物埋設の規制に加えて、閉鎖措置計画の認可及び認可された閉鎖措置計画どおりに措置されていることを確認するなどの手続きを定めている。

処分に係る放射性固体廃棄物に含まれる放射性物質について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）」に定める放射能濃度の基準の上限値を超えないものは、第二種廃棄物埋設の規制を受け、それに含まれる放射性物質の核種や放射能濃度に応じて、「余裕深度処分」、「浅地中ピット処分」又は「浅地中トレンチ処分」のいずれかの方式で埋設され、放射性物質の減衰を考慮した保全管理が行われる。

また、「廃棄物埋設」その他の最終的な処分以外の放射性廃棄物の管理又は処理（以下「廃棄物管理の事業」という）は、原子炉等規制法及び同法の下に定められた「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）」（附属書：表H1-2）により規制が行われる。

なお、「研究施設等廃棄物」については、現段階では、第一期事業として「浅地中ピット処分」、「浅地中トレンチ処分」の最終処分が計画されている。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い発生したがれき等の廃棄物については、発電所の敷地内で保管されている。



- *1: 核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価/許可後、20年を超えない期間ごと、又は閉鎖措置計画及び廃止措置計画を定めようとするとき
- *2: 核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価/事業開始の日から10年を超えない期間ごと、又は管理段階の移行時期ごと
- *3: 廃棄体定置前の施設が技術上の基準に適合していることの確認/二種埋設事業規則第6条第1項第2号、第3号及び第7号該当
- *4: 埋設しようとする廃棄体及びこれに関する保安のための措置が技術上の基準に適合していることの確認/廃棄体の埋設時
- *5: 廃棄体定置後の施設が技術上の基準に適合していることの確認/二種埋設事業規則第6条第1項第1号、第4号、第5号、第6号及び第7号該当
- *6: 保安規定の遵守状況の検査/四半期ごとに実施(年4回)
- *7: 施設の性能が技術上の基準に適合していることの検査/1年ごとに実施

図 H-1 「第一種廃棄物埋設事業」及び「第二種廃棄物埋設事業」に係る規制の流れ

H1 安全に関する一般的な要件

第 11 条

締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険その他の危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

このため、締約国は、次のことのために適当な措置をとる。

- (i) 臨界について及び放射性廃棄物管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。
- (ii) 放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。
- (iii) 放射性廃棄物の管理における異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れること。
- (iv) 国際的に認められた基準に妥当な考慮を払った自国の国内法の枠組みにおいて、規制機関によって承認された適当な防護方法を自国において適用することにより、個人、社会及び環境を効果的に保護すること。
- (v) 放射性廃棄物管理に関する生物学的、化学的その他の危険を考慮に入れること。
- (vi) 現在の世代に許容されている影響よりも大きな影響であって合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。
- (vii) 将来の世代に不当な負担を課することを避けることを目標とすること。

H1-1 臨界及び崩壊熱の除去についての措置

(1) 臨界に対する措置

原子炉等規制法は、事業者に対し、取り扱う放射性廃棄物に含まれる核燃料物質について、臨界に達するおそれがある場合には臨界を防止するための措置を講ずることを法令で求めている。なお、現在、我が国の廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物は、核燃料物質をほとんど含まないものであり、臨界は起こり得ない。

(2) 崩壊熱の除去に対する措置

崩壊熱を発生する放射性廃棄物については、適切な除熱のための措置を講ずることを法令で求めている。

具体的には、海外再処理契約に基づき返還された高放射性のガラス固化体を一時貯蔵する「廃棄物管理の事業」においては、施設の安全設計として、崩壊熱による発熱の適切な除去について考慮することを求めている。

H1-2 放射性廃棄物の発生を実行可能な限り最小限にとどめるための措置

我が国の法令では、放射性廃棄物の量を低減させることを要求していないが、放射性廃棄物は原子炉等規制法に基づき厳正かつ安全に管理すべきことが要求されており、原子力事業者はそれらに要する資源を低減する観点からも、放射性廃棄物の発生を最小限にするための自主的な取組みを行っている。

なお、クリアランス制度の整備により、原子力事業者は、当該原子力施設から発生するコンクリート、金属等に含まれる放射性物質について、原子炉等規制法の規定に基づき、放射能濃度の測定及び評価方法の認可を受け、さらに、放射能濃度が基準値以下であることの確認を受けたものは、放射性物質としての取扱いを要しないものとするることができる。こうした制度は、結果として放射性廃棄物の量の低減につながるものと考えられる。

H1-3 異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れることへの措置

放射性廃棄物の発生、管理及び処分の一連の取扱いについては、原子炉等規制法の下において一元的かつ一貫した規制が行われている。

H1-4 国際標準に準じた放射線防護

放射性廃棄物の管理に係る放射線防護については、F4 節において述べたとおりである。

H1-5 生物学的、化学的その他の危険の考慮

原子炉等規制法により、埋設される廃棄体に関し、廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと等、必要な考慮を行うことが求められる。

なお、放射線障害防止法においても同等の制度が整備されている。

H1-6 将来の世代への影響に対する考慮

H2 において述べるとおり、使用を開始した廃棄物管理事業及び廃棄物埋設事業は、適正な管理が行われる仕組みとなっている。また、埋設される放射性廃棄物は、被曝管理の観点からは管理することを必要としない低い線量になるまで管理を行う方策又は生活環境から適切に隔離する方策がとられ、将来、その影響が増大することがないように考慮されている。

H1-7 将来の世代への負担に対する考慮

前節で述べたとおり、将来の世代に不当な負担を課することがないように考慮される。また、ガラス固化体及び極めて高い放射能濃度を有する放射性廃棄物の一部については、処分事業に関しての費用及びその管理について別途法令で定めている。(B 章参照)

H2 既存の施設及び過去の行為

第 12 条

締約国は、次のことのため、相当な期間内に適当な措置をとる。

- (i) この条約が自国について効力を生じたときに既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し、及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること。
- (ii) 放射線量の減少による損害の減少が、介入による害及び介入の費用（社会的費用を含む）を正当化するために十分であるべきであることに留意して、何らかの介入が放射線防護のために必要であるか否かについて決定するため、過去の行為の結果を検討すること。

H2-1 既に存在している施設の安全について検討し、安全性を向上させるための改善が行われることを確保するための措置

本条約が日本国について効力を生じた際に存在していたのは、第二種廃棄物埋設の事業のうち、浅地中ピット処分及び浅地中トレンチ処分を行う事業者、並びに廃棄物管理の事業を行う事業者である。なお、第一種廃棄物埋設の事業を行う事業者及び第二種廃棄物埋設の事業のうち余裕深度処分を行う事業者は存在しないが、使用を開始した当該事業施設の安全性を向上させるために必要な場合の措置は次のとおりである。

原子力規制委員会は、廃棄物管理施設について、G2-1 において述べた使用済燃料貯蔵施設と同様に、定期的に施設の性能に係る検査及び保安規定の遵守状況の検査を実施するとともに、原子力事業者に対し、定期的な評価の実施を求めている。廃棄物埋設施設に関しては、保安規定の遵守状況の検査の他、それぞれの区分について以下のとおり規定している。

(1) 第一種廃棄物埋設の事業

原子力事業者は廃棄物埋設地について、事業許可を受けた日から 20 年を超えない期間ごとに、最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理に関する評価を行い、その結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講じなければならない。このほか、閉鎖措置計画又は廃止措置計画を定めようとするときは、同様の措置を講じなければならない。

(2) 第二種廃棄物埋設の事業

2013 年 12 月に行われた法令改正に伴い、これまで余裕深度処分のみに対して適用していた定期的な評価に係る制度が、浅地中ピット処分及び浅地中トレンチ処分に対しても導入された。これらの処分に係る廃棄物埋設地について、原子力事業者は、

事業の開始の日から 10 年を超えない期間ごとに、最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理に関する評価を行い、その結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講じなければならないことが義務付けられた。このほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、同様の措置を講じなければならない。

H2-2 過去の行為の結果の検討

我が国の過去の行為の結果、放射線防護上で問題となる放射性廃棄物及び施設はなく、介入が必要なものはない。

H3 計画されている施設の立地

第 13 条

- 1 締約国は、計画されている放射性廃棄物管理施設に関し、次のことについて手続きが定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。
 - (i) 当該施設の使用期間中及び処分施設の閉鎖後にその安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること。
 - (ii) 当該施設が個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある安全上の影響を評価すること。この場合において、処分施設については、閉鎖後に起こり得る立地状態の変化についても考慮するものとする。
 - (iii) 当該施設の安全に関する情報を公衆が利用可能なものとする。
 - (iv) 当該施設が影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、当該施設の近隣にある締約国と協議を行い、及び当該施設が、当該締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について当該締約国が評価することを可能とするため当該施設に関する一般的なデータを当該締約国の要請に応じて提供すること。
- 2 締約国は、1 の規定を実施するに当たり、第 11 条に定める安全に関する一般的な要件に従い 1 に規定する施設の設置場所を決めることにより当該施設が他の締約国に容認し難い影響を及ぼさないことを確保するため、適当な措置をとる。

H3-1 立地に関する関連要因の評価及び安全上の影響の評価

原子炉等規制法は、事業者に対し、立地に関する関連要因の評価及び安全上の影響の評価を行うことを求めており、原子力規制委員会が事業を許可する際にその妥当性を確認している。

原子炉等規制法に規定されている許可等の基準は、G3-1 において述べた使用済燃料の貯蔵の事業と同様である。

H3-2 安全に関する情報の公開

原子力規制委員会では、情報公開体制の構築、公開議論の徹底及び文書による行政の徹底を基本方針として定め、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を公開している。

H3-3 近隣にある締約国の要請に応じて、施設に関する一般的なデータを提供すること及び他の締約国に容認し難い影響を及ぼさないことを確保するための措置

G3-3 において述べた使用済燃料貯蔵施設と同様である。

H4 施設の設計及び建設

第 14 条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響（排出又は制御されない放出によるものを含む。）を制限するための適当な措置がとられること。
- (ii) 設計段階において、放射性廃棄物管理施設（処分施設を除く。）の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考慮されること。
- (iii) 設計段階において、処分施設の閉鎖のための技術的な規定が作成されること。
- (iv) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。

H4-1 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に当たり、放射線による影響を制限するための措置

(1) 廃棄物管理施設

廃棄物管理の事業の許可を受けた者は、原子炉等規制法に基づき、工事に着手する前に廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設のうち廃棄施設及び非常用電源設備に関する設計及び工事の方法の認可を受け、使用する前に原子力規制委員会が行う検査に合格しなければならない。事業者は、認可申請書の中で、その事業の実施に伴い発生する放射性廃棄物や、事業所内で放射性廃棄物の処理、貯蔵のために設置される設備の設計及び工事の方法についても記載し、「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準（平成 4 年総理府令第 4 号）」（附属書：表 H4-1）に示す設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付することとされている。原子力規制委員会は、申請に基づき審査を行い、原子炉等規制法に規定されている技術上の基準に適合していると認められた場合に認可をする。

(2) 第一種廃棄物埋設施設

第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（第一種廃棄物埋設事業者）は、原子炉等規制法に基づき、工事に着手する前に廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設のうち廃棄施設及び非常用電源設備に関する設計及び工事の方法の認可を受け、使用する前に原子力規制委員会が行う検査に合格しなければならない。設計及び工事の方法の技術基準は、廃棄物管理施設のものと同様である。

第一種廃棄物埋設施設の場合、さらに、原子炉等規制法に基づき、廃棄物埋設地及び坑道について、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。この確認

は、一種埋設事業規則に基づき、その設計、構造のほか、埋設地の場所の地形、地質及び地下水の状況について行われ、「許可を受けた申請書記載の内容」、「廃棄物埋設地に爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと」及び「許可を受けた申請書記載のとおり埋め戻すこと」をもって確認される。また、埋設しようとする廃棄体に関しては、一種埋設事業規則に基づき、「廃棄体が容器に封入又は固型化してあること」、「放射能濃度が許可を受けた濃度を超えないこと」、「埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること」、「著しい破損がないこと」等について、埋設前に原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(3) 第二種廃棄物埋設施設

第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（第二種廃棄物埋設事業者）は、廃棄物埋設施設について、原子力規制委員会の設計及び工事の方法についての認可、使用前の検査を受ける必要はないものの、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。また、埋設しようとする廃棄体について、埋設前に原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(4) 放射線障害防止法に基づく廃棄の事業等の施設

放射線障害防止法に基づく廃棄の業等の許可を受けようとする者は、原子力規制委員会に許可申請書を提出しなければならない。申請書には、廃棄の方法や廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造、設備についての説明書を添付しなければならない。このうち各施設の位置、構造、設備については、放射線による影響を抑制するため、しゃへい壁その他のしゃへい物、排気設備、排水設備等を、法令で定められた技術上の基準に適合させることが求められている。さらに、廃棄の業の許可を受けた者は、使用前に施設検査を受け、技術上の基準に適合していることの確認を得なければならない。

H4-2 設計段階において、処分施設を除く放射性廃棄物管理施設の廃止措置手順及び技術的な規定が考慮されるための措置

廃棄物管理施設の廃止措置の手順については、原子炉等規制法で規定されている。また、施設を廃止する段階においては、事業者は廃止措置計画を定めて原子力規制委員会の認可を受けることが必要である。

放射線障害防止法においても、各事業の許可を与える段階等において、放射性廃棄物を貯蔵、処理するための施設が技術上の基準を満足していることを適切に確認している。

H4-3 処分施設の閉鎖のための技術的な規定が作成されるための措置

処分施設の閉鎖に関しては、その実施について廃棄物埋設事業の許可申請書に記載することとされている。なお、第一種廃棄物埋設事業者は、坑道を閉鎖しようとするときは、原子炉等規制法に基づき、閉鎖措置計画を定めて、原子力規制委員会の認可を受けることが規定されている。

H4-4 設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることを確保するための措置

H6-1 において述べるとおりである。

なお、放射線障害防止法においても、同等の確認が行われる。

H5 施設の安全に関する評価

第 15 条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 放射性廃棄物管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であって、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。
- (ii) 処分施設の建設前に、閉鎖後の期間についての安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施され、規制機関が定めた基準に従ってその結果が評価されること。
- (iii) 放射性廃棄物管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとなること。

H5-1 建設前に安全評価及び環境評価が実施されることを確保するための措置

(1) 原子炉等規制法に基づく廃棄の事業

H3-1 及び H4-1 において述べた手続により、建設前に安全評価及び環境評価が実施されることが確保される。

(2) 放射線障害防止法に基づく廃棄の事業等の施設

放射線障害防止法に基づく廃棄の事業等の施設に対しては、原子力規制委員会は、その事業の許可に際して、放射線障害防止法及び関連する規則等に規定された立地条件、施設の基準、技術上の基準等について審査を行い、申請が適当であれば許可を発行する。立地については、地崩れ及び浸水に対してそのおそれの少ない場所に設けること、また、施設等の主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること、遮へい壁その他遮へい物を設けることなどが規定されている。

H5-2 処分施設の建設前に、閉鎖後の期間についての安全評価及び環境評価が実施され、規制機関が定めた基準に従ってその結果が評価されるための措置

我が国の処分施設に関する規制は、施設の区分毎に原子炉等規制法に基づく一種埋設事業規則又は二種埋設事業規則によって行われている。これらの規則では、事業許可申請書に「核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する説明書」を添付することとなっており、ここで、閉鎖後の期間も含めた長期の評価が行われることとなっている。また、処分施設建設後においても、保安措置の一環として定期的に評価を行い、評価の結果を踏まえて必要な措置を講ずることとしている。この定期的な評価により、閉鎖後事業を廃止するまでの期間について安全に関する体系的な評価が実施されるため、建設前の評価について最新知見を踏まえた確認及び対応が適正に行われる仕組みとなっている。

なお、放射線障害防止法においても同等の制度を整備しているところである。

H5-3 施設の使用前に、安全評価及び環境評価を補完することが必要な場合、これらが更新され及び詳細なものとされることを確保するための措置

G5-2 において述べた使用済燃料貯蔵施設と同様である。

なお、放射線障害防止法においても同等の制度を整備している。

H6 施設の使用

第 16 条

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 放射性廃棄物管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として付与されること。
- (ii) 試験、使用の経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。
- (iii) 放射性廃棄物管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われること。処分施設については、このようにして得られた結果が、前提条件の妥当性を検証し及び検討するため並びに前条に規定する閉鎖後の期間についての評価を更新するために利用されること。
- (iv) 放射性廃棄物管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。
- (v) 放射性廃棄物の特性の決定及び分別のための手続が適用されること。
- (vi) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告すること。
- (vii) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。
- (viii) 放射性廃棄物管理施設（処分施設を除く。）の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。
- (ix) 処分施設の閉鎖のための計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。

H6-1 放射性廃棄物管理施設の使用の許可が、使用試験の完了を条件として付与されるための措置

(1) 廃棄物管理の事業及び第一種廃棄物埋設の事業

廃棄物管理の事業の許可を受けた者及び第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた事業者は、施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法並びに設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織について、原子力規制委員会の認可を受けなければいけない。原子炉等規制法では、設計及び工事の方法の認可を申請するにあたり、事業者は設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを示さなければならない。原子力規制委員会は申請を審査し、技術上の基準に適合していると認められた場合に認可する。

なお、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織については、一般社団法人日本電気協会の「原子力発電所における安全のための品質保証規程

(JEAC4111-2009)」の要求事項を基に、IAEA 安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項も踏まえ、技術上の基準を規定している。これらの基準に適合することが設計及び工事の方法の認可の要件となっている。

さらに、原子炉等規制法には、施設を使用する前に原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該施設を使用してはならないと規定されている。使用前検査では、「その工事が設計及び工事の方法の認可に従って行われていること」及び「その性能が性能の技術上の基準に適合するものであること」が認められた場合に合格となる。「性能の技術上の基準」は原子力規制委員会が定めており、主要なものとして、火災等による損傷の防止、地震等による損傷の防止がある。第一種埋設施設に係る地下の附属施設以外の地下施設については、次項の第二種廃棄物埋設と同様に、原子力規制委員会の確認を受ける。

(2) 第二種廃棄物埋設の事業

第二種廃棄物埋設の事業においては、設計及び工事の方法の認可を要しないため、使用前検査も要しないが、廃棄物埋設施設について、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。確認は以下のとおり実施される。

- ・放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項については、それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるときに実施。
- ・放射線管理施設の組立てに関する事項については、施設が完成したときに実施。
- ・坑道（余裕深度処分の廃棄物埋設施設に係るもの）の閉鎖に関する事項については、坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うときに実施。
- ・上記以外の事項については、廃棄物埋設地を土砂等で覆うときその他原子力規制委員会が適当と認めるときに実施。

確認を行うに当たっては、附属書：表 H6-1 に示す技術上の基準（「1. 廃棄物埋設施設等の技術上の基準」及び「2. 埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準」）に基づいて行う。

(3)放射線障害防止法に基づく廃棄の事業

放射線障害防止法に基づく廃棄業者等についても、主に前条の評価を行って許可を受け、さらに使用前に施設検査を受け、これに合格した後でなければ廃棄の業等の施設を使用することができないこととなっており、本要件を満足する条件が付与されている。

以上の通り、我が国は、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として付与されることの措置を採っている。

H6-2 使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されるための措置

原子炉等規制法に基づき、事業者は施設の使用を開始する前に「保安規定」を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。保安規定に盛り込むべき事項として、施設の使用、施設の保全のための点検、放射線の監視、品質保証の具体的な方法を定めることが求められる。この保安規定において使用上の制限事項が具体的に規定され、事業者はこれに基づき施設の使用、保守を行わなければならない。また、事業者は保安規定の遵守状況について原子力規制委員会が行う年 4 回の検査（保安検査）を受けなければならない。更に、廃棄物管理施設又は第一種廃棄物埋設施設では、毎年 1 回行われる施設定期検査により施設の性能が法令に定める技術基準に適合しない場合や施設の保全等に関する措置が原子力規制委員会規則の規定に違反している場合、原子力規制委員会は、事業者に対して、施設の使用の停止、改造、修理、設備の操作方法の指定等の保安のために必要な措置等を命ずることができる。

放射線障害防止法に基づく廃棄業者等は、施設の使用開始にあたって、点検、放射線測定、放射性廃棄物の処理等の具体的な方法を定めた放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出することが規定されている。放射線障害予防規程においては使用上の制限事項が具体的に規定され、これに基づき施設の使用、保守を行わなければならない。

H6-3 放射性廃棄物管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われるための措置。処分施設については、前提条件の妥当性を検証し、検討するため並びに閉鎖後の期間に係る評価を更新するために利用されるための措置

(1) 廃棄物管理の事業

事業者が廃棄物管理施設を使用するに当たっては、原子炉等規制法に基づき、「廃棄物管理施設の保全」、「廃棄物管理設備の操作」、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）」について、保安のために必要な措置を講じなければならない。保安のための措置として「放射線管理等の記録（モニタリング結果等の記録）」、「管理区域への立入制限等」、「線量に関する措置」、「廃棄物管理施設の巡視及び点検」、「廃棄物管理施設の保全」、「廃棄物管理施設の施設自主定期検査」、「廃棄物管理施設の定期的な評価等」、「廃棄物管理施設の附属施設に係る設備の操作」、「事業所内の運搬」、「事業所内の廃棄」を法令で規定している。

事業者は上記の事項についての対応を含めた保安規定を制定し、施設の使用を開始する前に原子力規制委員会の認可を受けなければならない。（保安規定に記載すべき事項については附属書：表 H6-2 のとおり。）

さらに、前節において述べたとおり、保安規定の遵守状況について原子力規制委員会が定期に行う保安検査を受けなければならない。

(2) 第一種廃棄物埋設の事業及び第二種廃棄物埋設の事業

事業者が、廃棄物埋設施設を使用するに当たっても、原子炉等規制法の規定に基づき、上記の廃棄物管理施設と同じ措置が講じられている。閉鎖後の期間における措置としては、「廃棄物埋設施設の定期的な評価等」として関係法令に規定されている。具体的には、第一種廃棄物埋設の事業では、廃棄物埋設地について、許可を受けた日から 20 年を超えない期間ごと及び閉鎖措置計画又は廃止措置計画を定めようとするときに、第二種廃棄物埋設の事業では、事業を開始した日から 10 年を超えない期間ごと及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに「最新の技術的知見を踏まえて核燃料物質等による放射線被ばく管理に関する評価を行うこと」及び「その結果を踏まえて廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること」を要求している。

(3) 放射線障害防止法に基づく廃棄の事業

放射線障害防止法においては、廃棄業者等は、放射線障害予防規程をあらかじめ原子力規制委員会に届出し、原子力規制委員会が行う定期検査や立入検査を通じて、放射性廃棄物管理施設の使用等が適切に行われていることが確認される。

H6-4 放射性廃棄物管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であることを確保するための措置

G6-4 で述べた使用済燃料貯蔵施設と同様である。

H6-5 放射性廃棄物の特性の決定及び分別のための手続が適用されるための措置

原子炉等規制法に基づき、法令において、事業所内の廃棄に関する廃棄物の分類として「気体状の廃棄物」、「液体状の廃棄物」及び「固体状の廃棄物」を区分したうえで、それぞれの事業所内での廃棄の方法について規定している。その一例を附属書：表 H6-3 に示す。

更に、埋設処分の方法に関する区分として、「第一種埋設」及び「第二種埋設」の分類を設けており、その分類の基準は原子炉等規制法施行令において廃棄体中の放射性核種ごとの放射能濃度を規定している。

なお、放射線障害防止法においても、埋設処分以外については廃棄物の特性に応じて同等の制度が整備されており、埋設処分についても整備中である。

H6-6 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告するための措置

原子力事業者は、原子炉等規制法に基づき、原子力施設に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、当該施設等の故障その他の事象が生じたときは、遅滞なく、事象の状況その他の事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。具体的な報告対象事業及び具体的な報告事象は各事業を規制する関係法令で定められている。

なお、放射線障害防止法においても、廃棄の業等の施設において発生した事象について、その内容及び対応措置について規制機関に報告することが義務付けられている。

H6-7 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられるための措置

G6-6 において述べた使用済燃料貯蔵施設と同様である。

H6-8 放射性廃棄物管理施設（処分施設を除く。）の廃止措置計画が、使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されるための措置

原子炉等規制法における事業者は、事業を廃止しようとするときは、原子炉等規制法に基づき、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の「廃止措置」を講じなければならない。この際、「廃止措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

廃止措置計画の認可のための基準は、その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること、核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであることである。汚染された物の管理、廃棄や災害防止のための措置などは、廃止措置対象施設の使用中に得られた情報も活用して実施すべきものであり、従って廃止措置計画は当該施設の使用期間中に得られた情報を使用して作成される。また、廃止措置計画に変更が必要となった場合には、「廃止措置計画の変更の認可」の手続が規定されており、必要に応じて更新が可能となっている。放射線障害防止法における廃棄事業者等が、事業を廃止するときには、原子力規制委員会に届け出ることとされている。その際、放射性同位元素による汚染の除去等の措置を講ずることとなっており、その作業計画は、使用中に得られた当該施設の情報を活用して作成される。さらにそれらの計画及び措置は、原子力規制委員会に報告することとなっており、規制機関が適切に関与することとなる。

H6-9 処分施設の閉鎖のための計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されるための措置

第一種廃棄物埋設事業者は、坑道を閉鎖しようとするときは、坑道の埋戻し、坑口の閉塞及び地下に設置した附属施設の解体の「閉鎖措置」を講じなければならない。この際、原子炉等規制法に基づき、あらかじめ「閉鎖措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

閉鎖措置計画の認可基準は、原子炉等規制法に規定されている閉鎖措置の実施が許可申請書等に記載したところによるものであること、閉鎖措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであることである。災害防止のための措置は、閉鎖措置対象施設の使用中に得られた情報も活用して実施すべきものであり、従って閉鎖措置計画は当該施設の使用期間中に得られた情報を使用して作成される。また、閉鎖措置計画に変更が必要となった場合には、「閉鎖措置計画の変更認可」の手続が規定されており、必要に応じて更新が可能となっている。加えて、閉鎖措置計画が認可の対象となっていることにより、閉鎖措置計画は規制機関によって検討されることの措置も確保されている。

放射線障害防止法における廃棄物埋設を行う廃棄業者が、廃棄物埋設地の管理を終了するにあたっては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにする等の必要な措置を講ずることとなっており、その作業計画は、管理期間中に得られた当該埋設地の情報を活用して作成される。さらにそれらの措置は、原子力規制委員会に報告することになっており、規制機関が適切に関与することになる。

H7 閉鎖後の制度的な措置

第 17 条

締約国は、処分施設の閉鎖後に次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (i) 当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であって、規制機関が要求するものが保存されること。
- (ii) 必要な場合には、監視、立入制限等の能動的又は受動的な制度的管理が実施されること。
- (iii) 能動的な制度的管理の間に放射性廃棄物の環境への計画されていない放出が検出された場合において、必要なときは、介入措置を実施すること。

H7-1 当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であって、規制機関が要求するものが保存されるための措置

(1) 第一種廃棄物埋設の事業

廃棄事業者は、原子炉等規制法に基づき、廃棄物埋設の事業の実施に関し、管理期間内において以下の事項を記録し、これをその事業所に備えておかなければならない。

- 第一種廃棄物埋設に関する記録
- 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設のうち廃棄施設及び非常用電源設備の検査記録
- 放射線管理記録
- 操作記録
- 保守記録
- 廃棄物埋設施設の事故記録
- 気象記録
- 地下水の水位
- 保安教育の記録
- 品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録
- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果
- 防護措置の記録
- 閉鎖措置の確認の結果
- 廃止措置に係る工事の方法、時期及び廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の名称
- 事業所において用いた資材その他のものに含まれる放射性物質の放射能濃度について、放射線障害防止のための措置を必要としないものとしての基準を超えないことについての確認を受けようとするものの記録

(2) 第二種廃棄物埋設の事業

第一種廃棄物埋設の事業と同様、原子炉等規制法に基づき、廃棄物埋設の事業の実施に関し、管理期間内において以下の事項を記録し、これをその事業所に備えておかなければならない。

- 第二種廃棄物埋設に関する記録
- 放射線管理記録
- 警報装置から発せられた警報の内容
- 保守記録
- 廃棄物埋設施設の事故記録
- 降雨記録
- 地下水の水位
- 廃棄物埋設地及びその周辺の状況
- 保安教育の記録
- 品質保証計画に関しても文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録
- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果
- 防護措置の記録
- 廃止措置に係る工事の方法、時期及び廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の名称
- 事業所において用いた資材その他のものに含まれる放射性物質の放射能濃度について、放射線障害防止のための措置を必要としないものとしての基準を超えないことについての確認を受けようとするものの記録

H7-2 監視、立入制限等の能動的又は受動的な制度的管理

(1) 第一種廃棄物埋設の事業

原子炉等規制法には、第一種廃棄物埋設の事業の閉鎖後の手続として、廃止措置（廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関への引き渡し）が規定されている。廃止措置を行うに当たっては、廃止措置計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。廃止措置計画を定めようとするときには、廃棄物埋設地について、最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価を行い、その結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃止措置は、廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること、核燃料物質等の廃棄が終了していること及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定す

る機関への引渡しが完了していることについて確認を受け、事業廃止となる。閉鎖後の制度的管理は、廃棄物への不注意な干渉など、人間活動の発生可能性をさらに低減し、安全性や地層処分の社会的受容性を高めることに寄与すると考えられる。具体的な制度的管理として、最終処分法において、事業実施主体の申請により処分場跡地等を保護区域として指定し、保護区域に指定された場所においては掘削行為等を制限することとしている。

(2) 第二種廃棄物埋設の事業

原子力規制委員会が決定した「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 30 号）」（以下、「二種設備基準規則」）は、管理期間終了以後に関わる安全評価において、処分方法に応じて基本シナリオ及び変動シナリオの 2 区分のシナリオを評価し、公衆の受ける線量として、それぞれ、一年間当たり 10 マイクロシーベルト以下及び 300 マイクロシーベルトを超えないこと並びに上記以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオについては、サイト条件を十分に勘案して、公衆の受ける線量が一年間当たり 1 ミリシーベルトを超えないことを求めている。また、公衆の受ける線量を合理的に達成できる限り低く抑えるため、埋設した放射性固体廃棄物の放射能が時間の経過に伴って低減すること等によって、放射性物質の生活環境に及ぼす影響が安全上支障のないレベル以下になることを確認するまでの間、放射性固体廃棄物の種類、放射能レベル等に応じて廃棄物埋設地の管理を行うことを求めている。二種設備基準規則の求めている管理の内容は以下のとおりである。

(i) 浅地中ピット処分¹を行う場合

＜埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間＞

この間では周辺監視区域を設け、当該区域への立入りを制限するとともに、埋設保全区域を設定し、巡視及び点検を実施する。また、廃棄物埋設地に設けた人工バリア²から放射性物質が漏出していないことを放射性物質の漏出等の監視によって確認するとともに、万一、漏出が認められた場合には、その補修等所要の措置を講じる。

＜埋設の終了後から廃止措置の開始までの間＞

この間では、周辺監視区域を設け当該区域への立入りを制限するが、放射能の減衰により一般公衆への被ばく低減が図られた場合は周辺監視区域の廃止が可能となる。また、埋設保全区域を設定し巡視及び点検を実施するほか、周辺監視区域を廃止した場合は、埋設保全区域での農耕作業等の特定行為の禁止又は制約を行う。

廃棄物埋設地から漏出し、生活環境に移行する放射性物質の濃度等を地下水の測

定の実施等により監視する。

*1:「浅地中ピット処分」とは、容器に封入し、又は固型化した放射性廃棄物を、人工バリアを設置した廃棄物埋設地に浅地中処分することをいう。

*2:「人工バリア」とは、埋設された放射性固体廃棄物から生活環境への放射性物質の漏出の防止及び低減を期待して設置する人工構築物をいう。

(ii) 浅地中トレンチ処分^{*3}を行う場合

<埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間>

この間では周辺監視区域を設け、当該区域への立入りを制限するとともに、埋設保全区域を設定し、巡視及び点検を実施する。また、廃棄物埋設地から生活環境に移行する放射性物質の濃度等を地下水の測定の実施等により監視する。

<埋設の終了後から廃止措置の開始までの間>

この間では埋設保全区域を設定し、巡視及び点検を実施するほか、当該区域での農耕作業等の特定行為の禁止又は制約を行う。

*3:「浅地中トレンチ処分」とは、容器に固型化しない放射性固体廃棄物を人工バリアを設置しない廃棄物埋設地に浅地中処分することをいう。

したがって、管理期間内に係る廃棄物埋設施設の安全性の評価は以上に述べたような管理の内容に応じて、また、廃棄物埋設地の設備は時間の経過に伴ってその機能が低下することを考慮して、実施する必要がある。

なお、管理期間終了の目安は、ピット処分にあっては埋設の終了後 300 年から 400 年以内、トレンチ処分を行う場合は、放射能レベルの低い固型化されていないコンクリート等を処分の対象としているため、埋設の終了後 50 年程度以内を目安とする。

H7-3 能動的な制度的管理の間に放射性廃棄物の環境への計画されていない放出が検出された場合において、必要なときは、介入措置を実施すること

原子力規制委員会は、許可を与えるに当たって、制度的管理において以下のような措置をとることを求めている。

浅地中ピット処分を行おうとする第二種廃棄物埋設事業者は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間で、人工バリアから放射性物質の漏出があったと認められる場合には、速やかに放射性物質の漏出を防止するために埋設設備の補修等を行う。また、埋設の終了後から廃止措置の開始までの間では、人工バリア及び天然バリア^{*4}からの放射性物質の漏出の状況を監視し、必要に応じて放射性物質の移行抑制等の措置を講ずるとともに、廃棄物埋設地の巡視及び点検を行い、必要に応じて覆土の手直し等の補修を行う。なお、放射線障害防止法においても同様の制度が整備されている。

*4:「天然バリア」とは、人工構築物又は埋設された放射性固体廃棄物の周囲に存在し、埋設された放射性固体廃棄物から漏出してきた放射性物質の生活環境への移行抑制等が期待できるような岩盤または地盤等をいう。

I 国境を越える移動

第 27 条

1. 国境を越える移動に関係している締約国は、この移動がこの条約及び関連する拘束力のある国際文書の規定に合致する方法で実施されることを確保するため、適当な措置をとる。このため、
 - (i) 原産国である締約国は、国境を越える移動が、仕向国に事前に通報され及び仕向国の同意がある場合にのみ認められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。
 - (ii) 通過国を通過する国境を越える移動は、用いられる特定の輸送方式に関連する国際的な義務に従う。
 - (iii) 仕向国である締約国は、この条約に合致する方法で使用済燃料又は放射性廃棄物を管理するために必要な事務上及び技術上の能力並びに規制の体系を有する場合にのみ、国境を越える移動に同意する。
 - (iv) 原産国である締約国は、仕向国の同意があることにより、(iii)に定める要件が満たされていることを事前に確認することができる場合にのみ、国境を越える移動を認める。
 - (v) 原産国である締約国は、この条の規定に従って行われる国境を越える移動が完了しないか又は完了することができない場合には、代替りの安全措置をとることができる場合を除くほか、自国の領域に戻すことを認めるため、適当な措置をとる。
2. 締約国は、貯蔵又は処分のために使用済燃料又は放射性廃棄物を南緯 60 度以南の地域へ輸送することを許可しない。
3. この条約のいかなる規定も、次のことを妨げるものではなく、又は次のことに影響を及ぼすものではない。
 - (i) 国際法に定めるところにより、海洋及び河川における航行並びに航空に関する権利及び自由がすべての国の船舶及び航空機によって行使されること。
 - (ii) 処理のために放射性廃棄物が輸出された締約国が、当該処理後に当該放射性廃棄物その他の物質を原産国へ返還し又は返還するための措置をとる権利を有すること。
 - (iii) 再処理のために使用済燃料を輸出する権利を締約国が有すること。
 - (iv) 再処理のために使用済燃料が輸出された締約国が、再処理工程から発生した放射性廃棄物その他の物質を原産国へ返還し又は返還するための措置をとる権利を有すること。

我が国の電気事業者は、1969 年より 2001 年にかけて、英国及びフランスの再処理事業者に合計約 7,100 トンの使用済燃料の再処理を委託してきた。再処理により回収した核燃料物質は MOX 燃料として、再処理過程で発生した放射性廃棄物はガラス固化体として、一部が我が国に返還されている。ガラス固化体については、1995 年より 2014 年 3 月までに 1,442 本が返還されており、残りは今後 5 年程度にわたり返還される予定である。また、我が国では、1993 年より青森県六ヶ所村に再処理工場を建設しており、今後は、実用発電炉の使用済燃料は国内で再処理されることとなるため、2002 年以降は英国及びフランスの再処理事業者に使用済燃料の再処理は委託されていない。

II 国境を越える移動

II-1 仕向国への事前通報と同意の取得のための措置

使用済燃料、放射性廃棄物を輸出する場合は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経

済産業大臣の輸出許可・承認が必要であり、輸出許可・承認申請は、仕向国において必要な許認可が取得された後に行われる。

11-2 国際的に認められた方式によって輸送するための措置

使用済燃料及び放射性廃棄物の国際的海上輸送については、IAEA の放射性物質安全輸送規則を踏まえた海上人命安全条約（SOLAS 条約）に基づく国際規則の基準を、「船舶安全法」に基づく輸送に関する国内規則に取り入れ、安全規制を行っている。

11-3 仕向国としての同意

使用済燃料及び放射性廃棄物の我が国への移動について他の締約国から照会を受けた場合、政府は、当該物質輸入の同意又は不同意について決定し、その結果を原産国へ回答することとしている。

なお、返還廃棄物の輸入の場合には、当該返還廃棄物が我が国において安全に関するための技術上の体系を有しているか確認した上で、我が国は原産国からの通報に対して受入に同意する旨を伝えている。

11-4 仕向国の状況の確認

放射性廃棄物及び海外再処理のための使用済燃料の輸出には、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済産業大臣の輸出許可・承認が必要である。経済産業大臣は、仕向国の安全規制体制の整備状況や国際条約の締結状況、受入機関の経営・管理上及び技術的な能力等、安全確保上の条件についても確認をしたうえで、輸出許可・承認を判断することとしている。

11-5 移動が完了しない場合の自国への積み戻しを認める措置

輸出許可・承認を受けて輸出された使用済燃料及び放射性廃棄物が、移動が何らかの理由により完了していないか又は完了することができない場合で、輸送物の形状が損なわれていない場合及び船舶の事故の場合、積み戻しを行う際は、輸入貿易管理令の特例により、我が国領域への積み戻しを認めている。

12 南緯 60 度以南の地域への輸送を禁止する措置

使用済燃料及び放射性廃棄物を輸出する場合は「外国為替及び外国貿易法」に基づく経

済産業大臣の輸出許可・承認が必要となるが、南緯 60 度以南の地域に処分、貯蔵のため輸送することは許可されない。

J 使用されなくなった密封線源

1. 第28条締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線源の保有、再生又は処分が安全な方法で行われることを確保するため、適当な措置をとる。
2. 締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線源を受領し及び保有する資格を有する製造者に使用されなくなった密封線源が返還されることを認める場合には、当該使用されなくなった密封線源を自国の領域内に戻すことを認める。

J1 放射線源の取り扱いに係る法規制の枠組み

E2-1 に示したように、放射性同位元素の使用、廃棄、放射線発生装置の使用等は、放射線障害防止法により規制が行われており、密封線源は、同法による規制対象となっている。

同法に基づき約 8,000 の事業所が許可等を受けているが、放射性同位元素等は、許可等を受けた事業者の責任において、適切な管理が行われている。

規制当局としての原子力規制委員会は、同法に基づく許可等に係る審査、各事業所への立入検査等を実施している。

同法の規定により、放射線源の安全確保が以下のとおり有効に機能しているものと認識している。

- 一定量以上の放射線源を使用する者は、規制当局へ申請し許可を得るか、届け出なければならないとされている。
- 放射線源を使用する施設の基準や放射線業務従事者の被ばく線量限度等の使用の基準等、技術的基準を定めている。例えば、①貯蔵施設等には施錠等により立ち入りを制限すること、②放射線管理区域境界には容易に立ち入ることができない柵その他の設備を設けること、③管理区域に施設管理者の許可無く立ち入ることを禁止すること、等が安全確保の観点から義務付けされている。
- 放射線源を使用している事業所から、毎年度放射線管理状況報告書の規制当局への提出を義務付けており、この中で毎年度末における放射線源の保有状況等を報告させている。また、規制当局は、必要に応じ施設への立入検査を実施し、保有する放射線源が許可等を受けたものと一致していることを確認している。
- IAEA の「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」に基づいて、一定の数量以上の密封された放射性同位元素であって、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある線源を対象に、事業者に対して、仕様及び受入れ・払出し等の情報を、原子力規制委員会へ報告することを義務付けている。また、当該線源については、毎年度末における所持状況等について原子力規制委員会へ報告することを義務付けている。

このような厳格な規制体系により、これまで一般公衆を著しく危険にさらすような身元不明線源の発生は起こっていない。

J2 放射線源の管理

放射能が大きい密封された放射線源については、法律により許可を持つ事業者にしかな所持ができないよう規制しており、使用を終えた放射線源については許可を持つ専門の事業者を引き渡す仕組みが定着している。なお、許可を受けた事業者が、放射線源の使用自体を取りやめるときは、廃止措置の計画を届け出るとともに放射線源を引き渡した結果を規制当局へ報告することを義務付けている。

そして、すべての使用者に対し、毎年度末に保有する放射線源の在庫確認を行いその結果を規制当局へ報告することを義務付けており、身元不明線源が発生することを防止している。更に、法令で罰則を定め、放射線源の安全管理義務が使用者、販売業者等にあることを明確にしている。

また、我が国では多くの放射線源は外国より輸入されており、半減期が長く放射能が大きい放射線源は製造国へ返却されている。また、国内の流通に関しては、ほとんどの放射線源が、1 事業所（(社) 日本アイソトープ協会）により販売から、使用済みの放射線源の回収まで、一貫して実施されている。

これらの成果として、今までに放射線源が関係する重篤な放射線障害の発生や重篤な放射線障害を起こす身元不明線源の発生は起こっていない。

J2-1 使用されなくなった密封線源の保管の基準

わが国における密封線源の保管の基準は放射線障害防止法において以下のとおり定められている。

- (1) 密封線源を保管する場合には、容器に入れ、かつ貯蔵室又は貯蔵箱で保管すること。
- (2) 貯蔵能力を超えて貯蔵してはならない。
- (3) 放射線業務従事者が実効線量限度等を超えて被ばくすることがないように、1) 遮へい物を設置、2) 距離を設ける、3) 作業時間を短くする等の措置を講ずること。
- (4) 密封線源を貯蔵した容器をみだりに持ち運ぶことがないように貯蔵箱等を固定する等の措置を講ずること。
- (5) 表面汚染については、表面密度限度を超えないようにすること。
- (6) 表面密度限度の 1/10 を超える放射性汚染物質は管理区域から持ち出さないこと。
- (7) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- (8) 管理区域には人がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。

J2-2 放射線源の紛失が発生した場合の措置

放射線源の紛失が起きたときには、法令に基づき直ちに警察機関及び規制当局に報

告することを義務付けている。規制当局は直ちに事業者に対して紛失線源の捜索を指示するとともに、警察機関は、その紛失が犯罪に係るものであれば犯罪捜査を行う。また、原子力規制委員会では、IAEAにおける放射線源に関する INES の追加ガイダンスに従った放射線源の紛失事象等への INES 評価及び評価結果の通報を行うこととしている。

J2-3 身元不明線源が発見された場合の措置

身元不明線源が発見された場合には、警察機関においては、直ちに迅速な初動対応を行うこととしており、立入禁止措置、可能な範囲で現場の放射線の検知や状況把握を行っている。また、規制当局は、発見者等に対して放射線源を安全な状態にするよう要請及びこのための指導を行うとともに、放射線検査官を派遣しそれら措置が取られたことを確認する。なお、発見された身元不明線源については、専門の事業者により回収されている。

J2-4 放射線源に関連した事故等が発生した場合の措置

放射線源に関連した事故等が発生したときには、通報内容に応じ、直ちに警察、消防機関により初動対応を行うとともに、規制当局は、放射線検査官を派遣して必要な指示等（介入）を事業者等に対して行い、適切な措置を講じさせている。

J2-5 製造者に返還できない密封線源の長期管理の検討

前述のとおり、我が国で使用されているほとんどの密封線源は海外で製造され輸入されるものであり、使用後には製造元に返還されるものである。このため、我が国では製造者に返還できない密封線源はほとんど存在せず、また、その保管及び管理については既述のとおり放射線障害防止法の規定に基づいて適切に行われており、現状では問題となる状況ではない。

J3 密封線源の返還

放射線障害防止法において許可を持つ製造者が、その許可の範囲内で海外から返還される密封線源を受け入れることは認められる。この際、輸出入にあたっては、IAEAの「放射線源の輸出入に関するガイダンス」と整合する輸出入管理に関する法令または手続きに従うことが求められる。なお、返還密封線源を国内で保有、再生する製造者は密封線源を保管する際は前述した保管の基準に従って行わなければならない。

K 安全性の向上のための取組み

K1 IRRS について

IAEA（国際原子力機関）が実施している総合的規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）について、2013年12月に、原子力規制委員会において議論し、①2015年末を目途として受入れること、②IAEAとの連絡等の準備を進めることについて合意した。2013年12月に、IAEAにIRRS要請文書を発出し、IAEA側よりミッションの実施等の了解が得られた。原子力規制委員会では、原子力規制庁内に、IRRS室を設置する等、IRRSに向けての準備を進めている。

K2 前回検討会合で抽出された事項への対応

K2-1 規制当局の実効的独立

原子力規制委員会は、独立して意思決定を行うことが法に規定されている。原子力規制委員会の権能については、E章参照。

K2-2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する規制要求の強化

2012年に原子炉等規制法が改正され、最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（いわゆる「バックフィット制度」）の導入、発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始から40年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1回に限り延長することを認める運転期間延長認可制度の導入などが図られた。

本章では、我が国における使用済燃料の貯蔵の事業、廃棄物管理の事業及び廃棄物埋設の事業に関する規制について述べる。

K2-2-1 使用済燃料の貯蔵の事業

使用済燃料の貯蔵の事業に関する新規制基準は、使用済燃料を輸送・貯蔵兼用の金属製の乾式貯蔵キャスク（以下「金属キャスク」という）に収納する貯蔵方式の使用済燃料貯蔵施設を対象としており、従来の「核燃料施設安全審査基本指針（1980年2月7日原子力安全委員会決定）」及び「金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針（2002年10月3日原子力安全委員会決定）」を基に、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準を策定したものである。

新規制基準では、地震・津波の評価において、基準地震動の策定方法や津波による使用済燃料貯蔵施設の損傷の防止に係る要求の強化を行った他、従来の規制に引き続き基本的安全機能の維持を要求している。基本的安全機能は以下のとおり。

閉じ込め機能：公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすことのないよう、金属キャス

クに封入された使用済燃料を閉じ込める機能

遮蔽機能：公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすことのないよう、金属キャスクに封入された使用済燃料からの放射線を遮蔽する機能

臨界防止機能：使用済燃料が臨界に達することを防止する機能

除熱機能：使用済燃料の健全性及び金属キャスクを構成する部材の健全性を維持するよう、金属キャスクに封入された使用済燃料の崩壊熱を除去する機能

K2-2-2 廃棄物管理の事業

新規規制基準では、廃棄物管理施設の特性等を踏まえて放射性廃棄物の処理及び管理に係る要求事項を明確化するとともに、地震・津波の評価において、基準地震動の策定方法や津波による廃棄物管理施設の損傷の防止に係る要求の強化を行った。また、新たな規制として、経年変化に関する評価を含む定期的な評価を、保安のために講ずべき措置として事業者に対し求めている。

K2-2-3 廃棄物埋設

新規規制基準では、地震・津波による廃棄物埋設施設の損傷の防止及び廃棄物埋設地の保全に係る要求の強化、管理を終了するための基準の明確化が行われた。

また、新たな規制として、浅地中処分を行う第二種廃棄物埋設についても、施設の保全に係る最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価を保安のために講ずべき措置として事業者に対し求めている。

K2-3 福島第一原子力発電所事故により発生し、想定された使用済燃料及び放射性廃棄物の貯蔵に関する管理方法に係る有効性の確保

K2-3-1 廃炉・汚染水対策の概要

廃炉へ向けた作業項目、汚染水対策及び海水モニタリングの情報等は以下のリンクを参照。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/140731/140731_01_006.pdf

K2-3-2 除染と放射性物質に汚染された廃棄物の処理の継続

別途、補足説明資料を参照。

K2-4 高レベル放射性廃棄物地層処分

高レベル放射性廃棄物の地層処分については、2000年3月に成立した「最終処分法」に基づき、3段階の選定過程を経て最終処分施設が建設されることとなっている。

一方で、現在に至るまで文献調査にも着手出来ていない現状を踏まえ、これまでの取

組を見直すこととした。具体的には、将来世代が最良の処分方法を常に再選択できる
よう、可逆性・回収可能性を担保すること、国が、科学的により適性の高いと考えら
れる地域を示す等を通じ、立地への理解を求めること等の見直しを行うこととした。
(B章参照)

K2-5 非原子力発電分野の廃棄物処分に係るサイト選定基準

2008年6月、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を一部改正し、(独)日本
原子力研究開発機構を研究施設等廃棄物の埋設処分の実施主体として位置づけた。文
部科学省は経済産業省とともに、「埋設処分業務の実施に関する基本方針」を示し、
(独)日本原子力研究開発機構は、本方針に従い、「埋設処分業務の実施に関する計
画」を策定し、2009年11月に文部科学大臣及び経済産業大臣に認可された。2011
年に埋設施設、設備に係る構造等の概念設計を完了し、2012年3月、概念設計に基
づいた実施計画の変更を行った。これを踏まえ、(独)日本原子力研究開発機構にお
いて立地基準及び手順の技術的事項に係る検討結果をとりまとめており、現在、同基
準、手順を策定しているところ。

L 付属書

L1 使用済燃料の貯蔵量

L2 放射性廃棄物の貯蔵量

L3 使用済燃料及び放射性廃棄物貯蔵施設のリスト

L4 G 章及び H 章で関連する法令の抜粋

L1 使用済燃料の貯蔵量^{※1}

事業所等		貯蔵量(t)	使用済燃料の種類	
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	370	ウラン酸化物燃料集合体	
	敦賀発電所	580		
北海道電力(株)	泊発電所	400		
東北電力(株)	東通原子力発電所	100		
	女川原子力発電所	420		
東京電力(株)	福島第一原子力発電所	- ※2		
	福島第二原子力発電所	1,120		
	柏崎刈羽原子力発電所	2,370		
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	1,140		
北陸電力(株)	志賀原子力発電所	150		
関西電力(株)	美浜発電所	390		ウラン酸化物燃料集合体、 混合酸化物燃料集合体
	大飯発電所	1,420		ウラン酸化物燃料集合体
	高浜発電所	1,160		
中国電力(株)	島根原子力発電所	390	ウラン酸化物燃料集合体	
四国電力(株)	伊方発電所	610		
九州電力(株)	玄海原子力発電所	870		
	川内原子力発電所	890		
(独)日本原子力研究 開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター	70	ウラン酸化物燃料集合体、 混合酸化物燃料集合体	
	高速増殖炉研究開発センター	0		
	東海研究開発センター核燃料サイクル 工学研究所再処理施設	41	ウラン酸化物燃料集合体、 混合酸化物燃料集合体	
	東海研究開発センター原子力科学研究 所	18	ウラン酸化物燃料集合体	
	大洗研究開発センター	16	ウラン酸化物燃料集合体、 混合酸化物燃料集合体	
日本原燃(株)	再処理事業所再処理施設	2,951	ウラン酸化物燃料集合体	
合計		16,869		

※1 電力事業連合会よりデータを入力。

※2 算定方法について検討中

L2 放射性廃棄物の貯蔵量

L2-1 高レベル放射性廃棄物

施設		ガラス固化体(本*)	高レベル液体廃棄物
(独)日本原子力研究開発機構	再処理施設	247	415m ³
日本原燃(株)	再処理施設	346	0
	廃棄物管理施設	1,442	0
合計		2,035	415 m ³

* : (独) 日本原子力研究開発機構は 120 リットル容器、日本原燃(株) (再処理施設) は 160 リットル容器、日本原燃(株) (廃棄物管理施設) は 170 リットル容器

L2-2 発電所廃棄物

1. 均質固化体、充填固化体及び雑固体

発電所		均質固化体(本)	充填固化体(本)	雑固体(本)	合計(本)
日本原子力発電(株)	東海発電所	0	0	1,503	1,503
	東海第二発電所	498	1,373	57,113	58,984
	敦賀発電所	2,548	771	65,276	68,595
北海道電力(株)	泊発電所	884	0	8,434	9,318
東北電力(株)	女川原子力発電所	1,972	140	25,420	27,532
	東通原子力発電所	0	0	10,404	10,404
東京電力(株)	福島第一原子力発電所	15,784	2,789	167,077	185,650※
	福島第二原子力発電所	644	1,717	17,376	19,737
	柏崎刈羽原子力発電所	0	855	30,273	31,128
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3,334	2,568	29,171	35,073
北陸電力(株)	志賀原子力発電所	8	786	5,696	6,490
関西電力(株)	美浜発電所	2,296	2,618	23,399	28,313
	高浜発電所	4,809	0	39,191	44,000
	大飯発電所	3,803	4,016	24,313	32,132
中国電力(株)	島根原子力発電所	278	1,073	25,482	26,833
四国電力(株)	伊方発電所	1,258	844	25,775	27,877
九州電力(株)	玄海原子力発電所	3,969	2,732	30,603	37,304
	川内原子力発電所	2,175	0	19,310	21,485
(独)日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター	2,016	0	16958	18974
	研究開発センター もんじゅ	20	0	5544	5564
合計		46,296	22,282	628,318	696,896

貯蔵単位は 200 リットルドラム缶（雑固体には、200 リットルドラム缶換算を含む）本数

※当該放射性固体廃棄物以外に事故後に発生した瓦礫類、伐採木、使用済保護衣等（合計 201,300 m³）及び汚染水処理二時廃棄物等（セシウム吸着装置吸着塔等 848 本及びスラッジ 597m³）を一時保管している。

2. 蒸気発生器

発電所		保管数(基)
関西電力(株)	美浜発電所	7
	高浜発電所	6
	大飯発電所	8
四国電力(株)	伊方発電所	4
九州電力(株)	玄海原子力発電所	4
	川内原子力発電所	3
合計		32

3. 制御棒、チャンネルボックス等

発電所		制御棒(本* ¹)	チャンネルボックス等(本)	その他(m ³)	樹脂等(m ³)
日本原子力発電(株)	東海発電所	91 m ³	0	1,290	60
	東海第二発電所	306	3621	17	900
	敦賀発電所(1号)	173	1850	49	845
	敦賀発電所(2号)	353	0	0	92
北海道電力(株)	泊発電所	312	0	0	103
東北電力(株)	女川原子力発電所	231	3,112	1	464
	東通原子力発電所	67	644	0	132
東京電力(株)	福島第一原子力発電所	1,448	22,291	193	3,522
	福島第二原子力発電所	699	9,233	43	5,250
	柏崎刈羽原子力発電所	800	13,547	0	2,592
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	550	11,020	33	2,678
北陸電力(株)	志賀原子力発電所	69	1,094	0	157
関西電力(株)	美浜発電所	696	0	0	102
	高浜発電所	1,336	0	0	121
	大飯発電所	1,134	0	0	112
中国電力(株)	島根原子力発電所	285	4,478	56	851

発電所		制御棒(本*1)	チャンネルボックス等(本)	その他(m ³)	樹脂等(m ³)
四国電力(株)	伊方発電所	686	0	0	165
九州電力(株)	玄海原子力発電所	778	0	0	174
	川内原子力発電所	460	0	0	150
小計		10,383 +(91 m ³)	70,890	(1,682m ³)	(18,470 m ³)
		制御棒(本)	中性子検出器(本)	その他(本)	樹脂等(m ³)
(独)日本原子力 研究開発機構	原子炉廃止措置研究 開発センター	54	128	0	216
		制御棒駆動機構案内管等(本)			
(独)日本原子力 研究開発機構	研究開発センター も んじゅ	5			

*1 : 東海発電所以外

L2-3 長半減期低発熱放射性廃棄物

施設		ドラム缶 (本)	アスファルト 固化体(本)	プラスチック 固化体(本)	その他の種類 (本)	合計 (本)
(独)日本原子 力研究開発機 構	再処理施設	32,075	29,967	1,812	12,205	76,059
日本原燃(株)	再処理事業所 (再処理施設)	16,318	0	0	21,550	37,868
日本原燃(株)	再処理事業所 (廃棄物管理 施設)	1,004	0	0	48	1,052
小計		43,634	29,967	1,812	28,031	103,444
		せん断被覆片等(本)		使用済フィルタ等 (本)	試料ビン等(本)	合計 (本)
(独)日本原子 力研究開発機 構	再処理施設	4,958		315	1,360	6,633
日本原燃(株)	再処理事業所	219* ¹		0	0	219
		低放射性濃縮廃液 (m ³)	スラッジ(m ³)	廃溶媒(m ³)		
(独)日本原子 力研究開発機 構	再処理施設	2,887		1,158	101	

貯蔵単位は 200 リットルドラム缶 (200 リットルドラム缶換算を含む) 本数

*1 : せん断被覆片等は 1,000 リットルドラム缶

L2-4 ウラン廃棄物

		ドラム缶 (本)	その他の種類 (本)	合計 (本)	低レベル液体廃棄物 (m ³)
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン		16,384	2,550	18,934	0.096
三菱原子燃料(株)		9,566	606	10,172	1.80
原子燃料工業 (株)	東海事業所	5,535	843	6,378	6.35
	熊取事業所	7,696	494	8,190	13.2
(独)日本原子力研究開発機構	ウラン濃縮 原型プラント	531	56	587	
日本原燃(株)	濃縮・埋設事業 所	5,191	1,472	6,703	2.17
合計		44,903	6,021	50,963	23.616

貯蔵単位は 200 リットルドラム缶 (200 リットルドラム缶換算を含む) 本数

L2-5 研究施設等廃棄物

本項目で示したデータは、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知「放射性廃棄物の管理に関する定期報告について（通知）」に基づき提出された「放射性廃棄物管理状況報告書」（平成 25 年度）のデータ、原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年度分として報告徴収したデータ、放射線障害防止法第 42 条 第 1 項及び同法施行規則第 39 条第 3 項の規定に基づき各事業者等から報告された平成 25 年度放射線管理状況報告書のデータ等を整理したものである。

試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設(発電の用に供するものを除く。)の設置者及び原子炉等規制法施行令第 41 条に定める核燃料物質の使用施設に係る核燃料使用者が保管している廃棄物				
事業所名称		固体廃棄物 (本*1)	液体廃棄物 (m ³)	備考
(独)日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	128,442	—	原子炉施設と核燃料使用施設の合算値。
	核燃料サイクル工学研究所	63,316	25.9	核燃料使用施設
	大洗研究開発センター(北地区)	1,478	—	原子炉施設、核燃料使用施設の合算値。
		29,634	—	廃棄物管理施設
	大洗研究開発センター(南地区)	145	0.03	固体は原子炉施設の値(一時保管)。液体は核燃料使用施設の値。
	人形峠環境技術センター	14,919	10.5	核燃料使用施設
	むつ事務所	1,070	22.0	原子炉施設
東京大学大学院工学研究科原子力専攻	33	2.7	固体は、原子炉施設と核燃料使用施設の合算値(一時保管)。液体は、原子炉施設の値。	
京都大学 原子炉実験所	73	0.0	原子炉施設と核燃料使用施設の合算値。	
放射線医学総合研究所	1,269	—	核燃料使用施設	
(財)核物質管理センター	東海保障措置センター	468	—	核燃料使用施設
	六ヶ所保障措置センター	324	—	核燃料使用施設
立教大学 原子力研究所	15	0	原子炉施設	
東京都市大学(旧武蔵工業大学) 原子力研究所	5	—	原子炉施設	

近畿大学 原子力研究所	3	—	原子炉施設
原子燃料工業(株) 東海事業所	6,378	6.35	核燃料使用施設(加工施設にも該当するため、L2.4の表中の値の再掲)
日本核燃料開発(株)	311	10.5	核燃料使用施設
ニュークリア・デベロップメント(株)	1,887	—	核燃料使用施設
(株)東芝	研究炉管理センター	74	—
	原子力技術研究所	1,605	0.7
(株)日立製作所 原子力事業統括本部王禅寺センタ	496	—	原子炉施設
合計	251,945	78.68	-
原子炉等規制法施行令第41条に該当しない核燃料物質の使用施設にかかる核燃料使用者が保管している廃棄物			
(195事業所)	76,866本* ¹		固体・液体廃棄物の合算値。

注) 本データには、使用施設から発生する長半減期低発熱放射性廃棄物及びウラン廃棄物を含む。

*1: 貯蔵単位は200リットルドラム缶(200リットルドラム缶換算を含む)本数

放射線障害防止法第4条第1項の許可を受けた廃棄業者が保管している廃棄物			
事業所名		廃棄体数(本*)	備考
(公社)日本アイソトープ協会	関東第2廃棄物中継所	8,851	
	市原事業所	67,705	
	関西廃棄物中継所	0	
(株)ヴェスタ		56,573	
(独)日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	99,890	原子炉等規制法に基づき報告されるデータでもある。
	大洗研究開発センター	33,598	原子炉等規制法に基づき報告されるデータでもある。
(株)ティー・エヌ・テクノス 筑波研究本部		317	
合計		266,932	

*: 貯蔵単位は200リットルドラム缶(200リットルドラム缶に換算を含む)本数。また、本データには、液体廃棄物を含む。

L3 使用済燃料及び放射性廃棄物貯蔵施設のリスト

L3-1 使用済燃料管理施設の一覧

(1) 発電用原子炉関連

使用済燃料管理施設が所在する事業所等	所在地	主要な目的	主要な特徴
日本原子力発電(株)東海第二発電所	茨城県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵(一部乾式容器に貯蔵)
日本原子力発電(株)敦賀発電所	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
北海道電力(株)泊発電所	北海道	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
東北電力(株)女川原子力発電所	宮城県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
東北電力(株)東通原子力発電所	青森県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
東京電力(株)福島第一原子力発電所	福島県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵(一部乾式容器に貯蔵)
東京電力(株)福島第二原子力発電所	福島県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	新潟県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
中部電力(株)浜岡原子力発電所	静岡県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
北陸電力(株)志賀原子力発電所	石川県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
関西電力(株)美浜発電所	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
関西電力(株)高浜発電所	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
関西電力(株)大飯発電所	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
中国電力(株)島根原子力発電所	島根県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
四国電力(株)伊方発電所	愛媛県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
九州電力(株)玄海原子力発電所	佐賀県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
九州電力(株)川内原子力発電所	鹿児島県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター(新型転換炉ふげん)	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設	茨城県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
日本原燃(株)六ヶ所再処理施設	青森県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター(高速増殖原型炉もんじゅ)	福井県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵

(2) 使用済燃料管理施設の一覧（試験研究炉関連）

使用済燃料管理施設が所在する事業所等	所在地	主要な目的	主要な特徴
(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所	茨城県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵（一部乾式貯蔵）
(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	茨城県	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵
京都大学原子炉実験所	大阪府	使用済燃料の貯蔵	湿式貯蔵

L3-2 放射性廃棄物管理施設一覧

(1) 発電用原子炉関連

放射性廃棄物管理施設が所在する事業所等	所在地	主要な目的	主要な特徴
日本原子力発電(株)東海発電所	茨城県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
日本原子力発電(株)東海第二発電所	茨城県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
日本原子力発電(株)敦賀発電所	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
北海道電力(株)泊発電所	北海道	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
東北電力(株)東通原子力発電所	青森県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
東北電力(株)女川原子力発電所	宮城県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
東京電力(株)福島第一原子力発電所	福島県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
東京電力(株)福島第二原子力発電所	福島県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	新潟県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
中部電力(株)浜岡原子力発電所	静岡県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
北陸電力(株)志賀原子力発電所	石川県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵

放射性廃棄物管理施設が所在する事業所等	所在地	主要な目的	主要な特徴
関西電力(株)美浜発電所	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
関西電力(株)高浜発電所	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
関西電力(株)大飯発電所	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
中国電力(株)島根原子力発電所	島根県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
四国電力(株)伊方発電所	愛媛県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
九州電力(株)玄海原子力発電所	佐賀県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
九州電力(株)川内原子力発電所	鹿児島県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター(新型転換炉ふげん)	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター(高速増殖原型炉もんじゅ)	福井県	発電所廃棄物の処理、貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵

(2) 放射性廃棄物管理施設一覧(発電用原子炉関連以外)

放射性廃棄物管理施設が所在する事業所等*	所在地	主要な目的	主要な特徴
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 核燃料加工施設	神奈川県	ウラン廃棄物の処理、貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
三菱原子燃料(株) 核燃料加工施設	茨城県	ウラン廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
原子燃料工業(株) 東海事業所	茨城県	核燃料加工施設	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
		核燃料使用施設	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵

原子燃料工業(株) 熊取事業所	核燃料加工施設	大阪府	ウラン廃棄物の処理、貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
	核燃料使用施設		核燃料使用施設からの廃棄物の貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	核燃料加工施設	岡山県	ウラン廃棄物の処理、貯蔵	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
	核燃料使用施設		核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	廃棄物埋設施設	茨城県	低レベル放射性廃棄物の埋設	コンクリート廃棄物のトレンチ処分
	試験研究炉施設(運転中:7 施設、廃止措置中:1 施設)、核燃料使用施設、廃棄の業の施設* ¹		試験研究炉施設、核燃料使用施設、放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	再処理施設	茨城県	高レベル廃棄物及び超ウラン核種を含む廃棄物の処理、貯蔵	高レベル廃棄物のガラス固化、超ウラン核種を含む廃棄物の焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
	核燃料使用施設		核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	廃棄物管理施設、試験研究炉施設(運転中:3 施設、廃止措置中:1 施設)、核燃料使用施設、廃棄の業の施設* ¹	茨城県	試験研究炉施設、核燃料使用施設、放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(独)日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター むつ事務所	試験研究炉施設(廃止措置中:1 施設)	青森県	試験研究炉施設からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
日本原燃(株)再処理事業所	再処理施設	青森県	高レベル廃棄物及び超ウラン核種を含む廃棄物の処理、貯蔵	現在使用済燃料の受入貯蔵施設から発生する廃棄物について貯

				蔵庫に貯蔵(本体設備は建設中)
	廃棄物管理施設		ガラス固化体の貯蔵	返還ガラス固化体の貯蔵施設
日本原燃(株)濃縮・埋設事業所	廃棄物埋設施設	青森県	低レベル放射性廃棄物の埋設	1号廃棄物埋設施設、 2号廃棄物埋設施設
	核燃料加工施設		ウラン廃棄物の処理、貯蔵	貯蔵庫に貯蔵
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	試験研究炉施設、核燃料使用施設	茨城県	試験研究炉施設、核燃料使用施設からの廃棄物の一時保管	(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所に処理委託
東京大学アイソトープ総合センター	廃棄の業の施設*1	東京都	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
京都大学原子炉実験所	試験研究炉施設(運転中:2施設)、核燃料使用施設	大阪府	試験研究炉施設、核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
立教大学原子力研究所	試験研究炉施設(廃止措置中:1施設)	神奈川県	試験研究炉施設からの廃棄物の処理、貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
東京都市大学(旧武蔵工業大学)原子力研究所	試験研究炉施設(廃止措置中:1施設)	神奈川県	試験研究炉施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
近畿大学原子力研究所	試験研究炉施設	大阪府	試験研究炉施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(独)放射線医学総合研究所内部被ばく実験棟	核燃料使用施設	千葉県	核燃料使用施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(独)産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所	核燃料使用施設	茨城県	核燃料使用施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所	核燃料使用施設	青森県	核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(株)核物質管理センター 東海保障	核燃料使用施設	茨城県	核燃料使用施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵

措置センター				
(社)日本アイソトープ協会 茅記念滝沢研究所	廃棄の業の施設*2	岩手県	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮、焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(社)日本アイソトープ協会 市原事業所	廃棄の業の施設*2	千葉県	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(社)日本アイソトープ協会 関東第2廃棄物中継所	廃棄の業の施設*2	千葉県	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(社)日本アイソトープ協会 関西廃棄物中継所	廃棄の業の施設*2	大阪府	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(株)東芝研究炉管理センター	試験研究炉施設(廃止措置中:1施設)	神奈川県	試験研究炉施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(株)東芝原子力技術研究所	核燃料使用施設、試験研究炉施設	神奈川県	試験研究炉施設、核燃料使用施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
(株)日立製作所電力グループ原子力事業部王禅寺センター	試験研究炉施設(廃止措置中:1施設)	神奈川県	試験研究炉施設からの廃棄物の貯蔵	貯蔵庫等に貯蔵
日本核燃料開発(株)NFDホットラボ施設	核燃料使用施設	茨城県	核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターに処理委託
ニュークリア・デベロップメント(株)燃料ホットラボ施設	核燃料使用施設	茨城県	核燃料使用施設からの廃棄物の処理、貯蔵	圧縮等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(株)ティー・エヌ・テクノス 筑波研究本部	廃棄の業の施設*1	茨城県	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵
(株)ヴェスタ	廃棄の業の施設*1	千葉県	放射性同位元素の使用施設等からの廃棄物の処理、貯蔵	焼却等の減容後、貯蔵庫等に貯蔵

* : 各事業所において、特段の記載がない場合は1事業所につき1施設が運転中。ただし、1事業所につき2施設以上が運転中、1施設以上が廃止措置中の場合はその旨を明記。

*1：放射線障害防止法における廃棄の業の施設

*2：放射線障害防止法及び医療法等における廃棄の業の施設

放射性廃棄物埋設量

施設名		確認する主要核種	埋設量
日本原燃(株)濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設	1号埋設施設	Co-60、Ni-63、Cs-137、Sr-90、C-14	147,507本 ^{*2}
	2号埋設施設	Co-60、Ni-63、Cs-137、Sr-90、C-14	112,672本 ^{*2}
	合計	—	260,179本 ^{*2}
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ^{*1}	廃棄物埋設施設	Co-60、Ni-63、Cs-137、Sr-90、 Ca-41、C-14、Eu-152、H-3	1,670トン

*1：JPDRの解体時に発生した極低レベルコンクリート廃棄物の埋設、1997年10月から埋設地の保全段階に移行

*2：200リットルドラム缶

L3-3 廃止措置の過程にある原子力施設

(1) 発電用原子炉関連

施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	商業運転 期間	廃止措置の現状
日本原子力発電(株)東海発電所	茨城県	GCR	16.6	1966.7～ 1998.3	2001年から廃止措置を開始。
(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (新型転換炉ふげん)	福井県	ATR	16.5	1979.3～ 2003.3	2003年3月で運転終了。今後、使用済燃料搬出作業を継続するとともに2008年2月より廃止措置作業を開始し、2033年度までに完了の予定で進める。
中部電力(株)浜岡原子力発電所 1号機及び2号機	静岡県	BWR	54.0 84.0	1976.3～ 2009.1 1978.11～ 2009.1	2009年1月で運転終了し、2009年11月に廃止措置計画の認可を受けた。第1段階「解体工事準備期間」においては、燃料搬出を行うとともに、汚染状況の調査・検討、系統除染および放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去を開始し、廃止措置完了は2030年代を目指して

					いる。
--	--	--	--	--	-----

(2) 廃止措置の過程にある原子力施設及び予定されている原子力施設及び廃止措置の現状（試験研究炉関連）

施設名	所在地	炉型	熱出力 (kW)	運転期間*	廃止措置の現状
(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 JRR-2	茨城県	重水減速・冷却タンク型	10,000	1960.10～1996.12	重水搬出、原子炉冷却系統施設の系統隔離、原子炉本体密閉措置、二次冷却設備等の撤去、実験設備等の撤去、使用済燃料の搬出等を実施済
(独)日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター原子力第一船(むつ)原子炉	青森県	加圧軽水減速冷却、PWR型	36,000	1974.8～1992.2	船舶「むつ」の解体工事は終了 附帯陸上施設は、固体廃棄物の保管、液体廃棄物の処理処分を行うため、維持管理中
(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター重水臨界実験装置(DCA)	茨城県	重水減速型	1	1969.12～2001.9	原子炉の機能停止、重水搬出、冷却系統施設の撤去等を実施済
(株)日立製作所電力グループ原子力事業部王禅寺センター 日立教育訓練用原子炉(HTR)	神奈川県	軽水減速冷却型	100	1961.12～1975.2	原子炉本体を解体撤去後、炉容器はコンクリート固定化処理、使用済燃料の搬出等を実施済
(株)東芝 研究炉管理センター 東芝教育訓練用原子炉(TTR-1)	神奈川県	軽水減速非均質型	100	1962.3～2001.1	運転機能の永久停止措置及び原子炉冷却系統施設の撤去、使用済燃料の搬出等を実施済
立教大学 原子力研究所 研究用原子炉(RUR)	神奈川県	水素化ジルコニウム減速軽水冷却型	100	1961.12～2001.12	原子炉の機能停止、使用済燃料の搬出等を実施済
東京都市大学(旧武蔵工業大学) 武蔵工大炉(MITRR)	神奈川県	水素化ジルコニウム減速軽水冷却型	100	1963.1～2004.1	原子炉の機能停止、使用済燃料の搬出等を実施済

施設名	所在地	炉型	熱出力 (kW)	運転期間*	廃止措置の現状
東京大学原子炉 弥生	茨城県	ウラン燃料空気 冷却型高速炉	2	1971. 4 ~ 2011. 3	2011年3月末で運転終了。今後、 廃止措置の手続きを実施予定。

* : 初臨界から運転停止までの期間

L4 G章及びH章で関連する法令の抜粋

I. G章に関連する法令の抜粋

表 G1-1 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（抄）

<p>(使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力については、貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載すること。</p> <p>二 法第四十三条の四第二項第四号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ～チ (略)</p> <p>三 法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法については、次の区分によって記載すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四 法第四十三条の四第二項第五号の使用済燃料貯蔵施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。</p> <p>五 法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法については、返還等の相手方及びその方法を記載すること。</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>(設計及び工事の方法の認可の申請)</p> <p>第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十三条の八第三項第二号の設計及び工事の方法の技術上の基準（以下この条及び次条において「技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができな</p>

いときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の申請)

第七条 法第四十三条の九第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設の工事（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の実施)

第八条 法第四十三条の九第一項の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 使用済燃料の臨界防止、放射線の遮蔽、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入れ施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 使用済燃料貯蔵施設の性能に関する事項 使用済燃料を封入した容器を搬入して据付けたとき又は使用済燃料貯蔵施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(溶接検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第十一条 法第四十三条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるとおりとする。

一 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

二 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベ

クレル毎立方センチメートル)未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの

- イ 水用の容器又は管であって、最高使用温度が百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル以上
- ハ イに掲げる管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第四十三条の十第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一～五 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一～三 (略)
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第四十三条の十第一項の溶接検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき(第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。)
- 二 法第四十三条の十第三項第二号に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)に適合していることを確認するために非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 溶接の技術基準に適合していることを確認するために機械試験を必要とする溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 溶接の技術基準に適合していることを確認するために耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき(第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接の方法の認可)

第十五条 法第四十三条の十第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工工場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一～五 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
 - 一～三 (略)

- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
 - 二 溶接施行方法が溶接部の強度及び耐食性を確保するのに適切であること。
 - 三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第十六条 法第四十三条の第十四項の規定により溶接をした使用済燃料貯蔵施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一～四 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一～四 (略)
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第四十三条の十一第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の性能について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一～三 (略)
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第二十条 法第四十三条の十一第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、一年とする。

(貯蔵計画)

第二十三条 法第四十三条の十三の規定による使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画は、使用済燃料貯蔵設備ごとに、様式第一により作成するものとし、使用開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の貯蔵計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の四第一項の規定による許可又は法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受け、その期間内に貯蔵を開始する場合にあっては、許可を受けた後速やかに届け出るものとする。
- 3 前二項の貯蔵計画を変更したときは、その変更に係る貯蔵計画を変更の日から三十日以内に、使用済燃料貯蔵

設備ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 前三項の貯蔵計画の提出部数は、正本一通とする。

(品質保証)

第二十八条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第二十八条の二 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第二十八条の三 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 使用済燃料貯蔵事業者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第二十八条の四 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第二十八条の五 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

- イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
- ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
- ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
- 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
- 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
- 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第二十八条の六 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
- 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
- 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第二十八条の七 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 三 予防に関する処置に当たっては、自らの使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

（管理区域への立入制限等）

第二十九条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。

- イ 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。
- ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- ハ 床、壁その他の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 人の居住を禁止すること。
 - ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

（線量等に関する措置）

第三十条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
 - 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用済燃料貯蔵施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

（使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検）

第三十一条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、使用済燃料貯蔵施設の保全に従事する者に使用済燃料貯蔵施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

- 2 法第四十三条の十八第一項の規定により、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、毎週一回以上、放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに使用済燃料貯蔵施設について巡視させなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査）

第三十二条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の各号（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基

準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 使用済燃料貯蔵施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

(使用済燃料貯蔵設備の操作)

第三十三条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる使用済燃料貯蔵設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。
- 二 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。
- 三 操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。
- 四 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。
- 五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。
- 六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。
- 七 使用済燃料貯蔵設備の操作の訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。
- 八 使用済燃料の貯蔵は、使用済燃料貯蔵設備本体において行うこと。
- 九 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を提示すること。
- 十 使用済燃料の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- 十一 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 十二 使用済燃料の貯蔵は、いかなる場合においても、使用済燃料が臨界に達するおそれがないように行うこと。

(事業所内の運搬)

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 使用済燃料の運搬は、いかなる場合においても、使用済燃料が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 二 使用済燃料等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 使用済燃料によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
- ロ 使用済燃料によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。
- 四 使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 使用済燃料等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 使用済燃料等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもって、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 4 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関

する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十五条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行われるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によって排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によって排水すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第二十七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十一 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十二 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 使用済燃料貯蔵施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4 前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十七条 法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに

作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

四 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。)

五 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 使用済燃料貯蔵施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3) 放射線管理に関すること。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に関し必要な事項

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。

十二 使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。

十四 使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱いに関すること。

十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十七 使用済燃料貯蔵施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関すること。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に関すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。
- 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。
- 三 使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。
- 四 廃止措置の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。
- 五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- 六 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。
- 七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であって次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事。
 - ロ 保安教育の内容に関する事であって次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。
 - (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造及び性能に関する事。
 - (3) 使用済燃料貯蔵施設の廃止措置に関する事。
 - (4) 放射線管理に関する事。
 - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事。
 - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
 - ハ その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に関し必要な事項
- 八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。
- 十 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。
- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。
- 十三 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関する事。
- 十四 使用済燃料貯蔵施設の巡視及びこれに伴う処置に関する事。
- 十五 放射性廃棄物の廃棄に関する事。
- 十六 非常の場合に採るべき処置に関する事。
- 十七 使用済燃料貯蔵施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三條の十三各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
- 十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第四十三條の十三各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
- 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者と

の共有に関すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 廃止措置の管理に関すること。

二十二 その他使用済燃料貯蔵施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十八条 法第四十三条の二十第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 使用済燃料等その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第四十一条 法第四十三条の二十五第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域（第三十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う事業所にあっては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十 非常の場合の対応に関すること。

十一 連絡体制の整備に関すること。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

- 十四 使用済燃料貯蔵施設に係る緊急時対応計画に関する事。
- 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関する事。（第三十六条第二項第二十四号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関する事。
- 十七 使用済燃料貯蔵施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事。
- 十八 その他使用済燃料貯蔵施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（使用済燃料貯蔵施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第四十一条の二 法第四十三条の二十五第二項 において準用する法第十二条の二第五項 の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の二十五第二項 において準用する法第十二条の二第六項 の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の三の二 法第四十三条の二十七第二項 の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
- 三 法第四十三条の二十七第二項 の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 使用済燃料による汚染の除去
- 六 使用済燃料によって汚染された物の廃棄
- 七 廃止措置の工程

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～十 （略）

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第四十三条の六 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用済燃料貯蔵施設から使用済燃料が搬出されていること。
- 二 使用済燃料によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第四十三条の七 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一～五 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 一・二 (略)
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第四十三条の八 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 使用済燃料によって汚染された物の廃棄が終了していること。
- 三 第二十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し完了していること。

(事故故障等の報告)

第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 使用済燃料の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 使用済燃料貯蔵施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。
- 三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

- 四 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十五条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十五条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
- イ 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
- ロ 気体状の使用済燃料等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
- ハ 漏えいした使用済燃料等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 九 使用済燃料が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。
- 十 使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十一 放射線業務従事者について第三十条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 十二 前各号のほか、使用済燃料貯蔵施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 使用済燃料貯蔵施設に火災が起こり、又は使用済燃料貯蔵施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、使用済燃料貯蔵施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

表 G1-2 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抄）

（使用済燃料の臨界防止）

第三条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないものでなければならない。

（遮蔽等）

第四条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

（閉じ込めの機能）

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

（除熱）

第六条 使用済燃料貯蔵施設は、動力を用いなくて使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

- 一 火災及び爆発の発生を防止すること。
- 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。
- 三 火災及び爆発の影響を軽減すること。

（使用済燃料貯蔵施設の地盤）

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（基本的安全機能を確保する上で必要な施設にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、変形した場合においてもその基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 基本的安全機能を確保する上で必要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 使用済燃料貯蔵施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第十条 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても基本的安全機能を損なわないものでなければならない。

- 2 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止)

第十二条 事業所には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十三条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないものでなければならない。

- 2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(設計最大評価事故時の放射線障害の防止)

第十四条 使用済燃料貯蔵施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線

量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。)が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

(金属キャスク)

第十五条 使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクを設けなければならない。

2 金属キャスクは、当該金属キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保するものでなければならない。

(使用済燃料の受入れ施設)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的安全機能を確保することができる使用済燃料の受入れ施設を設けなければならない。

(計測制御系統施設)

第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、基本的安全機能のうち閉じ込め機能及び除熱機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設には、安全設計上想定される事故により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、第十九条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。

(廃棄施設)

第十八条 使用済燃料貯蔵施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

(放射線管理施設)

第十九条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

- 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。
- 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。
- 三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(予備電源)

第二十条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

- 第二十一条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。
- 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。
- 3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人々の退避のための設備を設けなければならない。

表 G1-3 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (抄)

(使用済燃料の臨界防止)

第三条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられているものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

- 第四条 使用済燃料貯蔵施設が火災又は爆発の影響を受けることにより使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)を施設しなければならない。
- 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の地盤)

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

- 第五条の二 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。
- 2 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。
- 3 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条の三 使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五条の四 使用済燃料貯蔵施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(材料及び構造)

第六条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(除熱)

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)の崩壊熱を適切に除去するように施設しなければならない。

(閉じ込めの機能)

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

- 一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。
- 二 流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料によって汚染された物が使用済燃料によって

汚染された物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

- 三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。
 - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものであること。
 - ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りではない。
 - ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りではない。

（遮蔽）

- 第九条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。
- 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

（換気）

- 第九条の二 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。
- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
 - 二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
 - 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。

（使用済燃料によって汚染された物による汚染の防止）

- 第十条 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

（安全機能を有する施設）

第十一条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

(搬送設備及び受入れ設備)

第十二条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。
- 二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十三条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることができる。

- 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度
 - 二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部（ただし、蓋を溶接する場合を除く。）の圧力
 - 三 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度
- 2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、第十五条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が漏れいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

(廃棄施設)

第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(放射線管理施設)

第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

- 一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
- 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
- 三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
- 五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

(予備電源)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

(通信連絡設備等)

第十六条の二 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

表 G6-1 保安規定に記載すべき事項

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第 37 条第 1 項)

- 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 2. 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 3. 使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業

- 手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)
4. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
 5. 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
 6. 使用済燃料貯蔵施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
 - a. 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - b. 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び運転に関すること。
 - (3) 放射線管理に関すること。
 - (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
 - (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
 - c. その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に関し必要な事項
 7. 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
 8. 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
 9. 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
 10. 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
 11. 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
 12. 使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
 13. 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。
 14. 使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱いに関すること。
 15. 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
 16. 非常の場合に採るべき処置に関すること。
 17. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
 18. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関すること。
 19. 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料貯蔵事業者との共有に関すること。
 20. 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
 21. その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項

II. H章に関連する法令の抜粋

表 H1-1 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（抄）

<p>（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項 の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第五十一条の二第二項第三号 の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。</p> <p>二 法第五十一条の二第二項第四号 の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>三 法第五十一条の二第二項第四号 の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 法第五十一条の二第二項第五号 の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。</p> <p>五 法第五十一条の二第二項第六号 の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項 に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（変更の許可の申請）</p> <p>第三条 令第三十三条 の変更の許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）</p> <p>第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>
--

一～四 (略)

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。
- 二 放射線管理施設の組立てに関する事項 施設が完成したとき。
- 三 坑道（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。
- 四 前各号に掲げる事項以外の事項 廃棄物埋設地を土砂等で覆うときその他原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項 に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準（以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項 又は法第五十一条の五第一項 の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項 の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条、第六条の三及び第八条において「申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギーを超えないこと。
 - 二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所（廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画。以下この号において同じ。）にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。
 - 三 コンクリート等廃棄物を埋設する場合において、廃棄物埋設地の外に放射性物質が飛散するおそれがあるときは、飛散防止のための措置を講ずること。
 - 四 廃棄物埋設地は、土砂等を充てんすることにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空けきが残らないように措置すること。
 - 五 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと。
 - 六 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面を土砂等で覆うこと。
 - 七 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、申請書等に記載した構造及び設備を有すること。
- 2 ビット処分（第一条の二第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

- ニ 外周仕切設備は、次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
 - ロ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- 三 開口部の面積が五十平方メートルを超え、又は埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地は、前号に掲げる要件を備え、かつ、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。
- 四 埋設時においては、外周仕切設備及び第三号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。
- 五 埋設が終了した廃棄物埋設地又は第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設が終了した区画には、前項第六号に定めるところにより土砂等で覆う前に速やかに第二号に掲げる要件を備え、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された覆いをする事。
- 3 ピット処分（第一条の二第二項第四号ロに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。
 - 二 放射性廃棄物を一体的に固型化したものは前項第二号に掲げる要件を備え、その体積はおおむね五百立方メートルを超えないようにすること。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 廃棄体 別記様式第二による申請書
- 二 コンクリート等廃棄物 別記様式第三による申請書

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五 （略）

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 余裕深度処分を行う場合
 - イ 埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。）、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設を設置

した工場又は事業所において生じたものであること

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること

ハ 当該廃棄体が次項に定めるとおりであること

ニ ピット処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること

ハ 当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること

三 トレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること

ハ 当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。

二 放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

三 表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないこと。

四 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

五 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

六 著しい破損がないこと。

七 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、第二項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 爆発性の物質を含まないこと。

二 当該コンクリート等廃棄物に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

(品質保証)

第十三条の三 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第十四条から第十九条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第十三条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第十三条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 第二種廃棄物埋設事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第十三条の六 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第十三条の七 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
 - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
 - ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
 - ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- 二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第十三条の八 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
- 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
- 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第十三条の九 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 三 予防処置に当たっては、自らの廃棄物埋設施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

（管理区域への立入制限等）

第十四条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の十八第一項の変更の認可を受けた保安規定において、これらの区域を定めないこととした場合は、この限りでない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
 - ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
 - ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- 二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第十五条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(廃棄物埋設施設の巡視及び点検)

第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

(廃棄物埋設地の保全)

第十七条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常な漏えいがあつたと認められる場合には速やかに廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

二 埋設保全区域を定め、当該埋設保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、廃棄物埋設地の現状を保全するための措置（前号の措置を除く。）を講ずること。

三 廃棄物埋設地には、次に掲げる事項を表示する立札その他の設備を設置し、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 放射性廃棄物の種類

ロ 埋設を開始した日及び埋設を終了した日

ハ 保安のための注意事項

2 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

(事業所内の運搬)

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
 - 二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。
 - 三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
 - 四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
 - 五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
 - 六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
 - 七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
 - 八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
 - 九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができ

る。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

- 3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 4 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条 から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 排水施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。
- ヘ 第六条及び第八条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。

六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ き裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第十三条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十 第五号ヘの方法により廃棄する場合は、地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六号の濃度限度を超えないようにすること。

十一 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 第六条及び第八条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。

十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十三 第九号ハの規定は、第十一号ハの方法による廃棄について準用する。

十四 第十号の規定は、第十一号ニの方法による廃棄について準用する。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価を行うこと。

二 前号の評価の結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。
- 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。
- 三 廃棄物埋設施設の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。
- 四 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。
- 六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事。
 - ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。
 - (2) 廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関する事。
 - (3) 放射線管理に関する事。
 - (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。
 - (5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。
 - ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項
- 七 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関する事。
- 八 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。
- 十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関する事。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。
- 十三 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事。
- 十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関する事。
- 十五 非常の場合に採るべき処置に関する事。
- 十六 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二條の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。

十七 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事。

十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関する事。

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。

二十 その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。

三 廃棄物埋設施設の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。

五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事（次号に掲げるものを除く。）。

六 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事。

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。

(2) 廃棄物埋設施設の構造及び性能に関する事。

(3) 廃棄物埋設地の附属施設の廃止措置に関する事。

(4) 放射線管理に関する事。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項

八 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関する事。

九 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。

十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。

十三 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関する事。

十四 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関する事。

十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十六 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十 廃止措置の管理に関すること。

二十一 その他廃棄物埋設施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は第二項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

4 第二項の場合において第一項本文の規定を準用する。

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第二十二条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。
 - 四 防護区域（第十九条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
 - 五 防護区域に係る出入管理に関すること。
 - 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
 - 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
 - 八 情報システムセキュリティ計画に関すること。
 - 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
 - 十 非常の場合の対応に関すること。
 - 十一 連絡体制の整備に関すること。
 - 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
 - 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。
 - 十四 廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。
 - 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第十九条の三第二項第二十三号（同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
 - 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。
 - 十七 廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
 - 十八 その他廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

- 第二十二条の三 法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。
- 2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類、設備、機器その他の必要な物件の検査
 - 三 従業員その他関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置計画の認可の申請）

- 第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～十 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二條の十 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第五十一條の二第二項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。
- 二 第十七條第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。
- 三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十二條の十一 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第二十二條の十二 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
- 三 第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下次条及び第二十七條において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

- 二 廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。
- 四 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十九条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十九条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
 - ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 九 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十 放射線業務従事者について第十五条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 十一 前各号のほか、廃棄物埋設施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 廃棄物埋設施設に火災が起こり、又は廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。
- 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

表 H1-2 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（抄）

（廃棄物管理の事業の許可の申請）

第二条 法第五十一条の二第二項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載すること。
 - 二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。
イ～ト （略）
 - 三 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。
イ・ロ （略）
 - 四 法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物管理施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一～九 （略）
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一～五 （略）
- 2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合し

ていることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

- 3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の申請)

第七条 法第五十一条の八第一項の規定により、特定廃棄物管理施設の工事（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前検査の実施)

第八条 法第五十一条の八第一項の使用前検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 廃棄物管理施設の性能に関する事項 廃棄物管理施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(溶接検査を受ける特定廃棄物管理施設)

第十一条 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物管理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
 - ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物

質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の管であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)

二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管(前号に規定するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の管であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)

三 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管(前各号に規定する容器又は管を除く。)であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの

イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査の実施)

第十三条 法第五十一条の九第一項の溶接検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 溶接作業を行うとき(第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認め

て承認した場合を除く。)

- 二 法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

（溶接検査を要しない場合）

第十四条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第二条第一項第二号チに規定する廃棄物管理設備の附属施設のうちの主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合
- 二 漏止め溶接のみをした第十一条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第十五条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一～五 （略）
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
 - 一～三 （略）
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
 - 二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
 - 三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第十六条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一～四 （略）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査を受ける特定廃棄物管理施設)

第十八条 令第三十五条第二号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物管理設備の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄施設
- 二 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第五十一条の十第一項の規定により令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設の性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三 (略)

- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第二十条 法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

(品質保証)

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第二十六条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第二十六条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 廃棄物管理事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第二十六条の六 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第二十六条の七 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
 - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
 - ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
 - ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- 二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の廃棄物管理事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
- 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
- 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
- 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第二十六条の八 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

- 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
- 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

(保安活動の改善)

第二十六条の九 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 三 予防処置に当たっては、自らの廃棄物管理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(管理区域への立入制限等)

第二十七 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。
 - ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
 - ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようにすること。
- 二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
 - イ 人の居住を禁止すること。
 - ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第二十八条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
- 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えない

ようにすること。

- 2 前項の規定にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

（廃棄物管理施設の巡視及び点検）

第二十九条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

- 2 法第五十一条の十六第三項の規定により、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、毎週一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視を行わせなければならない。

（廃棄物管理施設の施設定期自主検査）

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

- 一 令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。
 - 二 警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。
 - 三 廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。
- 2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

（廃棄物管理設備の操作）

第三十一条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。
- 二 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。
- 三 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。
- 四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五 廃棄物管理設備の操作の訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

(事業所内の運搬)

第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標

識を取り付けること。

- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 4 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行われるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排気施設によつて排出すること。
 - ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
 - イ 排水施設によつて排出すること。
 - ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。
 - ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
 - ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。
- 六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度

を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。

八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第二十六条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十一 前号ロ又はハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、第十号ロの方法による廃棄について準用する。

十三 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2 廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定

すること。

- 3 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。
- 4 前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(保安規定)

第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）。
- 四 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 廃棄物管理施設の放射線業務事業者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること。
 - (3) 放射線管理に関すること。
 - (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
 - (5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。
 - ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十二 廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十三 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
- 十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- 十六 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を

む。)に関すること。

十七 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。

十八 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十 その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

六 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 廃棄物管理施設の構造及び性能に関すること。

(3) 廃棄物管理施設の廃止措置に関すること。

(4) 放射線管理に関すること。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項

八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。

十三 廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

- 十四 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。
 - 十五 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
 - 十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
 - 十七 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
 - 十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
 - 十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。
 - 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
 - 二十一 廃止措置の管理に関すること。
 - 二十二 その他廃棄物管理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
- 3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
 - 4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十四条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

- 2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
 - 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
 - 三 従業者その他関係者に対する質問
 - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第三十五条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

- 四 防護区域（第三十三条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
 - 五 防護区域に係る出入管理に関すること。
 - 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
 - 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
 - 八 情報システムセキュリティ計画に関すること。
 - 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
 - 十 非常の場合の対応に関すること。
 - 十一 連絡体制の整備に関すること。
 - 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
 - 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。
 - 十四 廃棄物管理施設に係る緊急時対応計画に関すること。
 - 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第三十三条の三第二項第二十三号（同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
 - 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。
 - 十七 廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
 - 十八 その他廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

- 第三十五条の二の二 法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。
- 2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
 - 三 従業員その他関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置計画の認可の申請）

- 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 廃止措置に係る事業所の名称及び所在地
 - 三 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地
 - 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
 - 五 核燃料物質による汚染の除去
 - 六 核燃料物質等の廃棄
 - 七 廃止措置の工程
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一～十 （略）
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

（廃止措置計画の認可の基準）

第三十五条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。
- 二 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

（廃止措置の終了の確認の申請）

第三十五条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一～五 （略）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 核燃料物質による汚染の分布状況
 - 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 第一項の申請書の提出部数は正本一通、写し一通とする。

（廃止措置の終了確認の基準）

第三十五条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。

三 第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し
が完了していること。

(事故故障等の報告)

第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に
係る者に限る。）を含む。以下次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、
その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 廃棄物管理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合で
あつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射
線障害を防止するための放射線の遮へい機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機
能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による
排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認めら
れたとき。
- 五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物
質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。
- 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水
中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。
- 七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいした
とき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措
置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止す
るための堰の外に拡大しなかつたとき。
 - ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持
されているとき。
 - ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。
- 十 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくが
あつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線
業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十一 放射線業務従事者について第二十八条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばく
があつたとき。
- 十二 前各号のほか、廃棄物管理施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要とし

ないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 廃棄物管理施設に火災が起り、又は廃棄物管理施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物管理施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。
- 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

表 H3-1 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抄）

(遮蔽等)

第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

(閉じ込めの機能)

第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

- 一 火災及び爆発の発生を防止すること。
- 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。
- 三 火災及び爆発の影響を軽減すること。

(廃棄物管理施設の地盤)

- 第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。
- 2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。
 - 3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

- 第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
 - 3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

- 第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

- 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。
- 2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならない。

(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

- 第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

- 第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措

置を講じなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

(設計最大評価事故時の放射線障害の防止)

第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

(処理施設)

第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。

一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。

二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(管理施設)

第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。

一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。

二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。

三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。

(計測制御系統施設)

第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能

が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。

- 2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。

(放射線管理施設)

第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

- 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。
- 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。
- 三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(廃棄施設)

第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

- 2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

(予備電源)

第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

- 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。
- 3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

表 H3-2 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抄）

(廃棄物埋設施設の地盤)

第三条 廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

- 2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 廃棄物埋設地は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

第四条 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。

2 廃棄物埋設施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により当該廃棄物埋設施設の安全性が損なわれよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

- 一 火災及び爆発の発生を防止すること。
- 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。
- 三 火災及び爆発の影響を軽減すること。

(遮蔽等)

第八条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 廃棄物埋設施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

3 廃棄物埋設施設は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならない。

(異常時の放射線障害の防止等)

第九条 廃棄物埋設施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

二 前号の期間中において、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

(廃棄物埋設地)

第十条 廃棄物埋設地は、廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止する機能を有するものでなければならない。

2 ピット処分を行う場合の廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法その他の方法により、少なくとも埋設が終了するまでの期間、放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならない。

3 廃棄物埋設地は、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならない。

(放射線管理施設)

第十一条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

- 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。
- 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。
- 三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(廃棄施設)

第十二条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2 廃棄物埋設施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

(地下水の水位等の監視設備)

第十三条 廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備（第十一条第一号及び第二号に規定する設備を除く。）を設けなければならない。

(予備電源)

第十四条 廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第十五条 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

- 2 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。
- 3 廃棄物埋設施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

表 H4-1 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（抄）

（火災等による損傷の防止）

第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

- 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。
- 4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。
- 5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤）

第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

（地震による損傷の防止）

第四条の二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

- 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。
- 3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第四条の三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第四条の四 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第四条の五 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項 に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条の六 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(材料及び構造)

第五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(閉じ込めの機能)

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

- 一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。
 - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。
 - ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
 - ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

（遮蔽）

第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

- 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

（換気）

第八条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第九条 特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入れ施設又は管理施設)

第十条 特定廃棄物埋施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。

- 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。
- 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
 - 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
 - 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。

(処理施設及び廃棄施設)

第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
 - 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
 - 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
 - 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
 - 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

(搬送設備)

第十三条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

(放射線管理施設)

第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

(予備電源)

第十六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

(通信連絡設備等)

第十七条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

表 H6-1 技術上の基準

1. 廃棄物埋設施設等の技術上の基準

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第6条の規定による技術上の基準)

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項 又は法第五十一条の五第一項 の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項 の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条、第六条の三及び第八条において「申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギーを超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所（廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画。以下この号において同じ。）にたまつている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 コンクリート等廃棄物を埋設する場合において、廃棄物埋設地の外に放射性物質が飛散するおそれがあるときは、飛散防止のための措置を講ずること。

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充てんすることにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空けきが残らないように措置すること。

五 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと。

六 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面を土砂等で覆うこと。

七 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、申請書等に記載した構造及び設備を有すること。

外周仕切を設置したピット処分を行う場合

前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。
- 二 外周仕切設備は、次に掲げる要件を備えていること。
 - イ 自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
 - ロ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- 三 開口部の面積が五十平方メートルを超え、又は埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地は、前号に掲げる要件を備え、かつ、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。
- 四 埋設時においては、外周仕切設備及び第三号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。
- 五 埋設が終了した廃棄物埋設地又は第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設が終了した区画には、前項第六号に定めるところにより土砂等で覆う前に速やかに第二号に掲げる要件を備え、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された覆いをする。

外周仕切を設置しないピット処分を行う場合

第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。
- 二 放射性廃棄物を一体的に固型化したものは前項第二号に掲げる要件を備え、その体積はおおむね五百立方メートルを超えないようにすること。

2. 埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第8条の規定による技術上の基準）

一 余裕深度処分を行う場合

- イ 埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。）、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること
- ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること
- ハ 当該廃棄体が次項に定めるとおりであること

二 ピット処分を行う場合

- イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること
- ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること
- ハ 当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること

三 トレンチ処分を行う場合

- イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること
- ロ 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること
- ハ 当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること

廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。
- 二 放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。
- 三 表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないこと。
- 四 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。
- 五 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。
- 六 著しい破損がないこと。
- 七 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 爆発性の物質を含まないこと。
- 二 当該コンクリート等廃棄物に関して前条の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

表 H6-2 保安規定に記載すべき事項

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第 34 条第 1 項)

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 四 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 廃棄物管理施設の放射線業務事業者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

- (2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- (5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十二 廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十三 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
- 十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- 十六 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十七 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。
- 十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。
- 十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十 その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 20 条第 1 項）

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 三 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 四 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関する事。</p> <p>(3) 放射線管理に関する事。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。</p> <p>ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>七 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設施設についての保安のために講ずべき措置に関する事。</p> <p>八 管理区域、周辺監視区域及び埋設保安区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p>九 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。</p> <p>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。</p> <p>十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関する事。</p> <p>十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。</p> <p>十三 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事。</p> <p>十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関する事。</p> <p>十五 非常の場合に採るべき処置に関する事。</p> <p>十六 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二條の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。</p> <p>十七 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事。</p> <p>十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関する事。</p> <p>十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。</p> <p>二十 その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項</p>
--

表 H6-3 原子力施設が設置された事業所内における放射性廃棄物の廃棄の方法の例

<p>1. 気体状の放射性廃棄物</p> <p>1) 排気施設によつて排出すること。</p> <p>排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>2) 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。</p> <p>2. 液体状の放射性廃棄物</p>
--

1) 排水施設によって排出すること。

排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。

2) 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

3) 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

a. 放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ・水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ・き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ・容器のふたが容易に外れないものであること。

b. 放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

c. 放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

- ・放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器にき裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。
- ・放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第四十四条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。
- ・当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

4) 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

5) 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

6) 廃棄物埋設施設及び埋設しようとする放射性廃棄物の技術上の基準に従って廃棄物埋設地に埋設すること。

地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会が定める濃度限度を超えないようにすること。

3. 固体状の放射性廃棄物

1) 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

2) 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

a. 放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ・水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ・き裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ・容器のふたが容易に外れないものであること。

- b. 放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。
 - c. 放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
 - ・放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第四十四条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。
 - ・当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 3) 2) の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 4) 廃棄物埋設施設及び埋設しようとする放射性廃棄物の技術上の基準に従って廃棄物埋設地に埋設すること。
- 地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会が定める濃度限度を超えないようにすること。